江 北 町 地 域 防 災 計 画

第１編　総則

第２編　風水害対策

令和８年６月修正版

江　北　町　防　災　会　議

目　　次

第１編　総則

第１章　総則

第１節　計画の目的 …… 1
第２節　計画の性格 …… 1
第３節　計画の構成 …… 2
第４節　防災の基本理念 …… 2

第２章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任 …… 4
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 …… 6

第３章　江北町の概況

第１節　自然的環境 …… １６
第２節　社会的環境 …… １７

第２編　風水害対策

第１章　総則

第１節　計画の目的 …… １８
第２節　これまでの風水害被害 …… １９
第３節　計画の前提 …… ２１

第２章　災害予防対策計画

第１節　安全・安心な町土づくり …… ２２
第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 …… ３４
第３節　町民等の防災活動の推進…… ７１
第４節　防災営農体制の確立 …… ８１
第５節　技術者の育成・確保 …… ８３
第６節　孤立防止対策計画 …… ８３

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制 …… ８５
第２節　災害発生直前対策 …… ９６
第３節　災害情報の収集・連絡、報告 ……１０５

第４節　労務確保計画 ・・１１４
第５節　従事命令及び協力命令 ・・・１１５
第６節　自衛隊災害派遣要請計画 ・・・１１７
第７節　応援協力体制 ・・・１２１
第８節　通信計画 ・・１２８
第９節　救助活動計画 ・・１３０
第10節　保健医療福祉活動計画 ・・・１３３
第11節　救急活動計画 ・・１４０
第12節　惨事ストレス対策 ・・・１４１
第13節　水防活動計画と二次災害の防止活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１
第14節　避難計画 ・・・１４２
第15節　応急住宅対策計画 ・・１５１
第16節　交通及び輸送対策計画 ・・・１５４
第17節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９
第18節　広報、被災者相談計画 ・・・１６６
第19節　文教対策計画 ・・・１６９
第20節　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２
第21節　ライフライン等公益施設の応急復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４
第22節　災害対策用機材、復旧資材等の調達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
第23節　福祉サービスの提供計画 ・・・１７７
第24節　ボランティアの活動対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９
第25節　外国人対策 ・・・１８０
第26節　帰宅困難者対策 ・・・１８０
第27節　義援物資、義援金対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８１
第28節　災害救助法の適用 ・・・１８２
第29節　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
第30節　廃棄物の処理計画 ・・・１８６
第31節　防疫計画 ・・１８９
第32節　保健衛生計画 ・・１９３
第33節　病害虫防除、動物の管理等計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９４
第34節　危険物等の保安計画 ・・・１９６
第35節　石油等の大量流出の防除対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９９
第36節　孤立地域対策活動 ・・・２０３
第37節　生活再建対策 ・・２０３
第38節　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４

第４章　災害復旧・復興計画
第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０７
第２節　被災者の生活再建等への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０
第３節　地域の経済復興の推進 ・・２１４

第１編　総　則

第１章　総　則

第1節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「法」という。）第４２条の規定に基づき、江北町防災会議が作成するものであり、本町の地域に係る防災に関し、町、杵藤地区広域市町圏組合（以下「消防署」という。）及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節　計画の性格

この計画は、江北町の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

１　国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画又は佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。

２　災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、江北町の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。

３　国土強靭化に関する部分については、その基本目標である。
① 人命の保護が最大限図られる。
② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧・復興
を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、歳代応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

４　今後、防災基本計画、防災業務計画若しくは佐賀県地域防災計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第３節　計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第１編　総　則
第２編　風水害対策
第３編　地震・津波災害対策
第４編　原子力災害対策
第５編　その他の災害対策

の５編をもって構成している。

第１編総則に続き、第２編から第４編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第５編その他の災害対策には、林野火災対策について特記すべき事項を記述している。

第４節　防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

１　災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

２　災害応急段階における基本理念「オペレーション重視の災害応急対策」

発災直後は、現場重視の迅速な初動で、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、トリアージ的対応を共通認識として、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3　災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第２章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

１　町

町は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　町　民

町民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平時より、災害に対する備えを心がけるともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

３　消防署

消防署は､関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、災害の防除、被害の軽減のため防災活動を実施する。

４　県

県は、災害が町の区域を越え広域にわたる時、災害の規模が大きく町（消防機関を含む）で処理することが不適当と認められる時、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、町（消防機関を含む）間の連絡調整を必要とする時などに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町（消防機関を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

５　県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

6　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

7　自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）に基づき、災害派遣を実施する。

8　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9　杵藤地区広域市町圏組合、杵東地区衛生処理組合

各組合は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策を実施する。

10　公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

江北町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

１　町

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　町防災会議及び町災害対策本部に関すること
(2)　防災に関する調査、研究に関すること
(3)　県土保全事業等に関すること
(4)　防災に関する組織の整備に関すること
(5)　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(6)　防災に関する物資等の備蓄に関すること
(7)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(8)　町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
(9)　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10)　災害時の広報に関すること
(11)　避難の指示等に関すること
(12)　災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(13)　災害時における町消防団との連絡調整に関すること
(14)　消防活動に関すること
(15)　被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること
(16)　防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(17)　被災町有施設及び設備の応急措置に関すること
(18)　災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(19)　要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること
(20)　被災者の福祉的支援に関すること
(21)　ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること
(22)　他の市町との相互応援に関すること
(23)　災害時の文教対策に関すること
(24)　災害復旧・復興の実施に関すること
(25)　その他町の所掌事務についての防災対策に関すること

２　消防署

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　防災に関する組織の整備に関すること
(2)　防災に関する設備及び資機材の整備に関すること
(3)　防火思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(4)　災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること
(5)　消防活動に関すること

(6)　被災者の救助、救助活動に関すること
(7)　他の消防機関等との相互応援に関すること
(8)　町の防災活動の援助に関すること
(9)　その他署の所掌事務についての防災対策に関すること

3　県

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2)　町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
(3)　防災に関する調査、研究に関すること
(4)　県土保全事業等に関すること
(5)　防災に関する組織の整備に関すること
(6)　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(7)　防災に関する物資等の備蓄に関すること
(8)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(9)　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10)　災害時の広報に関すること
(11)　災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(12)　被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(13)　防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(14)　被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
(15)　災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(16)　要配慮者・避難行動要支援者対策に関すること
(17)　被災者の福祉的支援に関すること
(18)　ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(19)　自衛隊の災害派遣に関すること
(20)　他の都道府県との相互応援に関すること
(21)　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に関すること
(22)　災害時の文教対策に関すること
(23)　災害復旧・復興の実施に関すること
(24)　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4　県警察

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　災害警備計画に関すること
(2)　警察通信確保に関すること
(3)　関係機関との連絡調整に関すること
(4)　災害装備資機材の確保に関すること
(5)　危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(6)　防災知識の普及に関すること (7)　災害情報の収集及び伝達に関すること (8)　被害実態の把握に関すること (9)　被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (10)　行方不明者の調査に関すること (11)　危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること (12)　不法事案等の予防及び取締りに関すること (13)　被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること (14)　避難路及び緊急交通路の確保に関すること (15)　交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (16)　広報活動に関すること (17)　死体の見分・検視に関すること

5　指定地方行政機関

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局	ア　広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること イ　広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ　災害時における他管区警察局との連携に関すること エ　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること オ　災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること カ　災害時における警察通信の運用に関すること キ　津波予報の伝達に関すること
(2)　九州管区行政評価局（佐賀行政監視行政相談センター）	ア　被災者への生活支援情報の提供 イ　専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ　特別行政相談所の開設
(3) 九州総合通信局	ア　非常通信体制の整備に関すること イ　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ウ　非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発動機の貸出しに関すること。 エ　災害時における電気通信の確保に関すること オ　非常通信の統制、管理に関すること カ　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
(4) 福岡財務支局（佐賀財務事務所）	ア　災害復旧事業費の査定立会に関すること イ　緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること ウ　災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること エ　防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
	オ　関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること
(5) 九州厚生局	ア　災害状況の情報収集に関すること イ　関係職員の現地派遣に関すること ウ　関係機関との連絡調整に関すること
(6) 佐賀労働局	ア　工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること
(7) 九州農政局佐賀支局	ア　国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること ウ　応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産用資材等の円滑な供給に関すること エ　農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関すること オ　被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること カ　直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること キ　地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ク　被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること ケ　災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること
(8) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア　森林治山による災害防止に関すること イ　国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ウ　災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること エ　林野火災対策に関すること
(9)　九州経済産業局	ア　災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ　災害時の物価安定対策に関すること ウ　被災商工業者への支援に関すること
(10) 九州産業保安監督部	ア　鉱山における災害の防止に関すること イ　鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
	ウ　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること
(11) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	ア　直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ウ　水防警報の発表及び伝達に関すること エ　水防活動の指導に関すること オ　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること カ　高潮、河川災害対策に関すること キ　港湾、河川災害対策に関すること ク　大規模災害時における緊急対応の実施
(12) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア　災害時における輸送用車輌のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること イ　自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ウ　運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(13) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	ア　災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(14) 国土地理院 九州地方測量部	ア 地殻変動の監視に関すること イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
(15) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関するこ
(16) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部、三池海上保安部)	ア　災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること イ　海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ウ　海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(17) 九州地方環境事務所	ア　災害廃棄物等の処理対策に関すること イ 環境監視体制の支援に関すること ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(18) 九州防衛局	ア 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 イ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

6　自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1)　災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること (2)　災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7　指定公共機関

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	ア　電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　気象警報、津波警報の伝達に関すること ウ　災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社ＮＴＴﾄﾞｺﾓ（佐賀支店）	
(3) ＫＤＤＩ株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）	ア　通貨の円滑な供給確保に関すること イ　災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）	ア　災害時における医療救護の実施に関すること イ　災害時における血液製剤の供給に関すること ウ　義援金品の募集、配分に関すること エ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(8) 日本放送協会（佐賀放送局）	ア　県民に対する防災知識の普及に関すること イ　気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ　災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること エ　社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(9) 西九州高速道路㈱（九州支社、佐賀国道道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）	ア　高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(10) 九州旅客鉄道 株式会社	ア　鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ　災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(11) 日本貨物鉄道 株式会社 (九州支社)	ア　鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ウ　災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13) 九州電力株式会社 (佐賀支社)	ア　電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時における電力供給の確保に関すること
(14) 日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	ア　災害時における郵政業務の確保に関すること イ　災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8　指定地方公共機関

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1)地方独立行政法人佐賀県立医療センター好生館	ア　災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ　被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2)一般社団法人佐賀県ＬＰガス協会	ア　ＬＰガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3)公益社団法人佐賀県トラック協会	ア　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4)一般社団法人佐賀県バス協会	
(5)一般社団法人佐賀県タクシー協会	
(6) 株式会社エフエム佐賀	ア　県民に対する防災知識の普及に関すること イ　気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ　災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(7) 株式会社サガテレビ	
(8) 長崎放送株式会社 ＮＢＣラジオ佐賀局	
(9) 社団法人 佐賀県医師会	ア　災害時における医療救護活動への協力に関すること
(10)公益社団法人 佐賀県栄養士会	ア　災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(11) 公益社団法人 佐賀県看護協会	ア　災害時における看護、保健指導に関すること
(12) 一般社団法人 佐賀県歯科医師会	ア　災害時における医療救護活動への協力に関すること イ　身元確認に関する協力に関すること
(13) 一般社団法人 佐賀県薬剤師会	ア　災害時における医療救護活動への協力に関すること イ　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(14) 社会福祉法人佐賀県 社会福祉協議会	ア　災害ボランティアに関すること イ　生活福祉資金の貸付に関すること ウ　町が行う被災者状況調査の協力に関すること
(15) 一般社団法人佐賀県 県建設業協会	ア　災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

9　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	ア　県、町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
(2) 商工会議所、商工会	イ　県、町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3)佐賀県地域婦人連絡協議会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（被災者支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進）
(4)公益社団法人佐賀県社会福祉会及び一般社団法人佐賀県介護福祉士会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（各会が関わる分野における被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）
(5)佐賀県民生児童委員協議会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）
(6)佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、社団法人佐賀県私立幼稚園連合会及び佐賀県私立中学高等学校協会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進（必要に応じて他の関係団体と協力））
(7)特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワ	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
ーク	
(8)佐賀県防災士会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域における自立的な災害対策の推進）
(9)佐賀県公民館連合会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難所）における災害対策の推進）
(10) 公益財団法人 佐賀県国際交流協会	ア　県域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）
(11) 水道事業者、 水道用水供給事業者、 工業用水道事業者	ア　水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時における給水の確保に関すること
(12) 電気通信事業者 （ＮＴＴ西日本株式会社、株式会社NTTﾄﾞｺﾓ、KDDI株式会社、ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ株式会社及び楽天モバイル株式会社を除く）	ア　電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時における通信の確保に関すること
(13) 都市ガス事業者 液化石油ガス（LPガス）事業者	ア　ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害時におけるガス供給の確保に関すること
(14)佐賀大学医学部 附属病院	ア　災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること イ　被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
(15) 病院等医療施設の 管理者	
(16) 社会福祉施設の 管理者	ア　災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(17) 私立学校等の設置者等	ア　災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ　災害時における文教対策の実施に関すること
(18) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用排水施設の各管理者、 海岸管理者・施行者	ア　所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(19) 危険物施設等の 管理者	ア　災害時における危険物施設、高圧ガス施設、ＬＰガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(20) 一般社団法人佐賀 災害支援プラット	ア　県域内の災害ボランティアの協力、助言に関すること イ　災害ボランティア等に係る普及啓発の協力、助言に関すること

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
フォーム	
⑵1）鉄道事業者 （松浦鉄道株式会社、甘木鉄道株式会社）	ア　鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ　災害時における鉄道輸送の確保に関するころ
⑵2）その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア　法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

第３章　江北町の概況

第１節　自然的環境

第１項　自然的条件

１　位置・面積

本町は、佐賀県の中央部で杵島郡の最東端に位置し、東西5.6㎞、南北およそ7.2㎞、面積24.88K㎡で、東部は小城市、西部は大町町、南部は一級河川六角川を隔てて白石町に接し、北部は多久市に接している。

２　地勢（地質）

本町の地形は北部の山地と南部の平坦地に二分されている。また、地質は新生第３紀の地層からなり、北部山地は陸成、中部から南部に広がる平野部は海成地層である。

３　河川

町内の河川は、六角川に注ぐ一級河川の古川と惣領分川がある。古川は､山地から流れる水を鏡堀で合流し、クリークの水を集め六角川に注ぐ。惣領分川は、上惣区と宿区の山地から流れる水が下流で合流し六角川に注いでいる。

牛津､芦刈を対岸とする町東部の牛津川は正徳区の地先で六角川と合流している。

六角川・牛津川とも低平地を流れ有明海の干満の影響を受けるため、降水量が多い時は警戒が必要である。

第２項　気候

町内の年平均気温は新平年値（１９８２～２０１１年）で、平均気温は１５．７℃、年降水量は約１，８５０㎜ほどで比較的穏やかな風土である。過去、梅雨末期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしたことがある。

また、夏から秋にかけて台風の被害もたびたび受けている。

第２節　社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

１　都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
２　旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
３　都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
４　高齢化、国際化に伴う高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加
５　ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
６　インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる県民の防災意識の低下
７　都市化に伴い、伝承されてきた災害下位文化の喪失と県民の近隣扶助意識の低下

第２編　風水害対策

第１章　総　則

第1節　計画の目的

この計画は、法第４２条の規定に基づき、江北町防災会議が作成する江北町地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第２節　これまでの風水害被害

本町は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。

その主なものの特徴は、次のとおりである。

１　大雨

江北町で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量１００mm以上の大雨は、６月～７月の梅雨期に最も多く、この２か月で年間の半分程度を占めている。次いで、８月～９月の台風シーズンが多い。

日降水量２００mm以上の大雨や1 時間降水量５０mm以上の激しい雨は、梅雨末期の６月下旬から７月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

(1)　短時間（１～３時間）　に集中して降る

(2)　長時間降り続いた結果、降水量が多くなる

(3)　長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち(3)の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

２　台風による暴風雨

本町は、台風が来襲する頻度が高い。

台風が江北町に接近する時期は、６月から１０月で、そのうち８月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にある頃から、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から５０～１５０ｋm付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の２乗に比例しており、風速が２倍、３倍になると、その風圧は４倍、９倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼、高潮、高波、塩風害等を誘発する。

３　高潮による災害

有明海は、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、高潮被害を受けている。

4　地すべり等

本町には､地すべり発生危険箇所が３箇所あるが平成１８年度までに地すべり防止工事が施工完了している。その後も防止調査を行っており、地すべりの再活動等は認められていない。しかしながら台風及び梅雨期の豪雨には警戒するよう努める。

5　大雪

(1)　概要

佐賀県の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪１０㎝以上になると大雪の災害が出はじめ、３０㎝以上になると大きな災害が発生している。

(2)　佐賀県で発生した主な大雪

２０１６（平２８）１月２４日～２５日

２４日から２５日にかけて県内各地で大雪となり佐賀（佐賀市駅前中央）で７㎝の積雪を観測し、川副（佐賀空港）で１１㎝、伊万里で１０㎝の積雪を観測した。

２５日も冬型の気圧配置と気温の低い状態が続き、日最低気温が観測開始以来最低となったところがあった。白石では午前１時４８分に、１９７７年の観測開始以来最低となる氷点下９．６度を、川副では午前１時２８分に２００３年の観測開始以来最低となる氷点下９．５度を観測した。また佐賀でも氷点下６．６度（観測史上２位）を観測した。

大雪や低温の影響で高速道路や山間部の路線などが通行止めになったほか、鉄道・船舶・空の便の運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。

低温の影響で県内各地における水道管損傷などにより、約18,000世帯が断水し、唐津市と伊万里市へ自衛隊の災害派遣要請を行った。

江北町においても漏水が数多く発生し各配水池の貯水量が急激に減少し、町内全域で計画断水を行った。

6　竜巻

(1)　概要

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

県内他市町においても、過去に度々竜巻による被害が生じている。

第３節　計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

１　豪雨・大雨（洪水）

⑴　昭和２８年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

⑵　昭和３７年、３８年、平成２年、令和元年、令和３年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

２　台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

３　高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することを予想する。

４　地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

第２章　災害予防対策計画

第１節　安全・安心な町土づくり

国、県、町、市及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び町は、「自らの身の安全は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、国、県及び町は令和元年からわずか２年の間に、同じ利域に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。

国、県及び町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するのものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び町は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するようつとめるものとする。

県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県及び町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

町は、大雨対策等を江北町地域防災計画に基づき行うものとする。

第１項　町土保全施設の整備

１　地盤災害防止施設等の整備

(1)　治山施設の整備

ア　森林整備保全事業の推進

本町は、森林の整備・保全を通じて、豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐

材等の森林整備などの対策を促進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

イ　山地災害危険箇所の点検

町、県は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ　山地災害危険箇所の周知等

町は、山地災害危険箇所について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(2)　砂防施設の整備

ア　砂防事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地地の整備を実施する。

イ　砂防指定地の点検

町は県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ　土石流危険渓流の周知等

町は、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(3)　地すべり防止施設の整備

ア　地すべり防止事業の推進

町、県は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ　地すべり防止区域の点検

町は県と共同して地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ　地すべり防止区域の周知等

町は、地すべり防止区域について、県と連携し町民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4)　急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア　急傾斜地崩壊防止事業の推進

町、県は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ　急傾斜地崩壊危険区域の点検

町は県と共同して急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ　急傾斜地崩壊危険区域の周知等

町、県は、急傾斜地崩壊危険区域について、町民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・町

(5)　土砂災害のソフト対策

ア　土砂災害警戒区域の指定等

町は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、県の指導を受けて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

①　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)

②　建築基準法に基づく建築物の構造規制

③　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

④　勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ　土砂災害に関する防災気象情報の提供

町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により町へ伝達する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社ＮＴＴドコモが提供するエリアメール、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ）などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ｱ)　土砂災害に関する防災気象情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台は警戒レベルに応じた警報等を発表し、町は住民に伝達する。

(ｲ)　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ通知すると共に一般に周知する。

ウ　警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

①　避難指示等の発令基準

町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

②　土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

③　避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、区長等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④　情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害危険度情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

⑤　避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

⑥　要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦　防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ　緊急調査

県又は国は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、町が適切に住民の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(6)　ボタ山の災害防止対策の推進

ア　ボタ山防護施設の維持管理

町、県は、ボタ山の崩壊による災害を未然に防止するため、県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の点検を行い、老朽化及び破損等によりその機能が低下し、災害が発生

するおそれがあると認められるものについて補修工事を実施する。

イ　ボタ山崩壊防止区域の周知等

町は、崩壊の危険性のあるボタ山について、県と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
ボタ山等環境整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県

(7)　開発行為における安全性の確保

町、県は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。（都市計画法、森林法、採石法、土地利用対策指導要綱）

(8)　災害危険住宅等の移転対策の推進

ア　災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ｱ)　町又は県は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第３９条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号））

(ｲ)　町は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和４９年条例第４号））

２　河川、クリーク、ため池施設等の整備

(1)　河川関係施設の整備

ア　河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水（概ね３０年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量６０mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流加能力を阻害している樹木を伐採することにより、水位上昇や流加能力不足の軽減を図るものとする。

イ　水門等の管理

河川管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水

門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたるものの安全が確保されることを前提としてうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

(2) クリークの整備

ア 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

(3) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池を選定するとともに、町と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

ウ ため池の貯留機能向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による雨水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図るものとする。

≪防災重点ため池≫

ため池名	所在地	管理者名	堤　高	貯水量	受益面積
上畑川	江北町上小田	上小田土木委員会 下小田土木委員会	14.40m	119,000㎥	22.0ha
山口新堤	江北町山口	山口五区土木委員会	10.45m	295,000㎥	105.0ha
畑川	江北町下小田	下小田土木委員会	13.75m	191,000㎥	17.9ha
菖蒲谷	江北町上小田	上小田土木委員会	20.70m	92,000㎥	82.4ha
飛郷	江北町山口	花祭区	21.90m	35,000㎥	12.0ha
宮原	江北町山口	山口五区土木委員会	11.60m	100,900㎥	10.0ha

第２項　公共施設、交通施設等の整備

1　公共施設等

国、県、県警察、町、消防署は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対す

る安全性の確保に努める。

また、公共施設の管理者は、駐車場やグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

≪防災上重要な施設≫

施 設 の 分 類	施　　設　　の　　名　　称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、町公民館、江北交番
救護活動施設	消防関係施設、病院
福祉避難施設	老人福祉センター、保健センター
避難所として位置づけられた施設	Ｂ＆Ｇ体育館、就業改善センター、ネイブル、小中学校、幼児教育センター、子どもセンター
多数の者が利用する施設	集会施設、福祉施設など

2　交通・通信施設

主要な道路、鉄道、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替道路を確保するための道路ネットワークの整備海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

(1)　道路

高速自動車国道、一般国道、県道、町道の各道路管理者、県警察は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないよう、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

≪主な事業の内訳≫

事　業　名	事　　業　　内　　容	事業主体

事　業　名	事　業　内　容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 町
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
特定交通安全施設等整備事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
公共災害防除事業	落石等危険箇所の整備	国 県 町
公共橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2)　鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

第３項　ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

１　水道施設

(1)　水道施設の安全性の強化

水道事業者は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2)　水道施設の点検・整備

水道事業者は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(5) 復旧の優先順位の作成 水道事業者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先 で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとす る。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるもの とする。

2 下水道施設

(1) 下水道施設の安全性の強化

下水道管理者は、風水害時においても下水道による浸水防除機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(5) 復旧の優先順位の作成 下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優 先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものと する。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるも のとする。

3 工業用水道施設

(1) 工業用水道施設の安全性の強化

工業用水道事業者は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社は、法第３９条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視，点検，調査等

ア 九州電力送配株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため，定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い，感電事故の防止を図るほか，漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（ＮＴＴ西日本株式会社佐賀支店、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２重ルート化を推進する。

6 廃棄物処理施設

町は、一般廃棄物施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

7 バックアップ対策の促進

町及び県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるととも

に、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第４項　建築物等の風水害に対する安全性の強化

１　特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

２　一般建築物

町、県は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

３　落下物

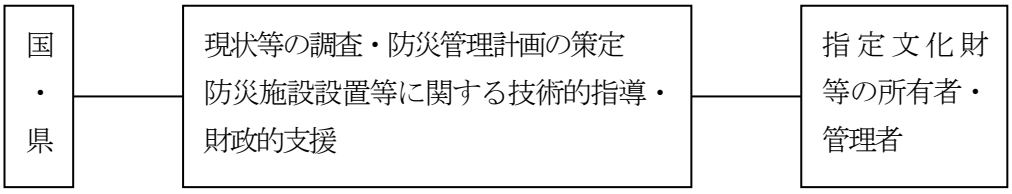
町、県及び建築物の所有者等は強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

４　文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・町指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

≪実施方法≫

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第５項　風水害に強い土地利用の推進

県及び町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

また、県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第２節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第１項　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

町、県及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等を通じ、町及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、町及び防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に対し提供すべき情報について整理しておくものとする。

１　情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1)　関係機関相互の連絡体制の整備

町、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、県及び町は災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等との連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(2)　多様な情報収集手段の整備等

町、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、報道機関や住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。

また、道路や河川、クリーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早

期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。

さらに県は、被災町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収拾するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

町、県及び防災関係機関は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ）ワンセグ放送等を活用し、警報等への住民伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

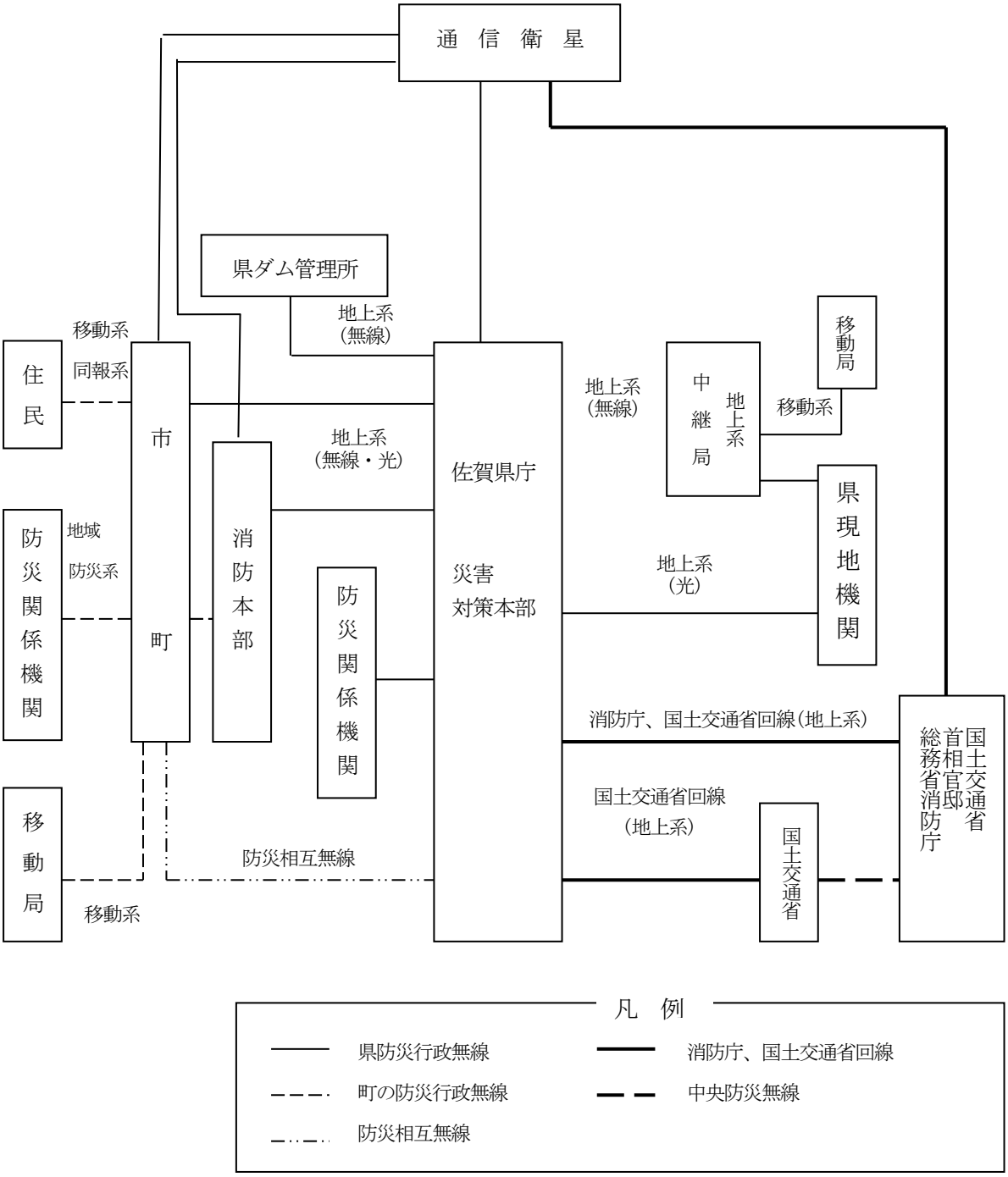
電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

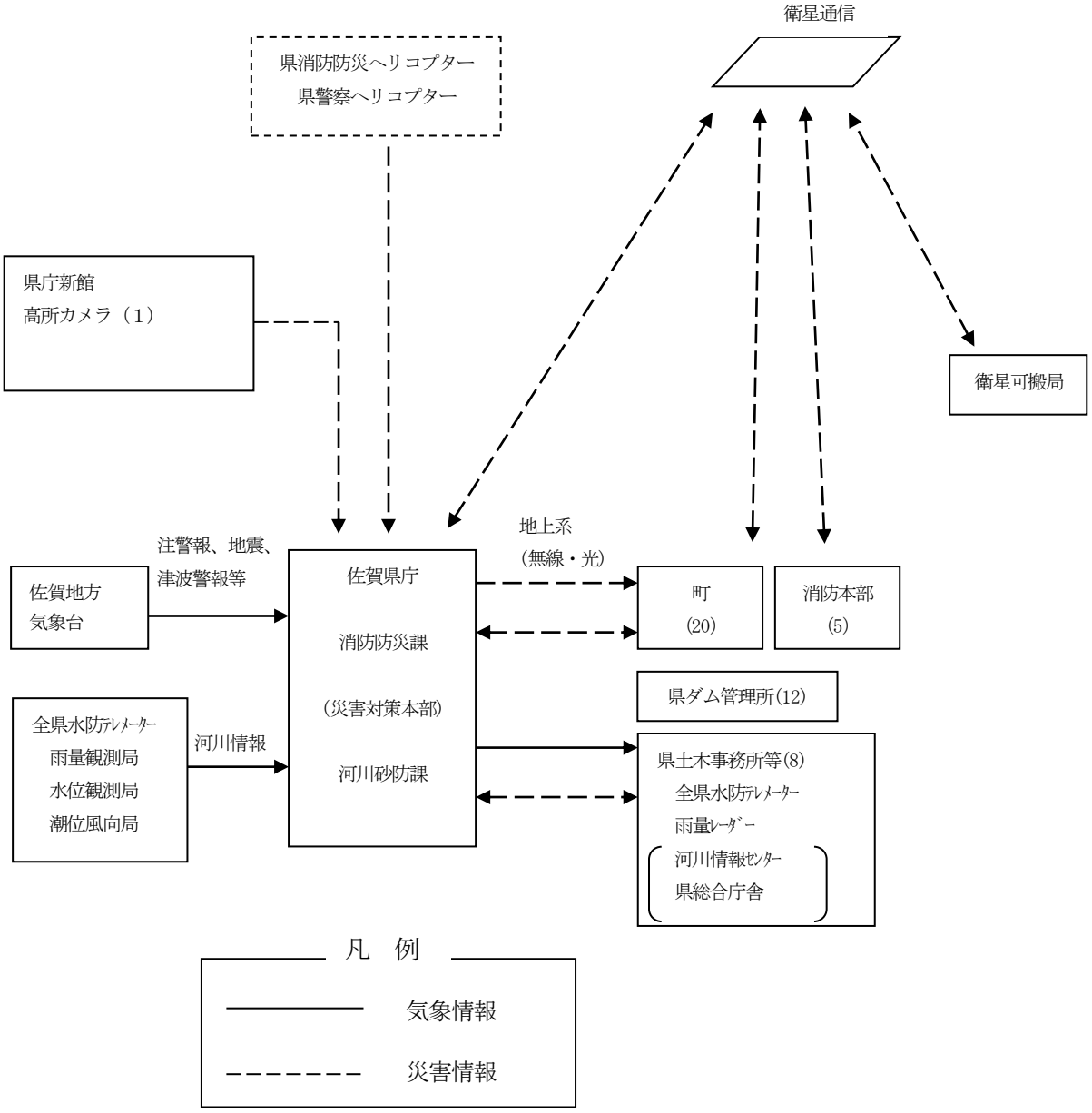
町、県及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

【通信系統図】


通信衛星
県ダム管理所
地上系
(無線)
移動系
同報系
住民
市
町
地上系
(無線・光)
消防本部
佐賀県庁
災害
対策本部
地上系
(無線)
中継局
地上系
移動局
移動系
県現地機関
地域
防災系
防災関係機関
防災関係機関
地上系
(光)
消防庁、国土交通省回線(地上系)
国土交通省
首相官邸
総務省消防庁
国土交通省回線
(地上系)
国土交通省
移動局
防災相互無線
移動系
凡例
県防災行政無線
町の防災行政無線
防災相互無線
消防庁、国土交通省回線
中央防災無線

【防災情報連絡系統図】



(5)　町における体制の充実・強化

町は、町民等への情報伝達が迅速に行えるよう、町防災行政無線や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を有効に活用し、施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティＦＭや臨時災害放送局（以下「災害ＦＭ」という。）の活用が有効であるため、町は、コミュニティＦＭ局との協定締結や災害ＦＭの活用方法を平時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを

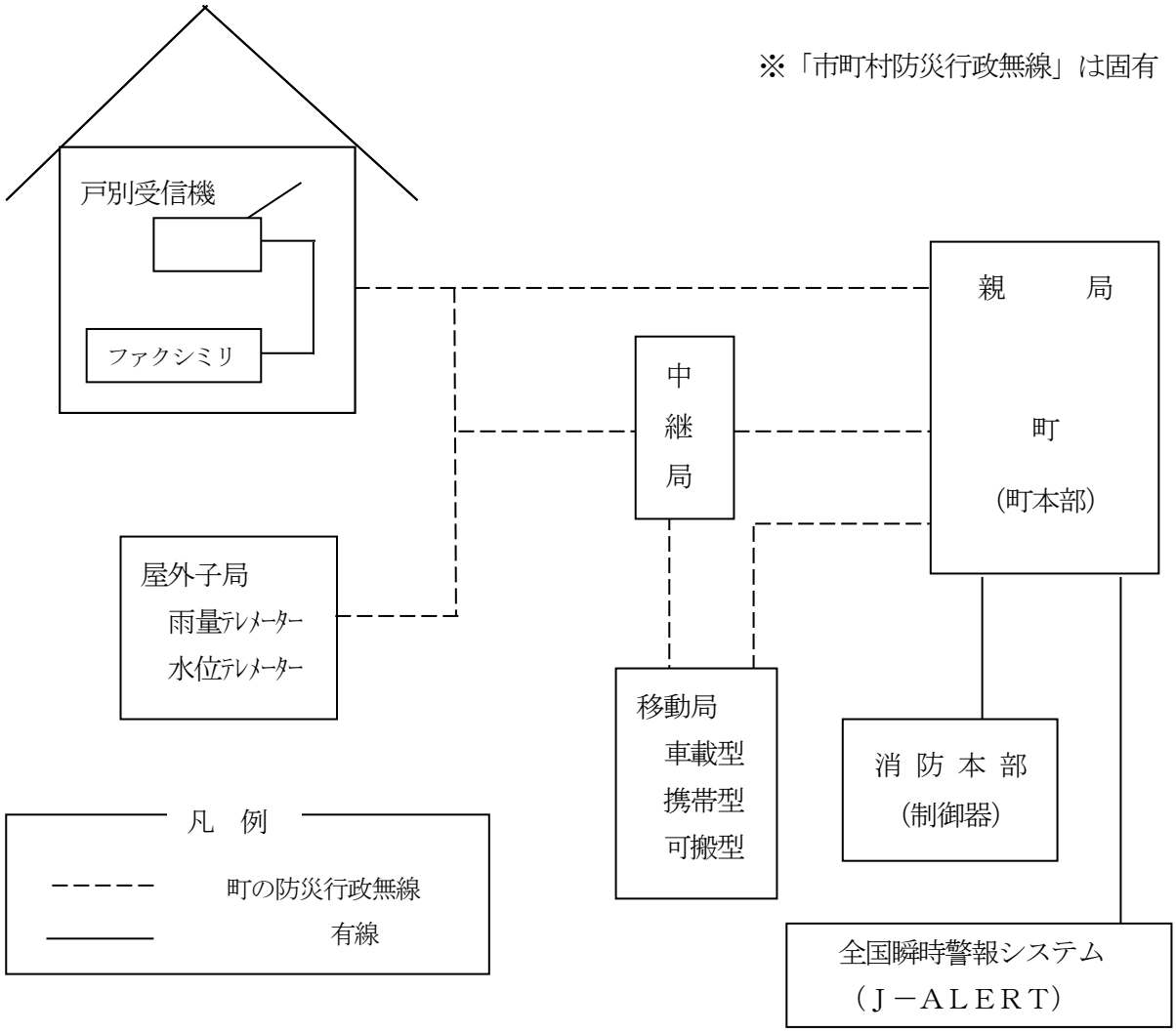
常備するよう啓発に努める。

(6)　災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ十週・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、過去の災害では、ＳＮＳを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

【町防災行政無線系統図】



2　情報の分析整理

町、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性

の周知等に生かすものとする。

町及び県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3　電気通信事業者による体制等

(1)　電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進する。

また、電気通信事業者は、平時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2)　電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

町及び県は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(3)　災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、町民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町及び県は、平時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

≪災害用伝言サービス≫

○ＮＴＴ西日本株式会社

・　災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・　災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

・　災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、

携帯電話・ＰＨＳ番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4　非常通信体制の整備

(1)　非常通信訓練の実施

県、江北町及びその他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(2)　非常通信の普及・啓発

県は、防災関係機関に対し、風水害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第２項　防災活動体制の整備

1　非常参集体制の整備

(1)　町職員の参集体制の整備

ア　緊急参集職員の確保

町は、町職員の中から、災害発生後緊急に参集し、情報収集等に当たる職員を確保する。

イ　災害時の職員の役割の徹底

町災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる課長と、班長となる課長代理・係長は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図るものとする。

(2)　防災関係機関の参集体制の整備

町など防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3)　応急活動マニュアル等の作成

町、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

町、県及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

また、町及び県、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災地方公共団体への中長期派遣等によ

る支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2　災害対策本部等の整備

(1)　災害対策本部等

町は、防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）土砂災害警戒区域等の危険個所等に配慮しつつ情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

(2)　食料等の確保

町は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも２日ないし３日間の連続した業務が予想されるため、平時より、職員の食料飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

(3)　非常用電源の確保

町、県、県警察及び消防機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(4)　非常用通信手段の確保

町、県、県警察及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る期間は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平時より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3　防災拠点の整備

町は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、町に１箇所以上の防災拠点の整備を図る。

4　コミュニティ防災拠点の整備

町は、住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

≪主な機能≫

○　避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）

○　避難場所としての広場

5　災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設の管理者、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

県及び町は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

7　災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、町及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

8　救援活動拠点の確保

県及び町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

9　排水機能の向上

河川管理者は、これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入を行う。

第３項　相互の連携体制、広域防災体制の強化

各防災関係機関は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

町、及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体と　の応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1　市町間の相互応援協定

町は、県内及び県外の市町と災害時相互応援協定を締結している。これら協定が実効あるものとなるよう努める。

≪現在締結している協定≫

協　定　名	協定締結の相手方	協定締結年月日

災害時における相互応援協定	鹿島市、白石町、太良町、 諫早市（２０７号沿線自治体）	平成24年1月18日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	県及び県内市町	平成24年3月30日

２　防災関係機関等との相互協力

町は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定を締結し連携を図る。

≪現在締結している協定等≫

江北町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州整備局	平成23年6月6日
河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力	国土交通省　武雄河川事務所 佐賀県　武雄土木事務所	平成25年7月29日
佐賀県震度情報ネットワークシステムの設備の管理及び運用に関する協定書	佐賀県	平成8年8月1日
地域の安全・安心に関する協定	警察協議会・白石警察署	平成20年10月16日
佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定	九州電力株式会社	平成25年8月26日
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	九州救助犬協会	平成24年4月17日
火災情報システムに関する協定	ケーブルワン	平成23年7月1日
防災画像情報の相互提供に関する基本協定	武雄河川事務所・ケーブルワン	平成23年3月28日
災害時における応急対策業務に関する協定	江北町建友会	平成20年4月1日
災害時における応急対策業務に関する協定	江北町管工事協同組合	平成20年4月1日
災害時における山口・小田郵便局、江北町間の相互協力に関する覚書	江北町内郵便局	平成11年4月23日
災害時における防災活動及び平時における防災活動への協力に関する協定	イオン九州株式会社	平成18年12月21日
災害時及び平時における防災活動への協力に関する協定	サントリーフーズ株式会社	平成19年8月1日

災害時におけるＬＰガス等供給協力に関する協定	佐賀県ＬＰガス協会杵東支部	平成26年4月1日
特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	ＮＴＴ西日本株式会社	平成26年6月2日
災害時等における福祉避難施設の設置・運営に関する協定	「慈山会」るんびに園 江北町社会福祉協議会	平成26年4月1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人 佐賀県産業廃棄物協会	平成29年4月17日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年8月17日
地域防災力の向上並びに情報発信に関する包括連携協定	一般社団法人共同プラットフォーム	令和3年3月24日
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送㈱	令和3年4月26日
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	㈱デベロップ	令和4年5月12日
災害発生時の連携・協力に関する協定	一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム	令和5年10月24日
災害発生時の応急対策活動協力に関する協定	杵島建設労働組合	令和5年10月25日

第４項　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

1　浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

水防管理者は、管轄区域内の河川ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

町は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計

画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域地水」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域 に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における 浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その 際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協 議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。国及び地方公共団 体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の 軽減を推進する。さらに、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行うものとする。

2　浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）、特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち 洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 内水

県又は町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設、浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設、そのほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあっては関係市町村の長に通知するものとする。

(3) 高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得府る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに，関係市町の長に通知するものとする。

(4)　浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(5)　浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、地下街等及び要配慮者利用施設等の指定

町は、浸水想定区域の指定があったときは、江北町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水治に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑迅速な避難を確保する必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者または管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、江北町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む町の長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3　民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

4　土砂災害の発生、拡大防止

町、県は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

5　迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

町、県及びその他の防災関係機関は、平時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

特に、地方公共団体においては、災害時　に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行う

ことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。

あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

県、町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフラインについては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

県、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等と実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6　資機材等の確保

県、町及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

県、町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとともに、災害応急対策への協力がきたいされる建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7　県と町の役割分担

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第５項　救助・救急、消防及び保険医療活動体制の整備

国、県、町、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助、救急、消防及び保険医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

１　救助活動体制の整備

消防署及び町、県警察、自衛隊は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1)　警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一部部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2)　緊急消防援助隊の充実強化

県及び町は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

２　救急搬送体制の強化

消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の要請に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送胚性の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の確定に努めるものとする。

３　消防活動体制の整備

町及び消防機関は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

４　医療活動体制の整備

(1)　災害時医療体制の整備

町は、消防署と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(2)　災害時緊急医薬品等の備蓄

国、県及び町は、医薬品等の安定的な供給体制の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第６項　緊急輸送活動

(1)　道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、建設業者との協定を締結している。災害発生後は道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

(3) 緊急輸送体制の整備

町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

第７項　避難及び情報提供活動

1　町の避難計画

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示灯の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(1)　全庁をあげた体制の構築

町は，躊躇なく避難指示等を発令できるよう，平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は，町に対し，避難指示等の発令基準の策定を支援するなど，町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和８年３月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア　洪水等

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、氾濫警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクルの危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める（「町全域」といった発令は避ける。）

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ　土砂災害

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ　高潮災害

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3)　指定緊急避難場所及び指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、家庭動物のための避難スペース確保等に努める。

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難場所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

県は、町が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア　指定緊急避難場所

避難場所	連絡先	備　　考
B&G／老人福祉センター	71－6321	
江北町役場庁舎、公民館	86－2111	
ネイブル／保健センター	71－6321	
幼児教育センター	86－4350	
こどもセンター「うるる」	65－1265	
江北町防災広場	86－2111	
花山球場		
江北小学校グラウンド		
江北中学校グラウンド		
みんなの公園	86－5625	
さわやかスポーツセンター		

(ｱ)　指定基準

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定すること。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ　指定避難所

避　難　所	収容人員	連絡先	備　　考
老人福祉センター	94名	86－4317	
老人福祉センター「別館」	28名	―	
江北町公民館	79名	86－2111	
ふれあい交流センター	257名	71－6321	ネイブル
保健センター	31名	71－6324	
江北小学校体育館	128名	86－2251	
江北中学校体育館	166名	86－2241	
幼児教育センター	103名	86－4350	
こどもセンター	28名	65－1265	うるる
さわやかスポーツセンター	70名		
B&Gトレーニングセンター	100名		

(ｱ) 指定基準

a　町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される被害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

b　町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

c　町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

d　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

e　町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

f　町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

g　町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに

配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

h　避難者1人当たり概ね3.5㎡以上確保できる施設であることが望ましい。

(ｲ)　機能の強化

町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

町は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保険福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄にあたっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、町・県において整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

a　必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大

b　非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等のほか、多機能トイ

レなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

また、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

c　テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d　指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物質の備蓄・供給体制の確立

e　飲料水の給水体制の整備

f　支援者等の駐車スペースの確保

(4)　避難路及び誘導体制

ア　町は、住民の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ　町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

（ア）　避難行動要支援者の実態把握

（イ）　避難経路の整備及び選定

（ウ）　避難場所の受入環境

（エ）　避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ　町は、避難誘導にあたっては、避難経路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ　町は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ　町は、町地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について町地域防災計画に定めておくものとする。

(5)　指定避難所の運営管理

町は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(6) 避難所生活上必要となる基本事項

ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

町が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

加えて、町は、在宅避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団

体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク　車中泊者等への対応

県及び町は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

さらに、町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ケ　ホームレスへの対応

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に係らず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ　家庭動物との避難への対応について

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

サ　町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等に昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

2　広域避難体制の整備

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急をようすると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県と協議を行うものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町及び県は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

3　学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1)　学校等

ア　避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児・児童・生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や児童・生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2)　病院等

ア　避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ　教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3)　社会福祉施設

ア　避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

ウ　指導の充実

県、町は、社会福祉施設の管理者が、適切な避難訓練等を実施できるよう避難マニュアルの策定指導やその他必要な指導・助言等を行うものとる。

(4)　不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5)　県、町による指導等の充実

県、町は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。　また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4　応急住宅

(1)　建設資材の調達

県、町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2)　応急仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3)　公営住宅等への収容

県、町は、公営住宅等の空家状況を平時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4)　民間賃貸住宅の活用

県及び町は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5　被災者支援体制の整備

県及び町は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

また、県及び町は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。

第８項　避難行動要支援者対策の強化

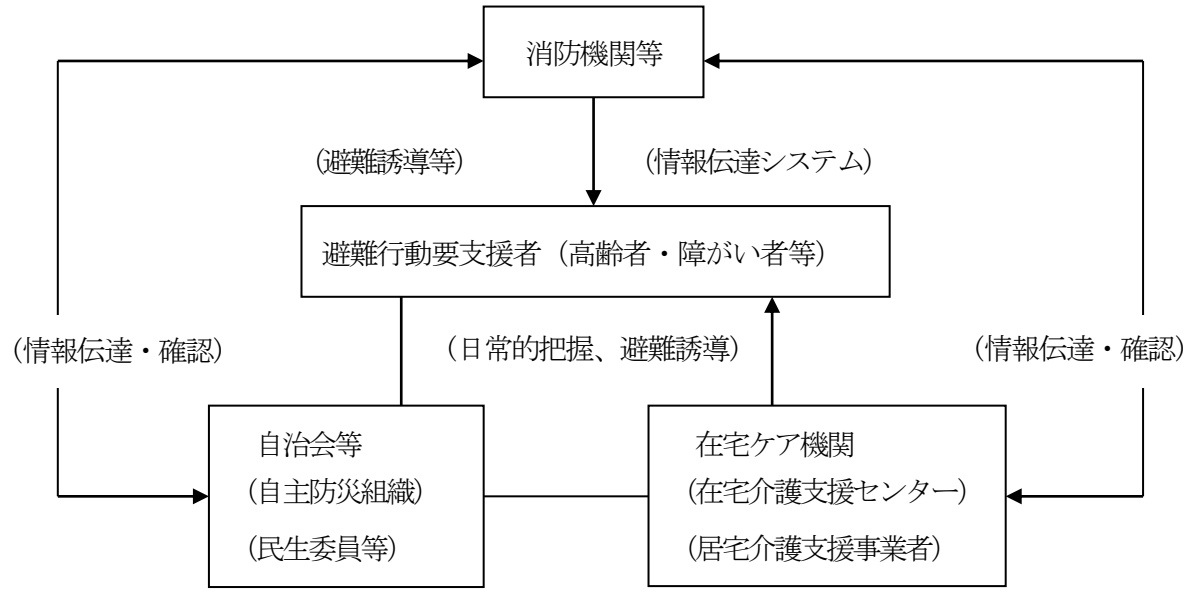
風水害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、防災対策の推進を図る。

１　地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1)　地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県及び町は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

【地域安心システムのイメージ】



(2)　避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア　避難行動要支援者名簿の作成及び更新

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当と福祉担当との連携のもと、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年１回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にあるもののうち、以下の要件に該当するものとする。

〇要介護認定を受けている者

〇身体障害者手帳１・２級（総合等級）の者で第１種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）

〇療育手帳Ａを所持する知的障がい者

〇精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

〇町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

〇上記以外の者で町又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めたもの

〇自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し町が認めたもの

② 避難行動要支援者名簿には次の事項を記載し、又は記録するものとする。

〇氏名　〇生年月日　〇性別　〇住所又は居所　〇電話番号その他の連絡先

〇避難支援等を必要とする事由

〇上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

③ 町は避難行動要支援者名簿を作成するに当たり町の関係課で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するよう努める。町で把握していない情報が名簿作成のため必要があると認める場合は県やその他の関係機関に対し情報提供を求めること。

イ　事前の名簿情報の外部提供

① 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

〇白石警察署　〇杵藤広域消防　〇江北町の民生委員・児童委員　〇江北町区長会

〇江北町社会福祉協議会　〇江北町消防団　〇江北町自主防災組織

② 避難行動要支援者名簿情報の提供に際して、情報漏えいを防止するために、町は次に掲げる措置を講ずるものとする。

〇避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等に限り提供すること

〇避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関しての確認書を町に提出すること

〇災害対策基本法に基づき避難行動要支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること

〇施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること

〇受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること

〇避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱うものを限定するよう指導すること

ウ　避難支援等関係者の安全確保

町は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

エ　避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

町は安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、搬送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

オ　情報伝達体制の確立

町は、避難行動要支援者へ、電話、ファクシミリ、防災行政無線等を活用し災害情報を伝達する体制を整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、区長、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

カ　地域全体での支援体制づくり

町は、風水害時に、消防署、県、県警察、家族、区長、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

キ　避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

町、消防署等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、町は、江北町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった町特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、江北町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、江北町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する視点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な配慮をするものとする。

町は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

さらに、町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康 上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

加えて、町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

町は、地区防災計画がさだめられている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図れるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ク　在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、町は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2　社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1)　災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わらず重要施設の管理者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平時から連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 県、町の支援

県及び町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに災害時要援護者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

また、町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受け入れ等、必要な調整を行うものとする。

3 外国人の安全確保対策

町、県は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成、配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、県及び町は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

県、町は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、県、町及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第９項　帰宅困難者への対策

県、町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が

発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第10項　食料・飲料水及び生活必需品等の調達

風水害時における町民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、町及び県は平時から連携して、食料、飲料水生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じで物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になる事など、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

１　確保の役割分担

(1)　町民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2)　町

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

加えて、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

なお、町単独での物資の調達が困難と判断した場合、新物資支援システム（Ｂ－ＰＬｏ）により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

(3) 県

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、新物資支援システム（Ｂ－ＰＬｏ）により国に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

2　備蓄方法等

町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど体制の整備に努める。

また、町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

3　食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア　精米等

県は、風水害時における精米を調達するため、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請できるよう体制を整備する。

町及び県は、応急用備蓄食料について、町及び県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

イ　その他の食料

県及び町は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等

県、町及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努

める。（１人１日３リットル）

町及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。県は町及びび水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、町及び水道事業者等から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は町及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

また、県、町及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間事業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

４　生活必需品

県及び町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

町及び県は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

５　医薬品

町は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行う。

第11項　防災訓練

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と町民等の間における連絡協調体制の確立や、町民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるも

のとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1　県総合防災訓練

毎年、県及び関係町で実施する総合防災訓練に、防災担当職員、消防団員等関係職員を積極的に参加させる。

2　町

防災訓練については江北町防災計画に定め、その実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこと。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする事。

≪訓練の内容例≫

(1)　災害発生時の広報
(2)　避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
(3)　 避難行動要支援者の安全確保
(4)　消防、水防活動
(5)　救助・救急活動
(6)　ボランティアの活動体制の確立
(7)　食料・飲料水、医療その他の救援活動
(8)　被災者に対する生活情報の提供
(9)　避難所の設置運営

3　防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4　事業所、自主防災組織及び町民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1)　事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2)　自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3)　町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、町及び防災関係機関が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識

の高揚に努めるものとする。

(4) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

ア 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施にするものとする。

ウ 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の実施に努めるものとする。

第12項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町の災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

① 被災地域の予測
② 災害廃棄物発生予測量
③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
⑥ 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
⑦ 仮置場での破砕・分別体制
⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
⑨ 収集運搬車輌とルート計画
⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づ

き、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 大量に生じた災害廃棄物への備え

県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

（4）アスベスト使用建築物等の把握

県及び町は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

２　各種データの整備保全

県及び町は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(1)　各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。）

(2)　不動産登記の保全

３　罹災証明書の発行体制の整備

(1) 町

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体、不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は、町に対し、住家被害調査の担当者のための研修会を開催し、町は、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 県

県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4　復興対策の研究

県、町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとし、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

第13項　複合災害対策

国、県、町及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性がある事に留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第３節　町民等の防災活動の推進

第１項　防災思想・知識の普及

１　職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

⑴　研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

⑵　講習会

各防災関係機関は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

⑶　現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

⑷　災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

⑸ 防災と福祉の連携

町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

２　町民に対する普及啓発、防災学習の推進

町は、町民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講習会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居

住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害には遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1)　防災知識の普及・啓発等

ア　県、町及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ　県、町及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ　県、町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ｱ)「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(ｲ)　警報等発表時や警戒レベル４（避難指示）、警戒レベル３（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動

(ｳ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため地震の避難を優先させる）こと

(ｴ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動、避難場所や避難所での行動

（ｵ）「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて２名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要

（ｶ）災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

（ｷ）災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること

（ｸ）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ　町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、

被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ　県及び町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

⑵　風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとするとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知し努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢とあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

⑶　講習会等の開催

県、町は、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

なお、町及び県は、各地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

⑷　報道機関の活用及び協力要請

風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平時から町民の災害に対する意識の高揚を図る。

⑸　防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

県及び町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

県及び町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

⑹　避難所の運営

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 避難タイムラインの作成

町及び県は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

3　住民への分かりやすい水害リスクの提供

県及び町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第２項　消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

県及び町は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1　消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に 対する理解の増進に努め、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

3　公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4　消防団の装備の改善

消防団の装備は、大規模災害等に備えた安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5　消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6　消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別

団員・分団制度」を推進する。

第３項　水防団及び水防協力団体の育成強化

県及び町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第４項　自主防災組織等の育成強化

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、町民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

このため、町は、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識するとともに、地域の一員として、自主防災体制の整備に努める。

１　地域住民等の自主防災組織

町は、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

県及び町は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

≪自主防災組織の活動例≫

平時	防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検

災害時	出火防止・初期消火 救出・救護 避難誘導（避難行動要支援者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力

２　活動拠点及び資機材の充実

町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第５項　企業防災の促進

１ 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めつものとする。

県、町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

県及び町は、企業防災分野の伸展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

町、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

２　要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避

難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、江北町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

町及び県は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

なお、町内の要配慮施設のうちハザードマップにおける想定浸水区域内の施設、若しくは土砂災害警戒区域内の施設を計画の作成が必要な施設とする。

○計画の作成が必要な施設

種　別	施　設　名　称	住　所
診療所	古賀小児科内科医院	上小田280-1
病院	武岡病院	山口1282
診療所	大隈レディースクリニック	山口1367-1
診療所	野口眼科医院	山口1355-7
高齢者施設	江北町社会福祉協議会デイサービスセンター	山口2637-7
高齢者施設	いこいの家	惣領分3691-10
高齢者施設	元気村	上小田1089-1
高齢者施設	元気村弐号館	下小田985-2
高齢者施設	寄り合い所「すいれん」	山口3399-1
高齢者施設	NPO法人江北なごむの里	惣領分1473
高齢者施設	グループホーム栄寿荘	上小田280-1
障がい児・障がい者施設	ちゅうりっぷの家	山口1330
障がい児・障がい者施設	ちゅうりっぷのうた作業所（就労継続支援B型）	山口1399−7
障がい児・障がい者施設	くうねるあそぶ（就労継続支援A型）	下小田401－3
障がい児・障がい者施設	支援センターみらい（就労継続支援B型）	上小田1319-1
障がい児・障がい者施設	放課後デイサービス　バリエンタ	山口22
障がい児・障がい者施設	放課後デイサービス　レッツゴー	佐留志2209
障がい児・障がい者施設	放課後デイサービス　しーど	佐留志1424－8
障がい児・障がい者施設	児童発達支援・放課後デイサービスあんじゅ	山口1232-6
児童福祉施設	幼児教育センター	山口1153
児童福祉施設	えいりんじこども園	上小田2378
児童福祉施設	江北ひかりこども園	佐留志2024-1
児童福祉施設	ひとのねこども園	山口1866-1
児童福祉施設	ニチイキッズ	佐留志2001
児童福祉施設	なのはな	山口2018-1

児童福祉施設	うるる	山口1201-1
児童福祉施設	ひとのねこども園　放課後児童クラブ	山口1866-1
児童福祉施設	スマイルルーム	上小田280-1
公立学校	江北小学校	山口1128
公立学校	江北中学校	山口412

第６項　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第７項　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平時から防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。

１　災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

県及び町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、平時から、ＣＳＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築

を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町及び県は、行政・ＮＰＯ・ボランティア団体等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2　ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3　ボランティア活動支援機関の体制強化

県及び町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4　災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区　　分	活　　動　　内　　容
専門ボランティア	(1)　被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2)　建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3)　土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア等） (4)　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5)　整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6)　福祉（介護、手話通訳等） (7)　無線（アマチュア無線技士） (8)　特殊車両操作（大型重機等） (9)　通訳（語学） (10)　災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11)　公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） (12)　その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1)　救援物資の仕分け、配分、配送 (2)　避難所の運営補助 (3)　炊出し (4)　清掃 (5)　要配慮者等への生活支援 (6)　その他軽作業

第８項　災害教訓の伝承

県及び町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第４節　防災営農体制の確立

第１項　防災営農体制の確立

１　農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、県及び町は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

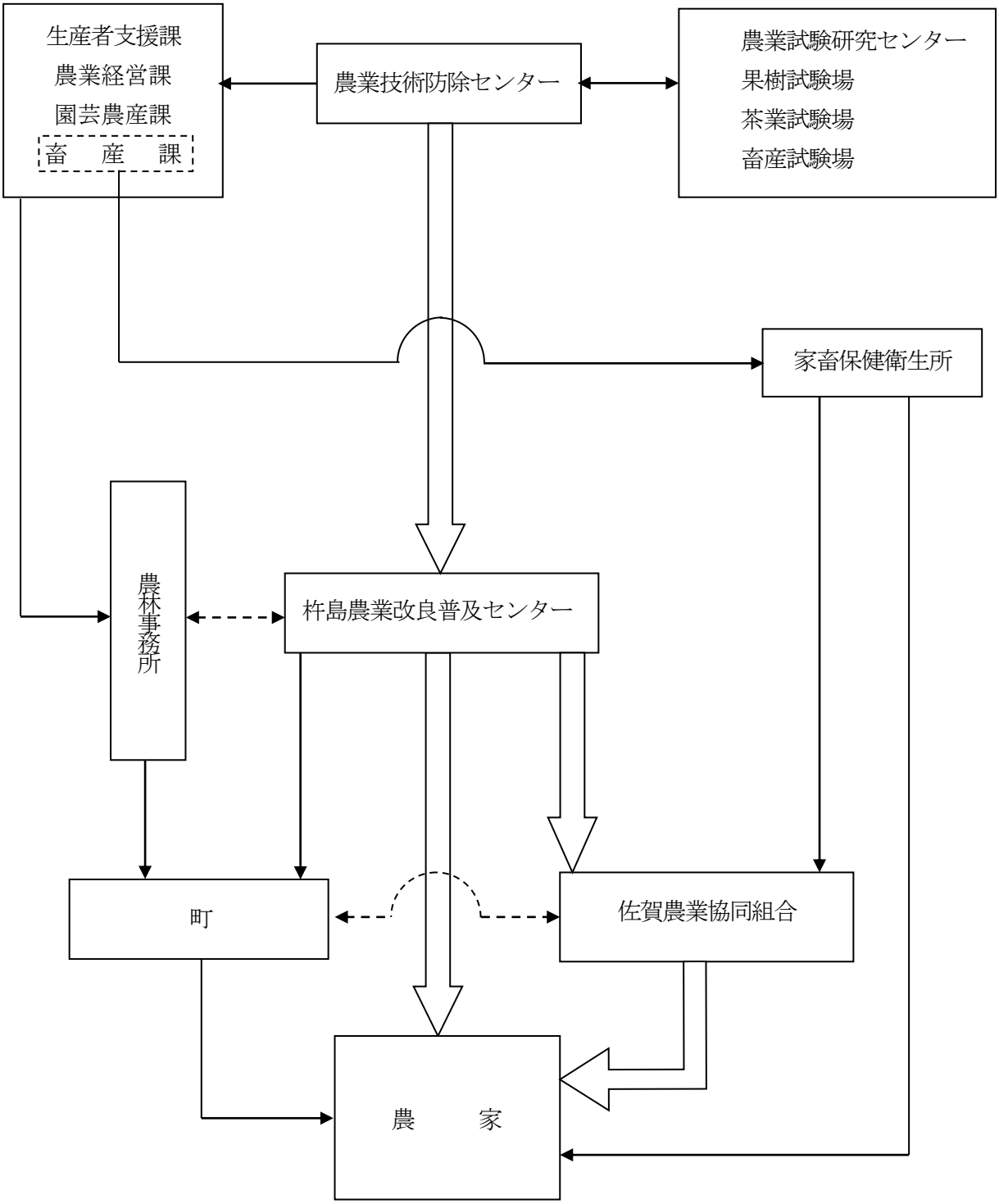
２　営農指導

(1)　指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、町は、杵島農業改良普及センター、佐賀農業協同組合等とともに、必要な技術指導を行う。

(2)　指導対策

町は、気象庁から出される長期予報、１か月予報、各種気象警報等に基づき、杵島農業改良普及センター、佐賀農業協同組合等と連携して予想される被害に対する技術対策を樹立し、営農指導に努めるとともに被害等の実態に応じ適切な指導を行うものとする。


生産者支援課
農業経営課
園芸農産課
畜　産　課
農業技術防除センター
農業試験研究センター
果樹試験場
茶業試験場
畜産試験場
家畜保健衛生所
農林事務所
杵島農業改良普及センター
町
佐賀農業協同組合
農　　家

第５節　技術者の育成・確保

第１項　技術者の育成・確保

県、町は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技　術　者　名	業　　務　　内　　容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
佐賀県防災エキスパート会	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第６節　孤立防止対策計画

第１項　孤立防止対策計画

町及び県は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

また、県及び町は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。

１　県

(1)　災害時の孤立地域を予測し、町との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。

(2)　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を町と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

２　町

(1)　町民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。

(2)　県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。

(3)　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。

(4)　孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。

(5)　孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

(6)　孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて 訓練を行うよう努めるものとする。

3　町民等

(1)　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制

町は、町内に風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第１項　町の活動体制

町は、町内に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生の恐れがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

１　災害対策連絡室（初動体制）【設置場所：総務政策課安全安心係】

【設置基準】

「災害対策本部」を設置するまでに至らない程度であって、次に掲げる場合。

①　町内に、気象業務法に基づく次の各警報が発表された場合。（自動設置）

・　暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水

②　町内に、気象業務法に基づく次の各注意報が発表された場合で、総務政策課長（不在の時は、総務政策課長代理）が必要と認める場合。

・　強風、風雪、大雨、大雪、洪水

【配備職員及び所掌事務】

・　基本的には、配備職員及び所掌事務は下表のとおりとする。
・　配備職員への要請の方法は、総務政策課からの連絡によるものとし、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁すること。
・　災害の規模、被害状況により配備要員の増減、交代について所属課において判断する。
・　各課において人員が不足する場合は、課内で調整し職員を登庁させる。

所属課	所属係	所掌事務
総務政策課 （３名）	安全安心係	・配備職員の登庁要請 ・災害対策連絡室の運営 ・消防団との連絡調整 ・防災関係機関との連絡調整 ・災害発生の確認及び対応課との連絡調整 ・被害状況の取りまとめ
総務政策課 （２名）	企画情報係 財政係	・ホームページ、フェイスブック、による災害情報発信 ・防災無線による災害情報発信 ・広報車両による広報
健康福祉課 （２名）	国保係 福祉係	・民生委員・児童委員との連絡調整 ・避難行動要支援者（高齢者、要介護者）の援護措置
地域づくり課 （２名）	管理振興係 基盤整備係 農政係 農地防災係	・災害発生の確認及び応急処置 ・河川の状況の把握 ・排水機場・水門操作人との連絡調整 ・商工業施設の被害状況の把握
町民生活課 （２名）	上下水道係	・下水道施設の被害状況の把握
農業委員会 （２名）		・農産物、林産物等の被害状況の把握
こども教育課 （２名）	子育て支援係 生涯学習係	・学校の休校等の状況の把握 ・学校教育施設の被害状況の把握 ・社会教育施設の被害状況の把握 ・各公民館との連絡調整 ・放課後児童クラブの休校の状況の把握
幼児教育センター こどもセンター （２名）		・保育所、幼稚園の休園等の状況の把握

２　災害対策連絡室（警戒体制）【設置場所：町庁舎2階町民室、各課】

【設置基準】

「災害対策本部」を設置するまでに至らない程度であって、次に掲げる場合に、総務政策課長（不在の時は、総務政策課課長代理）が必要と認める場合。

①　町内に、風水害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合。

②　町内の洪水予報指定河川（六角川、牛津川）に架かる潮見橋、妙見橋の水位が水防団待機水位を越え、氾濫注意水位まで上昇が予想される場合。

町長（不在のときは、副町長、総務政策課長の順）が必要と認める場合。

【配備職員及び所掌事務】

基本的には、配備職員及び所掌事務は下表のとおりとする。

すべての「　課長　」は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、警戒本部から伝達される災害状況等に直ちに対応できるよう、課内の体制を整える。

配備職員への要請の方法は、総務政策課からの電話、メールによるものとし、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁すること。

災害の規模、被害状況により配備要員の増減、交代について所属課において判断する。

各課において人員が不足する場合は、課内で調整し職員を登庁させる。

所属課	所属係	所掌事務
総務政策課 （３名）	安全安心係 行政係	・配備職員の登庁要請 ・災害対策連絡室の運営 ・消防団との連絡調整 ・防災関係機関との連絡調整 ・災害発生の確認及び対応課との連絡調整 ・被害状況の取りまとめ ・地区（区長等）との連絡調整 ・町民等からの要望等受付
総務政策課 （２名）	企画情報係 財政係	・ホームページ、フェイスブック、による災害情報発信 ・防災無線による災害情報発信 ・広報車両による広報
健康福祉課 （２名）	福祉係 保健係	・民生委員・児童委員との連絡調整 ・避難行動要支援者（高齢者、要介護者）の援護措置
地域づくり課 （３名）	管理振興係 基盤整備係 農政係 農地防災係	・災害発生の確認及び応急処置 ・河川の状況の把握 ・排水機場・水門操作人との連絡調整 ・商工業施設の被害状況の把握
町民生活課 （２名）	上下水道係	・下水道施設の被害状況の把握
農業委員会 （２名）		・農産物、林産物等の被害状況の把握
こども教育課 （３名）	学校教育係 生涯学習係 子育て支援係	・学校の休校等の状況の把握 ・学校教育施設の被害状況の把握 ・社会教育施設の被害状況の把握 ・各公民館との連絡調整 ・放課後児童クラブの休校の状況の把握
幼児教育センター こどもセンター （２名）		・保育所、幼稚園の休園等の状況の把握

３．災害対策本部　【設置場所：役場庁舎２階町民室】

【設置基準】

①　町内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長（不在のときは、副町長、総務政策課長の順）が必要と認める場合。

②　町内に、土砂災害警戒情報が発令され、町長（不在のときは、副町長、総務政策課長の順）が必要と認める場合。

③　町内の洪水予報指定河川（六角川、牛津川）に架かる六角橋、砥川大橋の水位が避難判断水位に達した時、町長（不在のときは、副町長、総務政策課長の順）が必要と認める場合。

④　町内に、気象業務法に基づく次の各特別警報が発表された場合。（自動設置）

・大雨、暴風、大雪、暴風雪、地震

【設置場所】

・　役場庁舎２階町民室

【組織、編成及び所掌事務】

・　町長は自らを災害対策本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

・　災害対策副本部長は、副町長、議長、団長とする。

・　災害対策基本法第２３条による災害対策本部の組織、編成は、別表１のとおりとし、所掌事務は別表２のとおりとする。

【本部会議】

・　災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部付をもって組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。

なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

〈審議事項〉

①　災害対策の基本方針に関すること。

②　災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。

③　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

④　その他災害対策の重要な事項に関すること。

【配備体制及び配備要員】

・　本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし本部長が定める。

種　別	体制の基準	配備要員の基準
第１次配備体制	局地的に甚大な風水害及び地震が発生したとき	概ね半分程度の職員
第２次配備体制	市内全域に甚大な風水害及び地震が発生したとき	全職員

・　各対策部長は、本部が設置されたときは、本部事務を処理するため災害対策本部員を配備しなければならない。

・　第１次配備体制がとられた場合でも、配備要員以外の職員は、町民の安全の確保と被害の拡散防止に努めるため、常に第２次配備に備え準備をしておくものとする。

【動員（連絡）方法】

≪第１次配備体制≫

・　勤務時間中は、総務対策部から庁内放送、電話、メール等を通じて伝達する。

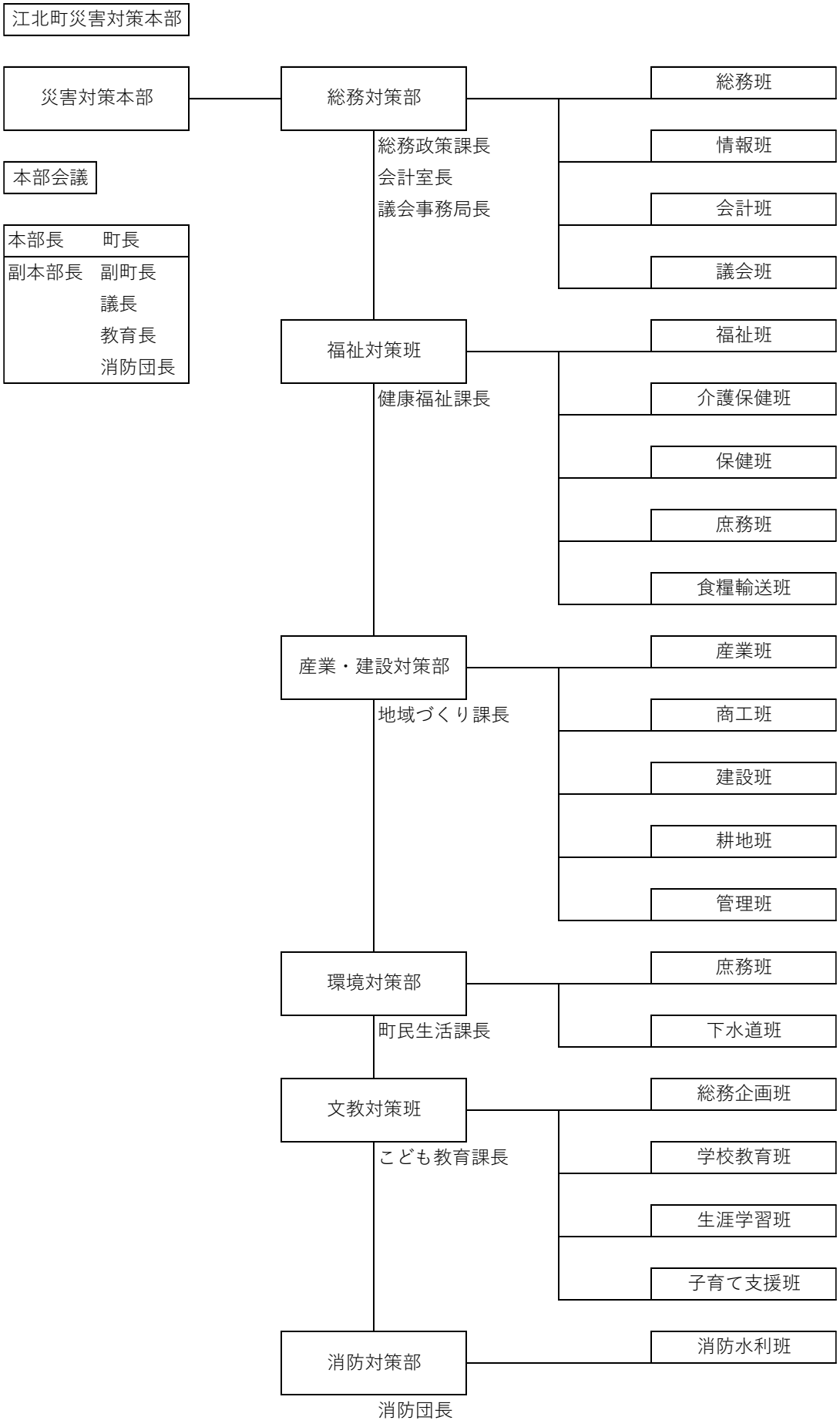
・　勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、メール、電話連絡網等により登庁要請を行う。

・　各課、概ね半数の職員で対応を行う。

≪第２次配備体制≫

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、第２次配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは町内に風水害及び地震が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

別表１


江北町災害対策本部
災害対策本部
本部会議
本部長　町長
副本部長　副町長
議長
教育長
消防団長
総務対策部
総務政策課長
会計室長
議会事務局長
総務班
情報班
会計班
議会班
福祉対策班
健康福祉課長
福祉班
介護保健班
保健班
庶務班
食糧輸送班
産業・建設対策部
地域づくり課長
産業班
商工班
建設班
耕地班
管理班
環境対策部
町民生活課長
庶務班
下水道班
文教対策班
こども教育課長
総務企画班
学校教育班
生涯学習班
子育て支援班
消防対策部
消防団長
消防水利班

別表２　各対策部の所掌事務

対策部名	班名（担当課名）	所掌事務
総務対策部	総務班 （総務政策課）	１　災害対策本部の設置、運営に関すること ２　災害対策本部会議に関すること ３　災害対策の総括及び調整に関すること ４　国、県及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ５　自衛隊の災害派遣要請に関すること ６　被害状況等の全体把握に関すること ７　気象情報の収集及び記録に関すること ８　避難の勧告、指示及び警戒区域の設定に関する事項こと ９　応援協定自治体、民間事業者への応援要請に関すること １０　災害復旧資材の確保及び供給に関すること １１　災害応急対策及び災害復旧対策の総合調整に関すること １２　罹災証明書の発行に関すること １３　町民からの要望の受付に関すること １４　配備要員の動員及び掌握に関すること
	情報班 （総務政策課）	１　災害通信手段の確保に関すること ２　ホームページ、フェイスブック等による災害情報及び避難情報等の提供に関すること ３　災害写真の撮影、収集及び災害記録の作成に関すること ４　防災行政無線、等による災害情報及び避難情報等の町民等への伝達に関すること ５　広報車による町民への広報に関すること ６　鉄道、路線バスその他の公共交通機関の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること
	会計班 （会計室）	１　災害対策関係諸経費の出納経理に関すること ２　義援金の出納経理に関すること ３　救援物資の受付に関すること
	議会班 （議会事務局）	１　町議会議員への災害情報の提供に関すること
福祉対策部	福祉班 （健康福祉課）	１　福祉避難所の開設、民間福祉施設等への応援要請及び運営に関すること ２　被災者に対する被服その他生活必需品の供給に関すること ３　身体障がい者施設等の被害状況の取りまとめに関すること ４　身体障がい者・児知的障がい者等の支援及び避難に関すること ５　避難行動要支援者の支援に係る総括に関すること

	介護保険班 （健康福祉課）	1　高齢者施設、介護施設等の被害状況の取りまとめに関すること 2　高齢者、要介護者等の支援及び避難に関すること
	保健班 （健康福祉課）	1　救護所の設置に関すること 2　傷病者の収容、応急手当及び看護に関すること 3　避難所の開設、等への応援要請及び運営に関すること
	庶務班 （健康福祉課）	1　対策部内の被害状況の取りまとめに関すること 2　災害救助法の適用に関すること 3　義援金、見舞金等の受付、配分等に関すること
	食料班 （町民生活課）	1　応急食料の配給、炊き出しに関すること 2　防災従事者の給食に関すること 3　避難所等への物資、資材の搬送に関すること 4　相談窓口の開設に関すること 5　ボランティアの受入れに関すること 6　災害見舞金等の授受に関すること
産業対策部	産業班 （地域づくり課）	1　主要農産物農作物及び営農施設等の被害状況調査に関すること 2　米穀の調達及び供給に関すること 3　業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること 4　被害農家等に対する融資のあっせんに関すること
	商工班 （地域づくり課）	1　食料及び生活必需品等の調達及び供給に関すること 2　被害商工業者への融資のあっせんに関すること 3　工場及び事業所の被害状況調査に関すること
建設対策部	建設班 （地域づくり課）	1　道路、橋梁、河川の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　河川、用排水路の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3　地すべり、砂防及び急傾斜地における予防応急に関すること 4　町道の通行規制に関すること 5　建設業者等への応援要請に関すること
	耕地班 （地域づくり課）	1　農地及び農業用施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　主要道路（避難道路）の確保に関すること 3　排水機場のポンプ停止等に係る水門操作人との連絡調整に関すること 4　林地及び林業施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	管理班 （地域づくり課）	1　町営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　特定空家等の被害状況等の把握及び応急対策に関すること 3　住宅のあっせんに関すること 4　災害応急仮設住宅の建設及び応急修理の協力に関すること
環境対策部	庶務班 （町民生活課）	1　対策部内の被害状況の取りまとめに関すること 2　断水状況等の情報の提供に関すること 3　被災地域の防疫に関すること 4　し尿処理に関すること 5　廃棄物の処理及び清掃にかんすること

		6　死者の創作・収容及び埋葬に関すること
	環境水道班 （町民生活課）	1　断水状況の調査に関すること 2　上水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3　飲料水等の確保及び供給に関すること
	下水道班 （町民生活課）	1　下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2　災害応急仮設トイレの設置に関すること
文教対策部	学校教育班 （こども教育課）	ア　学校施設の被害状況調査に関すること イ　被災児童生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること ウ　被災後の授業の実施に関すること エ　救援活動に対する生徒の協力に関すること オ　教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	社会教育班 （こども教育課）	ア　社会教育関係施設の被害状況調査に関すること イ　文化財の被害調査に関すること ウ　社会教育団体の協力活動に関すること エ　各町公民館との連絡調整に関すること オ　所管施設における避難所の開設及び運営に関すること
	こども教育班 （こども教育課）	ア　保育園、私立幼稚園及び放課後児童クラブ等の被害状況の取りまとめに関すること イ　所管施設における避難所の開設及び運営に関すること
消防対策部	消防水防班 （総務政策課） （消防団）	1　消防署との連絡調整に関すること 2　消防団に対する指示等に関すること 3　消防相互応援協定による応援要請に関すること 4　避難者の避難誘導に関すること 5　被災者の救助に関すること 6　災害現場における消防及び水防活動の実施に関すること

4　緊急初動班

(1)　緊急初動班の設置

勤務時間外において、風水害により電話が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、本部長（町長）の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務対策部長（総務政策課長）をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、本部長（町長）と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮する。

(2)　緊急初動班要員の確保（電話途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な風水害を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

(3)　緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

(4)　緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

(ｱ)　通信機器の点検

(ｲ)　携帯用テレビ、ラジオ等の調達

イ　情報の収集

(ｱ)　消防署、町民その他からの情報収集

(ｲ)　テレビ、ラジオによる情報収集

(ｳ)　職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ　その他緊急に必要な事項

(ｱ)　県への通報連絡

(ｲ)　各対策部長及び配備要員の確保

(ｳ)　本庁舎の電気、給水設備等の点検

4　江北町水防本部

水防本部の組織に関しては、水防法第３２条の規定により定めた「江北町水防計画書」による。ただし、本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第２節　災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第１項　警報等の伝達等

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警報レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

なお、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

１　風水害に関係する警報等の種類

(1)　気象関係

ア 警戒レベル相当情報の特別警報、危険警報、警報、注意報

警戒レベル５ 相当	レベル５ 大雨 特別警報	レベル５ 氾濫 特別警報	レベル５ 高潮 特別警報	レベル５ 土砂災害 特別警報
警戒レベル４ 相当	レベル４ 大雨 危険警報	レベル４ 氾濫 危険警報	レベル４ 高潮 危険警報	レベル４ 土砂災害 危険警報
警戒レベル３ 相当	レベル３ 大雨 警報	レベル３ 氾濫 警報	レベル３ 高潮 警報	レベル３ 土砂災害 警報
警戒レベル２ 相当	レベル２ 大雨 注意報	レベル２ 氾濫 注意報	レベル２ 高潮 注意報	レベル２ 土砂災害 注意報

イ 警戒レベル相当情報以外の特別警報、危険警報、警報、注意報

警戒レベル５ 相当	レベル５ 大雨 特別警報	レベル５ 氾濫 特別警報	レベル５ 高潮 特別警報
警戒レベル４ 相当	レベル４ 大雨 危険警報	レベル４ 氾濫 危険警報	レベル４ 高潮 危険警報
警戒レベル３ 相当	レベル３ 大雨 警報	レベル３ 氾濫 警報	レベル３ 高潮 警報

ウ その他の注意報

雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報

エ その他の情報

佐賀県気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前、短時間大雪、竜巻注意/竜巻目撃 等）、佐賀県気象解説情報（線状降水帯半日前予測、台風第〇号、大雨等）、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

(2) 指定河川の洪水予報

ア 国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

指定河川	嘉瀬川水系 嘉瀬川 六角川水系 六角川、牛津川 松浦川水系 松浦川、徳須恵川、厳木川 筑後川水系 筑後川

イ 洪水予報の種類

洪水警報	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報
洪水注意報	氾濫注意情報

(3) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（町長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

イ 内水

県又は町は、県又は町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては町の長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

ウ 高潮

県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(4)　水防関係

ア　水防警報

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が、水防上必要と認め、発する警告。

イ　水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(5)　土砂災害に関する防災気象情報等の周知

町長が防災活動や町民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、町民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により町へ伝達する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し、町民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア　土砂災害に関する防災気象情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台は、警戒レベルに応じた警報等を発表する。

イ　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ通知すると共に一般に周知する。

(6) 避難情報等

警戒レベル	町民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル５ （町長が発令）	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 レベル５　氾濫・大雨・土砂災害・高潮特別警報　等
警戒レベル４ （町長が発令）	危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報 レベル４　氾濫・大雨・土砂災害・高潮危険警報　等
警戒レベル３ （町長が発令）	危険な場所から高齢者等は避難 他の町民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 レベル３　氾濫・大雨・土砂災害・高潮警報　等
警戒レベル２ （気象庁が発表）	避難行動の確認	レベル２　氾濫・　大雨・土砂災害・　高潮注意報　等	氾濫注意情報 レベル２　氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報　等
警戒レベル１	心構えを高める	早期注意情報	

（気象庁が発表）			

2　警報等の伝達

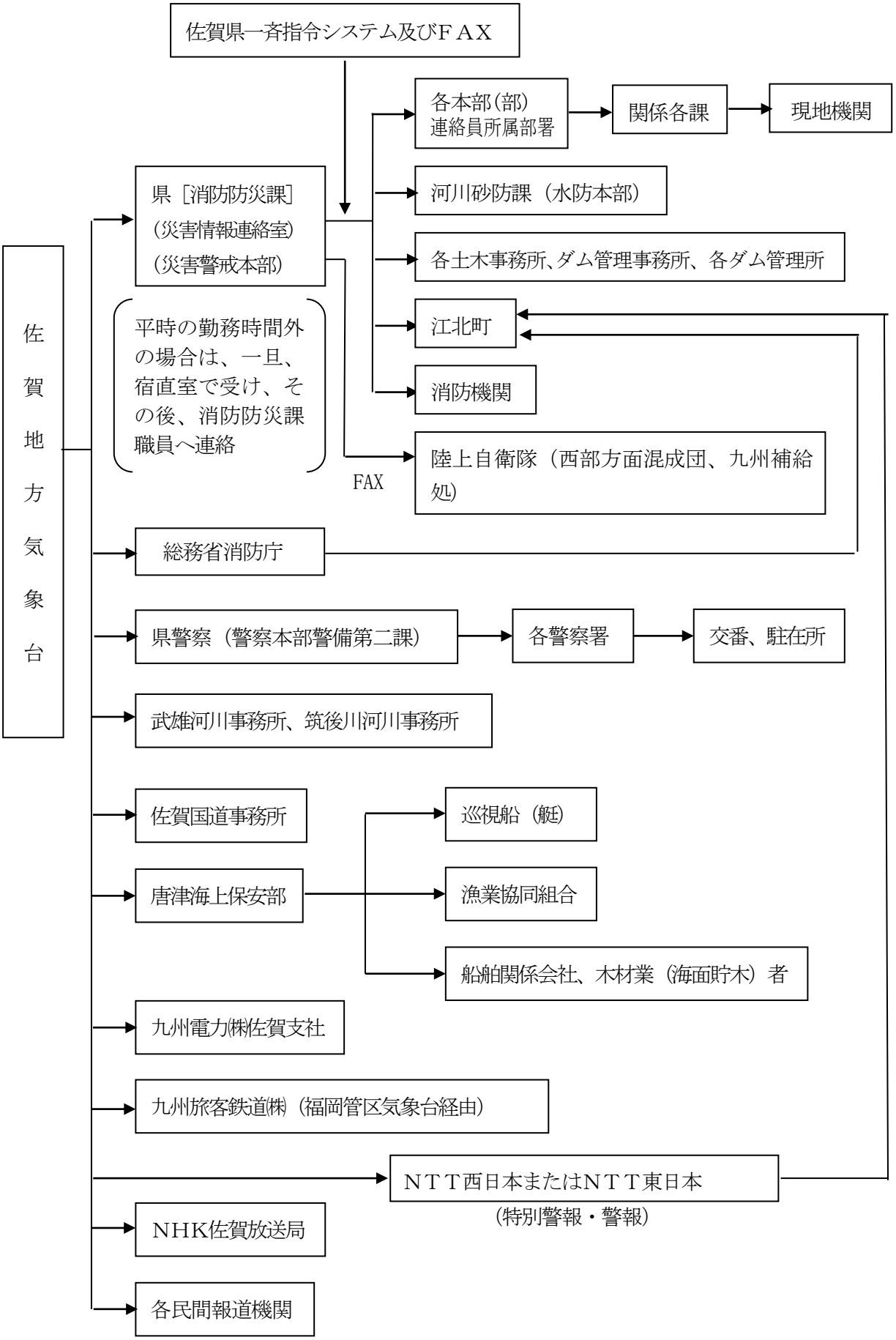
防災関係機関は、風水害に関係する警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町へ通知するものとし、通知を受けた町は、これを直ちに町民等に伝達するものとする。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

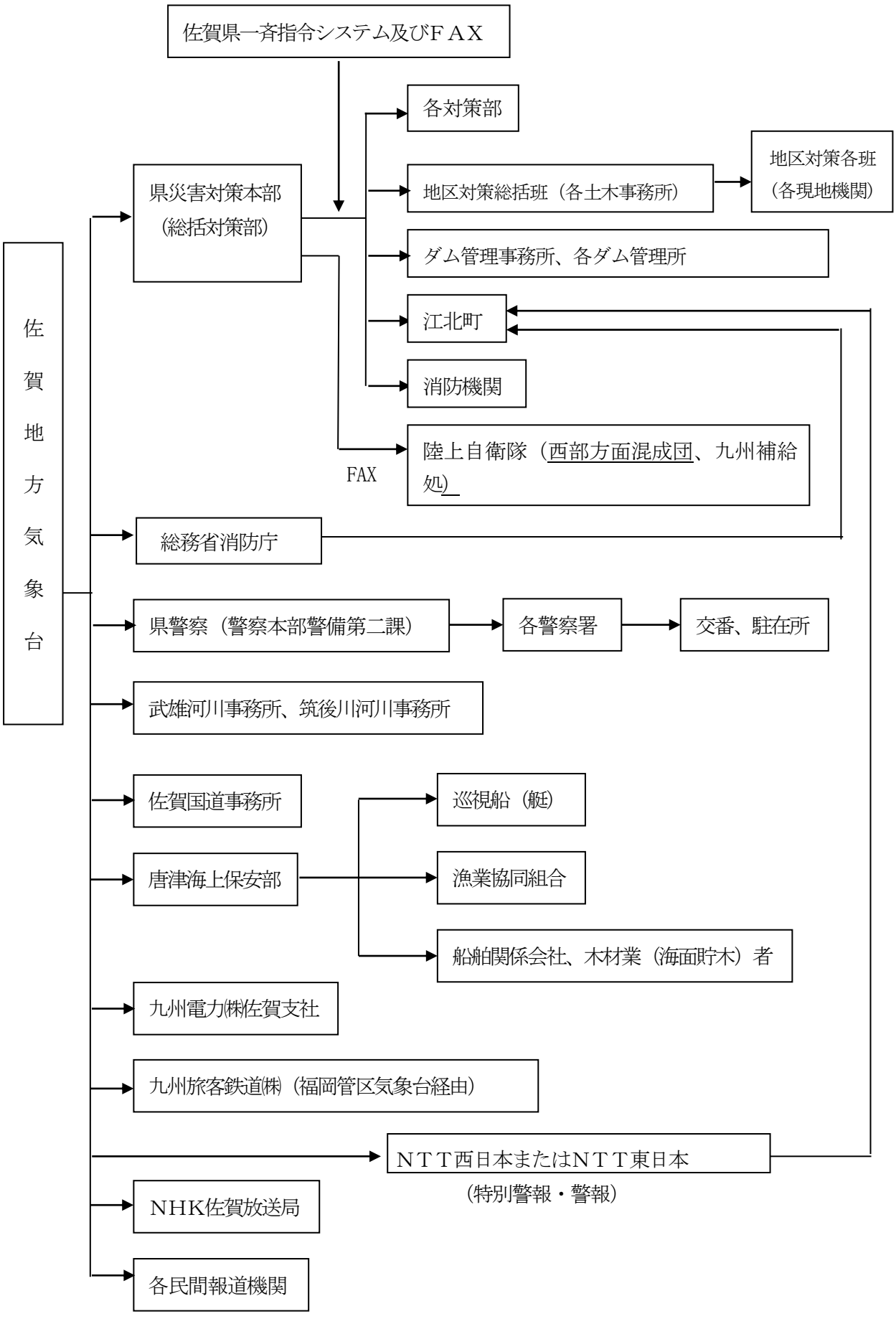
道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(1)　気象情報伝達関係

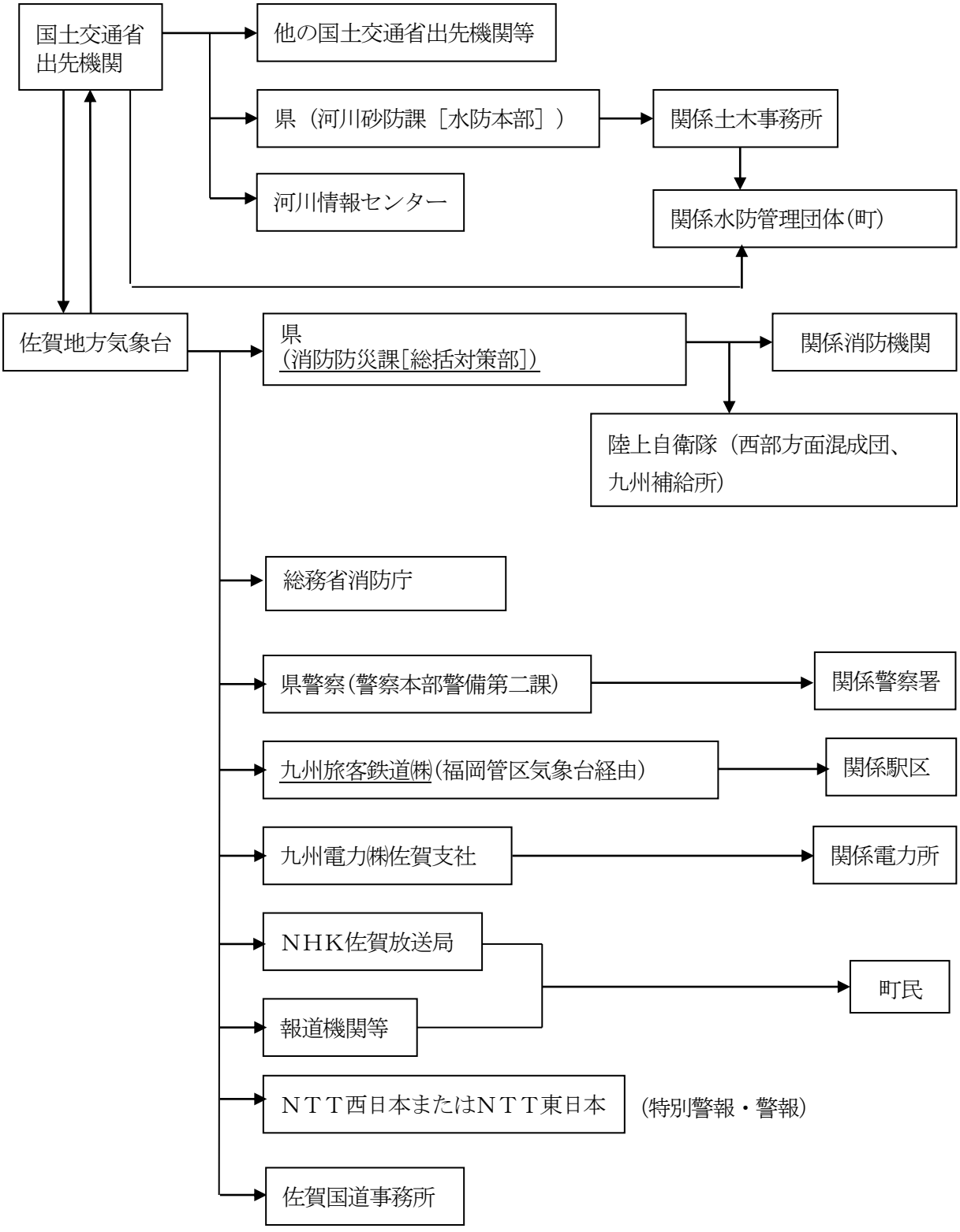
≪平時、県が災害情報連絡室、災害警戒本部設置の場合≫



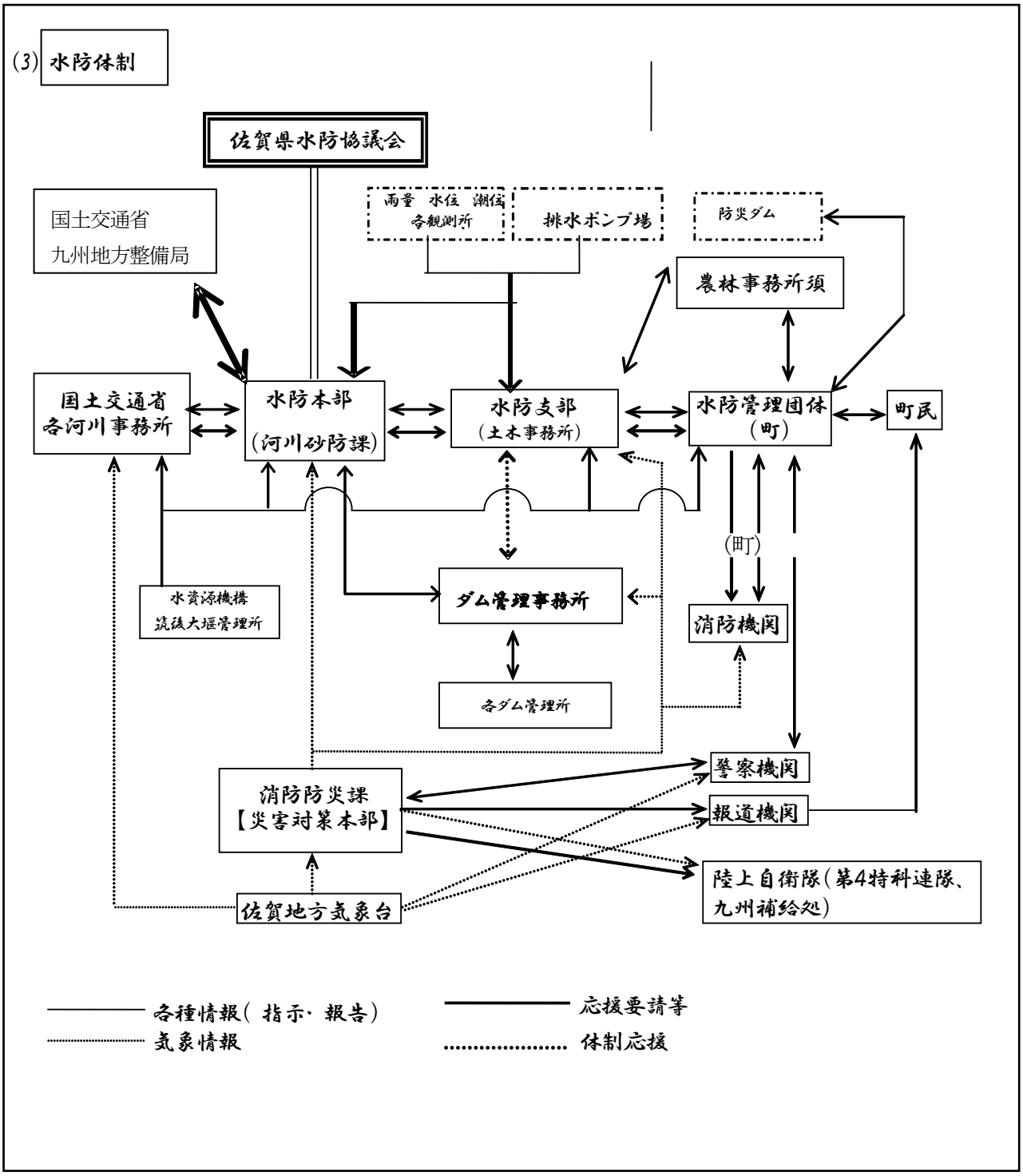
≪県が災害対策本部設置の場合≫



(2)　洪水予報伝達体制


国土交通省
出先機関
他の国土交通省出先機関等
県（河川砂防課［水防本部］）
関係土木事務所
河川情報センター
関係水防管理団体(町)
佐賀地方気象台
県
(消防防災課[総括対策部])
関係消防機関
陸上自衛隊（西部方面混成団、
九州補給所)
総務省消防庁
県警察(警察本部警備第二課)
関係警察署
九州旅客鉄道㈱(福岡管区気象台経由)
関係駅区
九州電力㈱佐賀支社
関係電力所
ＮＨＫ佐賀放送局
町民
報道機関等
ＮＴＴ西日本またはＮＴＴ東日本
(特別警報・警報)
佐賀国道事務所

(3) 水防体制


佐賀県水防協議会
国土交通省
九州地方整備局
雨量 水位 潮位
各観測所
排水ポンプ場
防災ダム
農林事務所須
国土交通省
各河川事務所
水防本部
(河川砂防課)
水防支部
(土木事務所)
水防管理団体
(町)
町民
(町)
水資源機構
筑後大堰管理所
ダム管理事務所
消防機関
各ダム管理所
警察機関
消防防災課
【災害対策本部】
報道機関
陸上自衛隊(第4特科連隊、
九州補給処)
佐賀地方気象台
各種情報(指示・ 報告)
気象情報
応援要請等
体制応援

第２項　避難誘導

１　警戒活動

県、町は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に関係する警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

２　適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示を実施する者は、躊躇せず、時機を失することなく、行うものとする。また、この場合は、災害時要援護者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を取るものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の場所において行うなど、適時適切な避難誘導に努めつものとする。

また、町は避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

３　指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

町は被害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放・開設し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

４　局地的かつ短時間の豪雨の場合

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

５　町民への避難指示等の伝達

町民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めＬアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

６　町民への周知

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険個所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

７　町に対する助言

防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第３項　災害未然防止活動

水防管理者（町）は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。

県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第３節　災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関は、風水害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、県、町は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

第１項　収集する災害情報の種類

町が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第１段階】　緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

１　主要緊急被害情報

(1)　概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）

(2)　ライフライン被害の範囲

(3)　医療機関へ来ている負傷者の状況

(4)　１１９番通報が殺到する状況　等

【第２段階】　被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

１　人的被害（行方不明者の数を含む。）

２　住家被害

３　ライフライン被害

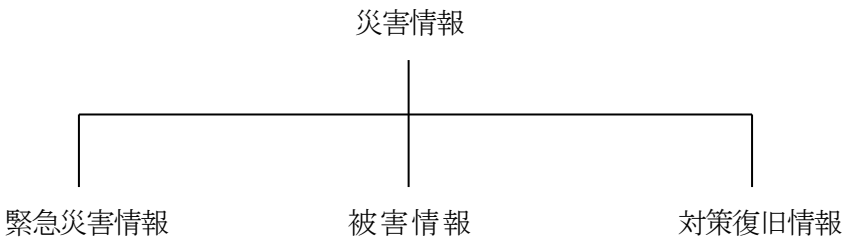
４　公共施設被害

５　農林、商工被害　等

【第３段階】　対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

１　応急対策の活動状況

２　災害対策本部の設置、活動状況　等



第２項　災害情報の収集、共有

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

１　参集途上職員による緊急災害情報の収集

職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、総務政策課安全安心係〔総務対策部総務班〕に報告し、総務政策課安全安心係〔総務対策部総務班〕は、これを取りまとめて、県（消防防災課〔総括対策部〕）へ、その映像を添え報告するものとする。

２　その他機関からの情報の活用

町は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や町民等から得られる情報も活用するものとする。

３　情報の共有

国、県、町はその他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密な連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第３項　災害情報の連絡方法

町は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

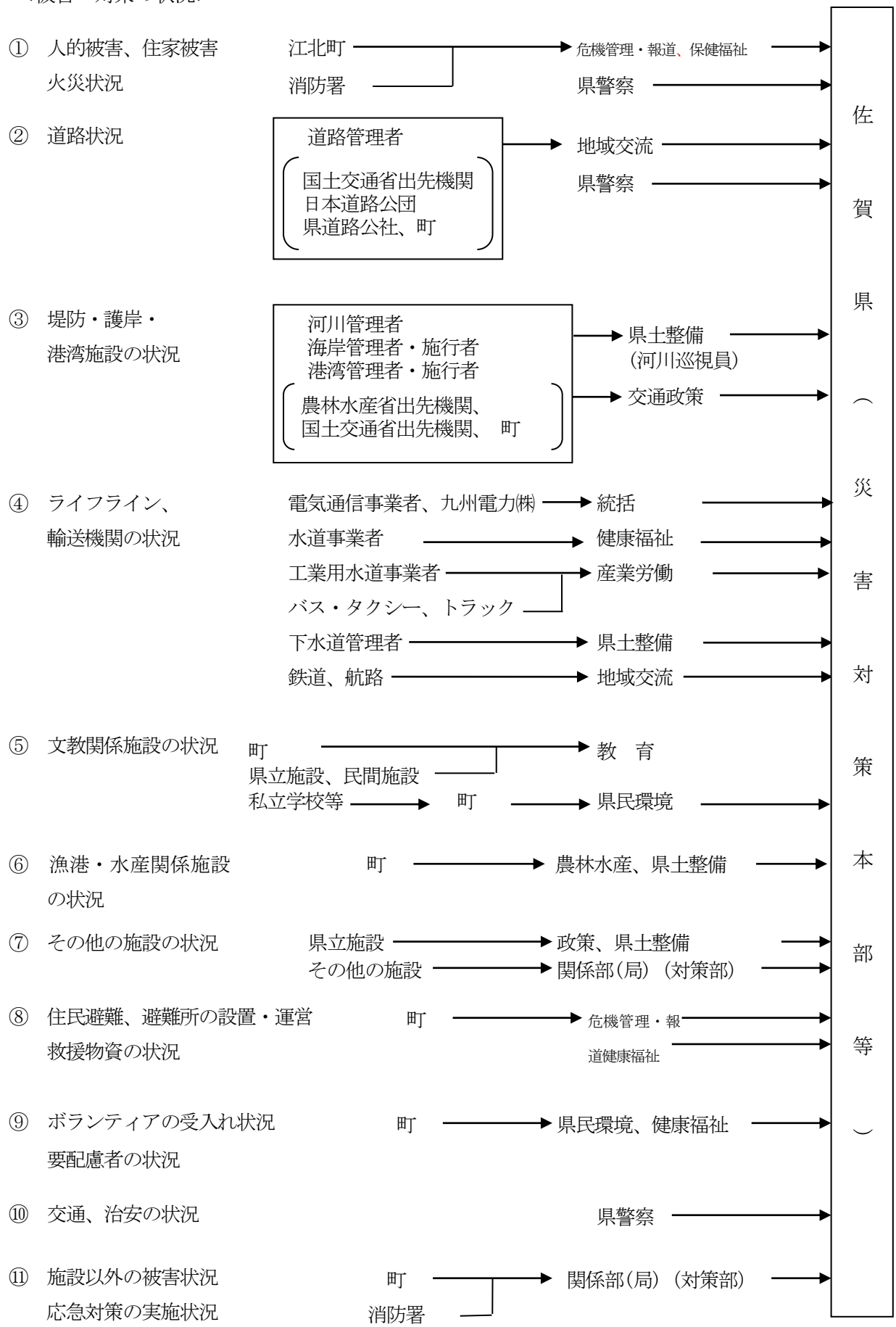
災害情報の連絡に当たっては、ＭＣＡ通信、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

県は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

＜被害・対策の状況＞



第４項　被害状況等の報告

県、町及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。

町は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査をすることにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

１　報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、町は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2　報告の要領

(1)　報告の種類等

種　　類	報 告 す る 情 報	時　　期
被害概況即報	緊急災害情報 ア　画像情報 イ　主要緊急被害情報 (ｱ)　ライフライン被害の範囲 (ｲ)　医療機関へ来ている負傷者の状況 (ｳ)　１１９番通報が殺到する状況　等	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	被害情報 　人的被害、住家被害、ライフライン被害　等 対策復旧情報 ア　応急対策の活動状況 イ　災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 　人的被害、住家被害、ライフライン被害　等 対策復旧情報 ア　応急対策の活動状況 イ　災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 ２０日以内

(2)　報告を必要とする災害の基準

火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの ※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	【一般基準】 ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ ２県以上にまたがるもので、１の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第 13 条の2 に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準】 ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア　災害救助法の適用基準に合致する災害 イ　県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ　当初は軽微であっても、２県以上にまたがるもので、１の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ　被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県（又町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3)　報告の要領

ア　被害概況即報

(ｱ)初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災ＧＩＳの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、町は、県関係現地

機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県消防防災課（総括対策部）に報告する。

(ｲ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県消防防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県消防防災課（総括対策部）に報告する。

(ｳ) 県消防防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

(ｴ) 死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、町は、第１報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ　被害状況即報

(ｱ) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災ＧＩＳの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、町は、県関係現地機関、県各部（局）〔各対策部〕を経て、県消防防災課（総括対策部）に報告する。

(ｲ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県消防防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県消防防災課（総括対策部）に報告する。

(ｳ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

(ｴ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

(ｵ) 町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県消防防災課（総括対策部）に報告する。

ウ　災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後２０日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

≪連絡窓口≫

消防庁

区分 / 回線別		平日（９：３０～１７：４５） 応急対策室	左記以外 宿直室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	０３－５２５３－７５２７	０３－５２５３－７７７７
	ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７	０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	ＴＥＬ	９０－４３４２２	９０－４９１０１
	ＦＡＸ	９０－４９０３３	９０－４９１０２
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	9－０４８－５００－９０－４３４２２	9－０４８－５００－９０－４９１０１
	ＦＡＸ	9－０４８－５００－９０－４９０３３	9－０４８－５００－９０－４９０３６

県

区分 / 回線別		平日（８：３０～１７：１５） 消防防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７０２６ ０９５２－２５－７０２７	０９５２－２４－３８４２
	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２	
消防防災無線	ＴＥＬ	７２１	
	ＦＡＸ	７２８	
地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	９－７３３	
	ＦＡＸ	９－７８１１	

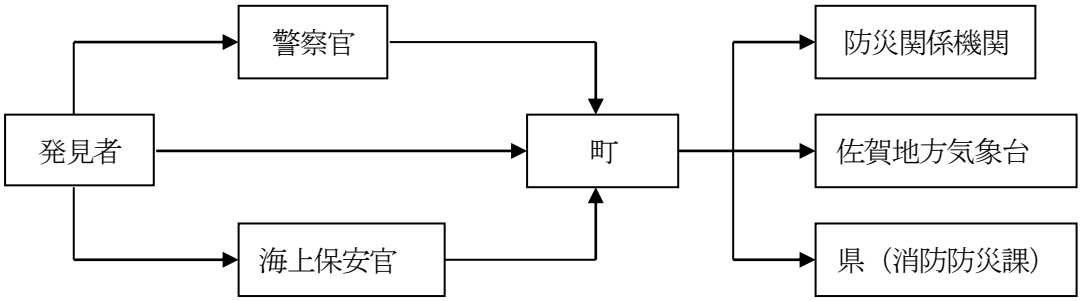
(4)　防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び町に通報または連絡を行うものとする。

第５項　異常現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

１　通報系統図



２　通報を要する異常現象

異常潮位　・・・・・・　天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

異常波浪　・・・・・・　海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

その他　・・・・・・・・　崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭　等

３　通報項目

(1)　現象名

(2)　発生場所

(3)　発見日時分

(4)　その他参考となる情報

第４節　労務確保計画

第１項　実施責任

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第２項　労働者の確保

風水害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力確保のための協力要請を行う。

町は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

１　職種別求人数
２　作業場所及び作業内容
３　作業時間
４　賃金の額
５　雇用日数

第３項　労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

１　瓦礫等の除去、道路等復旧作業
２　り災者の避難、救出
３　医療及び助産における移送
４　救援物資の整理配分及び輸送
５　遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第５節　従事命令及び協力命令

知事、町長等（町長、町長の委任を受けてその職権を行う町職員、町長若しくはこの職員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第１項　従事命令等の種類

１　従事命令等の種類と執行者

対　象　作　業	種　　類	執行者	根　拠　法　令
災害応急対策作業 （応急措置一般）	・ 従事命令 ・ 協力命令	知　　事 （委任された場合は市町長）	災害対策基本法第７１条 第１項・第２項
災害救助作業 （救助法に基づく救助）	・ 従事命令 ・ 協力命令	知　　事	災害救助法第７条、８条
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	・ 従事命令	町長等	災害対策基本法第６５条 第１項、第２項
危害防止のための措置	・ 措置命令	警　察　官	警察官職務執行法第４条
非常事変に際し必要があるときの協力	・ 協力命令	海上保安官	海上保安庁法第１６条
消防作業	・ 従事命令	消防吏員、消防団員	消防法第２９条第５項
水防作業	・ 従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第２４条

2　従事命令又は協力命令の対象者

命 令 の 区 分	対　　象　　者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1)　医師、歯科医師又は薬剤師 (2)　保健師・助産師又は看護師 (3)　土木技術者又は建築技術者 (4)　大工、左官、とび職 (5)　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6)　地方鉄道業者及びその従業者 (7)　軌道経営者及びその従業者 (8)　自動車運送業者及びその従業者 (9)　船舶運送業者及びその従業者 (10)　港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長・警察官・海上保安官の従事命令	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者または水防の現場にある者

第２項　発動方法等（補償等を含む）

1　損害補償（災害対策基本法第８４条第１項）

町長が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、町民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、町長は、知事に対し、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請するよう求める。

第１項　災害派遣要請の依頼

１　町長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を次の要請先に通知することができる。

また、町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、次の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

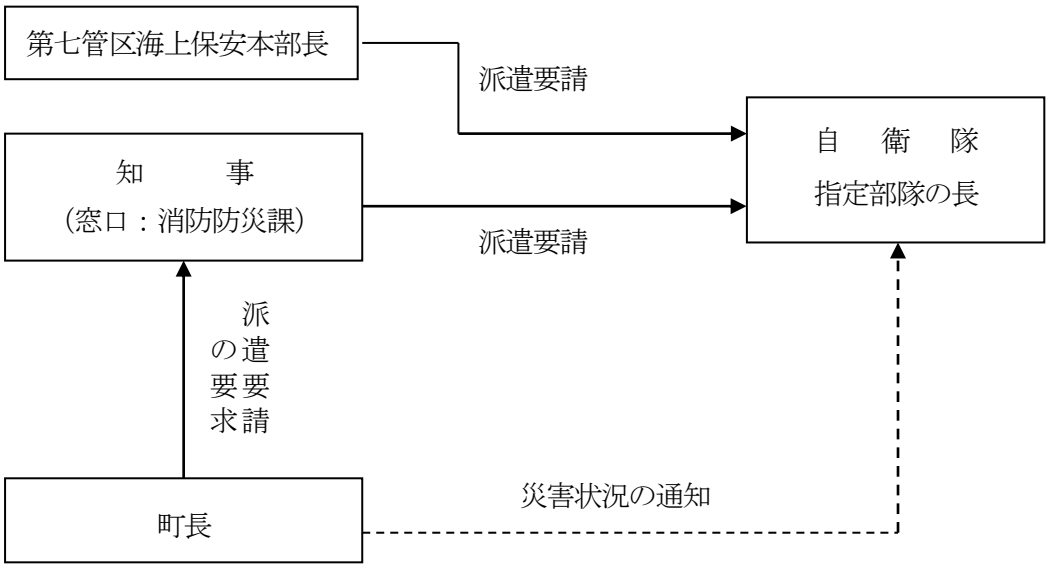
２　予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

（実例：平成４年５月～６月大分県風倒木処理において予防派遣を実施）

区　分	部 隊 の 長	担 任 部 署	電話番号
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	0942－43－5391
	第４師団長	第３部	
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第３幕僚室	0956－23－7111
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部防衛課	092－581－4031

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注）　--------　は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合又は、派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第２項　自衛隊の自主派遣

風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第８３条第２項）

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

また、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる体制で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、町及び県、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の町及び県は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛庁防災業務計画第３の６の⑵のとおりである。

第３項　自衛隊の活動範囲

活 動 項 目	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては，土のう作成，運搬，積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療，救護及び防疫	被災者に対し，応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和３３年総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注＊）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて，火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注）　被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限３か月）及び食糧品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第４項　派遣部隊への措置
（受入れ体制）

町は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

(1)　部隊の受入れ準備

ア　町の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ　連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ　部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

(2)　部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3)　自衛隊の活動等に関する報告

町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県消防防災課（統括対策部総括班）に報告するものとする。

第５項　活動用資機材の準備

1　自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

(1)　通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材

(2)　自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等

(3)　山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

(4)　自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類

(5)　派遣部隊等の糧食

(6)　派遣部隊等の車両燃料及び油脂

(7)　派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等

自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は町が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は町で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

第６項　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

１　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
２　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
３　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
４　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
５　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第７項　撤収手続

１　撤収時期
(1)　災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
(2)　町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

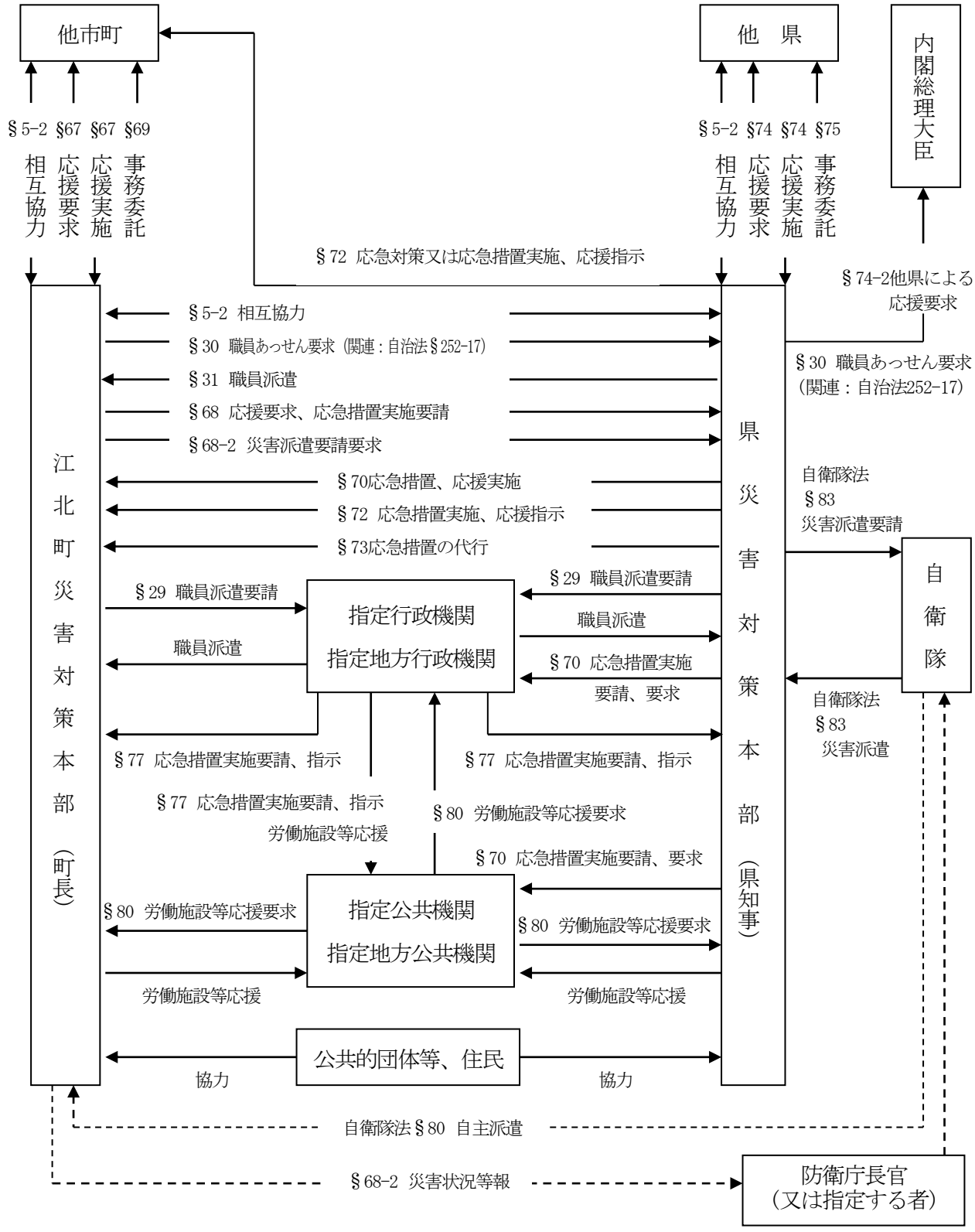
２　撤収方法
知事は、町等から撤収の依頼を受け、又は自ら撤収の必要を認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並に自衛隊連絡班と十分協議して、撤収要請を行うものとする。

３　撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

第７節　応援協力体制

国、県、町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。
また、県、町及び防災関係機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の県、町や機関に対し、応援を要請するものとし、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互 で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく など、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

県災害対策本部が設置された場合、県においては町の被害情報を収集するため、パーマンネントスタッフを中心に構成される情報班を設置し、必要に応じて、被災町に対して、リエゾンや専門的な知識を有する職員を派遣する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の 選定に努めるものとする



第１項　相互協力体制

１　町が実施する措置

(1)　他の市町への応援要請

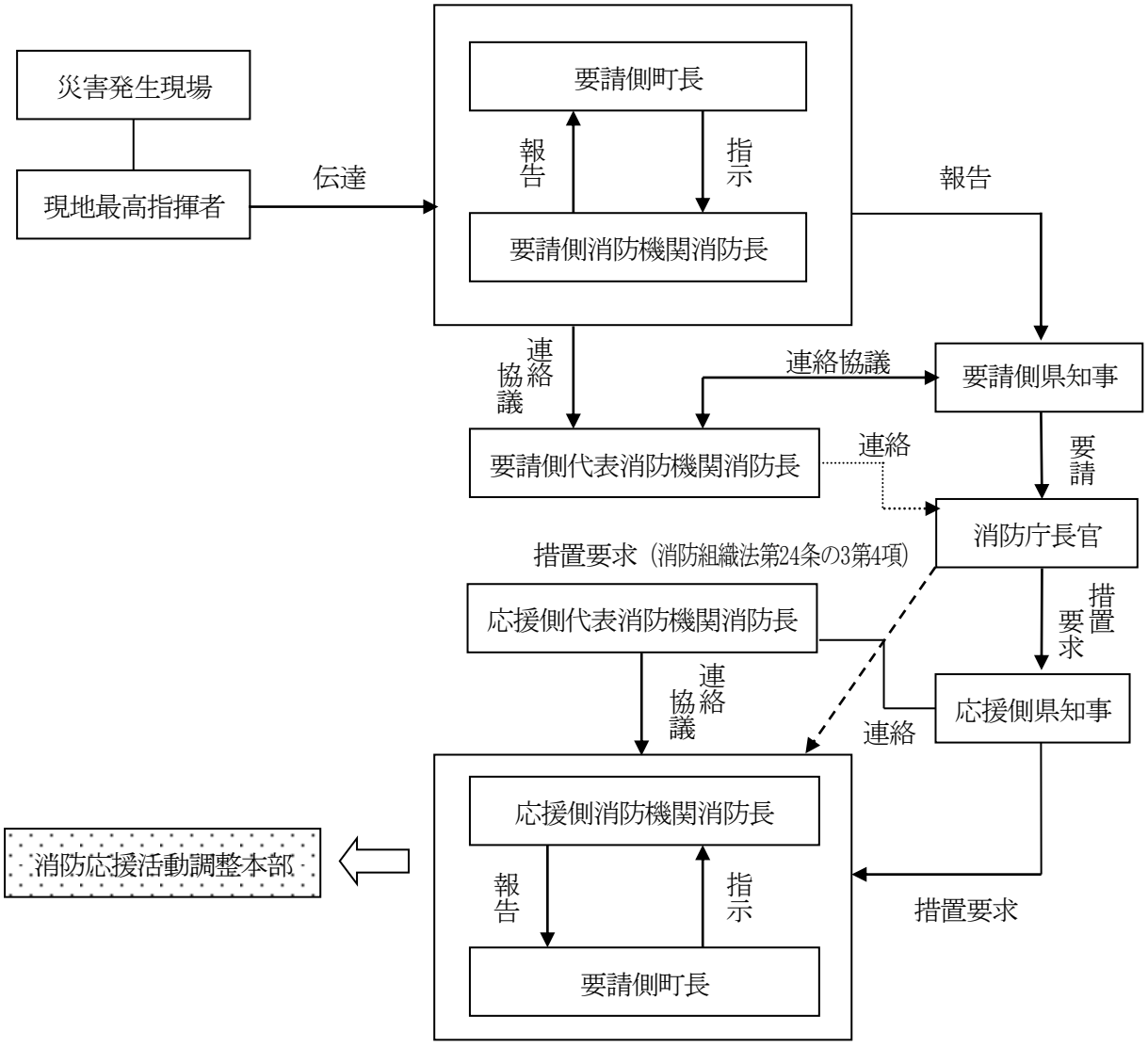
町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

(2)　緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

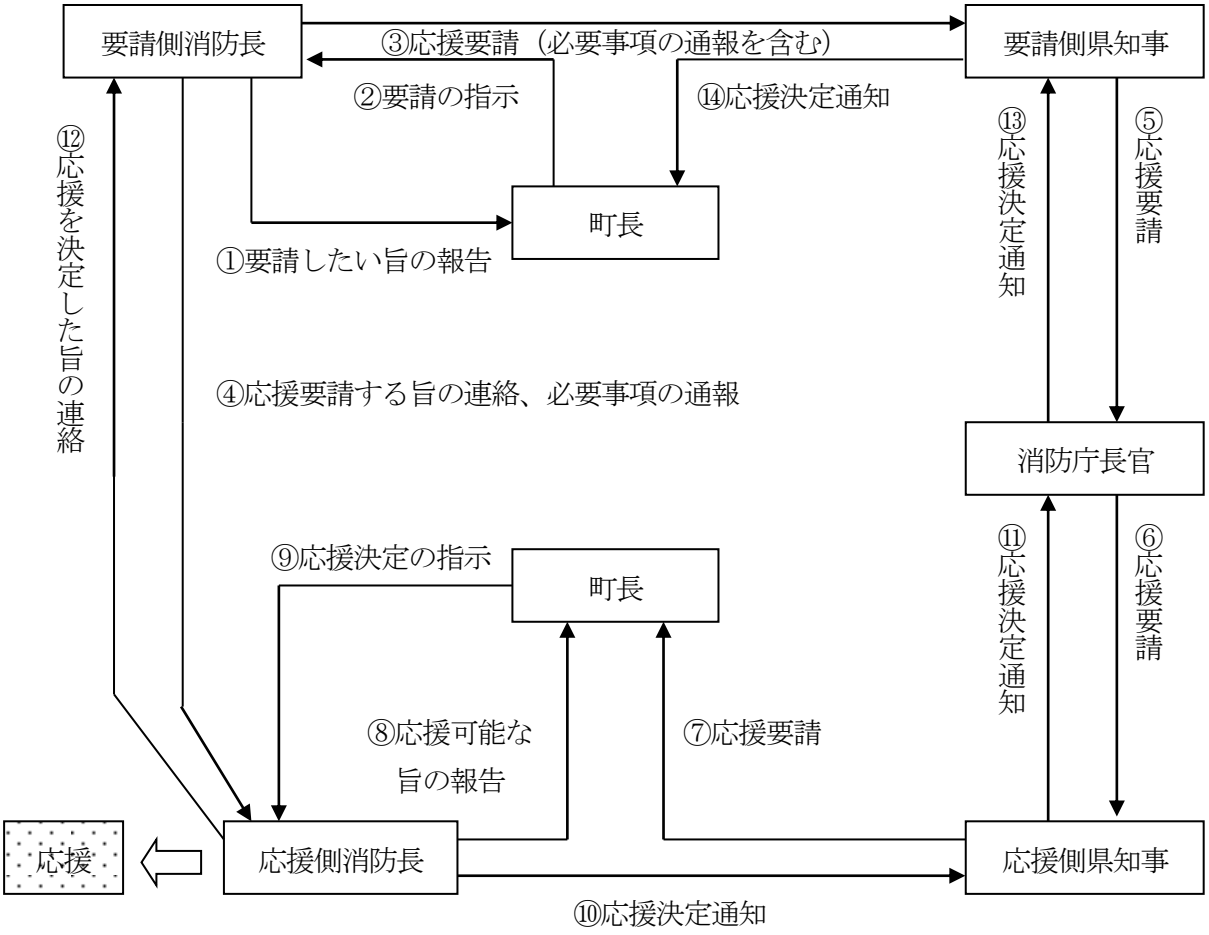
町は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

【消防応援活動調整本部の要請系統図】



＜広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート＞



(3)　県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア　町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ　町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ　派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員で、要請先は県消防防災課（総括対策部）とする。

エ　要請必要事項

　要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

オ　町はイに記載する要請ができない場合にはその旨及び災害の状況を県に通知するものとする。

(4)　指定地方行政機関等への職員の派遣要請

　町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

≪町が実施する応援要請の必要事項及び根拠≫

要請の内容	要請に必要な事項	備　　考
他の市町村に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(ｱ)　災害の状況 (ｲ)　応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (ｳ)　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (ｴ)　応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (ｵ)　応援を必要とする活動内容 （必要とする災害応急対策） (ｶ)　その他必要な事項	災害対策基本法 第６７条 災害対策基本法 第６８条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第６節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第８３条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	(ｱ)　派遣又は派遣のあっせんを求める理由 (ｲ)　派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (ｳ)　派遣を必要とする期間 (ｴ)　派遣される職員の給与その他の勤務条件 (ｵ)　その他必要な事項	災害対策基本法 第２９条 同法第３０条 地方自治法 第２５２条の１７
他県消防の応援の要請を求める場合	緊急消防援助隊応援要請連絡表に掲げる事項	消防組織法 第２４条の３

(5)　消防団との協力

消防団は、町や消防機関等との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア　避難誘導活動

イ　河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動

ウ　被災者の救出・救助活動

エ　土のう積みなどの災害防除活動

オ　その他の災害応急対策業務

(6)　自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、町との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア　避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
イ　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
ウ　被災地域内の社会秩序維持への協力
エ　その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力

2　消防署が実施する措置

消防署は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援隊を県に対して要請するものとする。

第2項　相互協力の実施

1　基本的事項

各防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2　応援を受けた場合の費用の負担

(1)　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、法第９２条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2)　費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

ア　派遣職員の旅費相当額
イ　応急措置に要した資材の経費
ウ　応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
エ　救援物資の調達、輸送に要した経費
オ　車両機器等の燃料費、維持費

第3項　応援協定

町は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

≪締結市町≫

協　定　名	協　　定　　締　　結　　の　　相　　手　　方
災害時における相互応援協定	鹿島市、白石町、太良町、諫早市（２０７号沿線自治体）
佐賀県・市町災害時相互応援協定	県及び県内市町

消防署は、他の全消防機関と消防相互応援協定を締結しており、これに基づき応援を求める。

第４項　国の制度に基づく保健医療活動の受援

保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）等県外の都道府県からの人的支援を求める。

第５項　派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第３２条、同法施行令第１７条及び第１８条の規定に基づき行う。

第６項　受援のための措置

県、町及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、あらかじめ定めた受援計画等に基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずるものとする。

第８節　通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第１項　多様な通信手段の利用

防災関係機関は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

１　町防災行政無線

防災行政無線は、町民への情報伝達、消防団への出動命令等に利用する。また、移動系の防災行政無線は、対策本部、現地において応急対策に従事している者及び他の機関への発信の補完的な通信手段として利用する。

２　県防災行政無線

県との通信を基本として、市町間及び関係機関との補完的な通信手段として利用する。

３　優先利用ができる一般加入電話

(1)　災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発着信規制の対象とされない電話であり、通信事業者があらかじめ指定し、設置している固定電話及び携帯電話。

【設　置　場　所】　　総務政策課

（電話番号：０９５２－８６－２１１３）

４　特設公衆電話

災害時に、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合における通信規制時においても繋がりやすい電話であり、避難所において避難者が安否確認等の連絡をすることができる。避難者のための有効な通信手段として活用される電話である。

【町設置場所】　江北町保健センター　　江北町老人福祉センター

５　移動体通信（携帯電話等）

携帯電話

６　非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第５２条第４号及び第７４条第１項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1)　非常通信として、取り扱える通信の内容

ア　人命の救助、避難者の救護に関するもの。
イ　風水害の予報等に関するもの。
ウ　非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
エ　気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
オ　災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2)　非常通信の発信資格者又は依頼者

ア　県、町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
イ　新聞社、通信社、放送局
ウ　その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3)　非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

7　インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8　その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第２項　通信施設の応急復旧

1　一般加入電話

電気通信事業者は、災害時において、国、県、町等の防災関係機関の、重要通信を優先的に確保する。

また、被災した電気通信設備等の迅速に復旧するため、被害状況、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに応急復旧に必要な要因・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

2　町防災行政無線

町は、風水害が発生した場合、重要通信を確保し、或いは被災した通信設備を迅速に復旧するため、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちにＮＴＴ・総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

3　災害対策用移動通信機器等

町及び県は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。

第９節　救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、消防署、町、県、県警察及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

第１項　自主防災組織等の救助活動等

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び町民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防署等が実施する救助活動に協力するよう努める。

１　近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
２　救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
３　救助活動に当たっては、可能な限り消防署等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防署等に連絡し、早期救助を図る。

第２項　救助活動

１　消防機関及び町

(1)　救助活動

ア現地調整所の設置

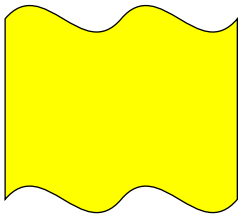
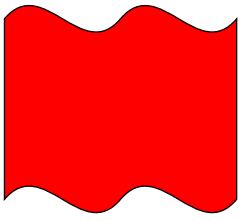
町及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

イ避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格　概ね２ｍ×２ｍの布

	避難者がいることをしめす。 （黄色）		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。 （赤色）

(2)　応援要請

ア　消防署は、町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ　町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ　被災地の町又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ　被災地の町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」について、要請の連絡を行う。

オ　町は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3)　拠点等の確保

県及び町は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

2　消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3　県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは町から応援を求められた場合は、消防署及び町、その他防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

(1)　県職員を派遣し、救助活動を支援する。

(2)　県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。

(3)　他の市町に対し、応援を指示する。

(4)　消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

(5)　自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(6)　警察、消防、自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4　県警察

県警察は、消防署及び町、その他の防災関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講じるとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

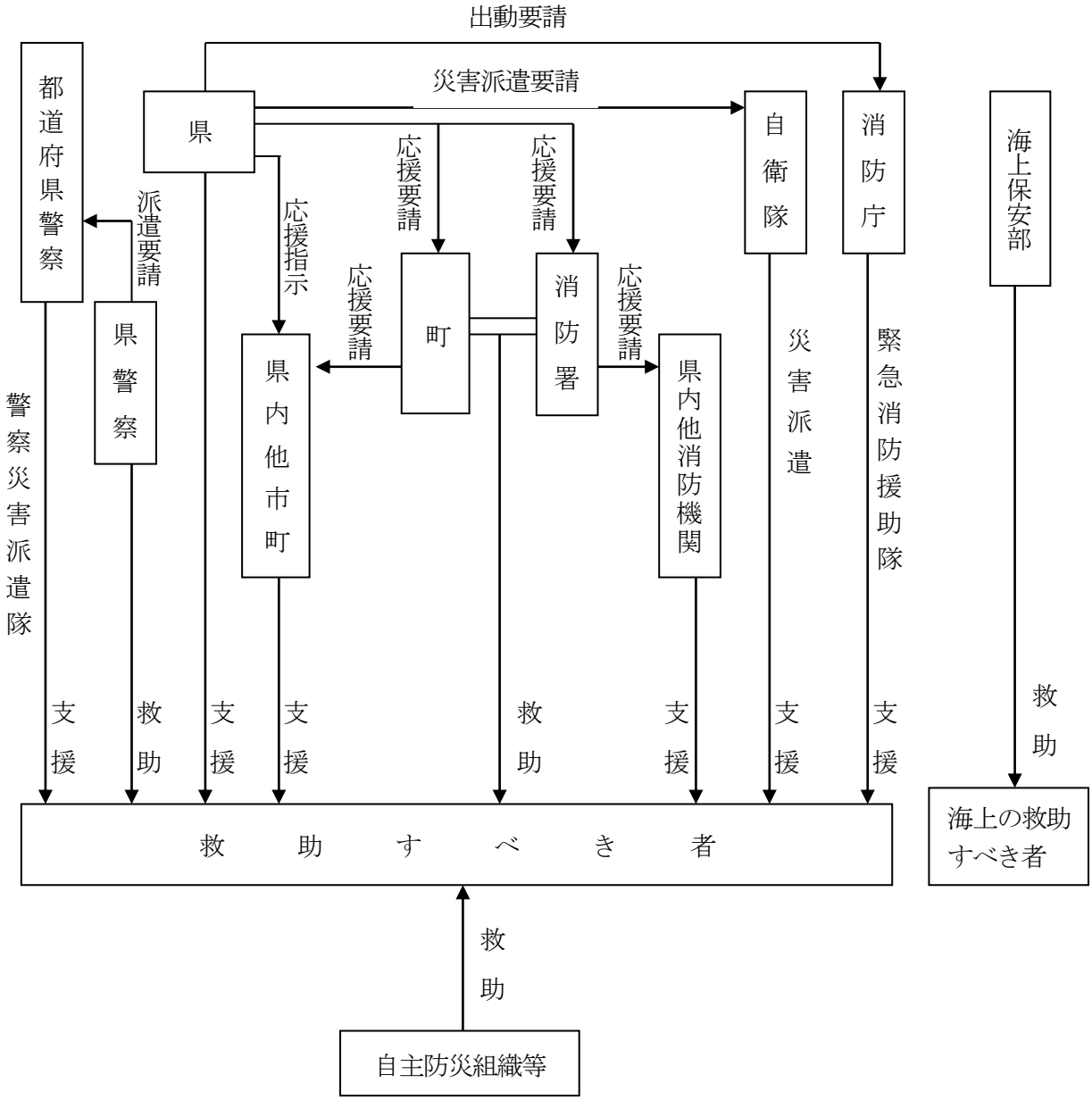
(1)　被災者の救助・救護

(2)　行方不明者の捜索

(3)　救助活動に必要な交通規制等

5　自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び町、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。


出動要請
災害派遣要請
都道府県警察
県
自衛隊
消防庁
海上保安部
派遣要請
応援指示
応援要請
応援要請
応援要請
応援要請
県警察
県内他市町
町
消防署
県内他消防機関
警察災害派遣隊
災害派遣
緊急消防援助隊
支援
救助
支援
支援
救助
支援
支援
支援
救助
救助すべき者
海上の救助すべき者
救助
自主防災組織等

第10節　保健医療福祉活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療福祉活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

第１項　保健医療福祉活動

１　医療機関における医療活動の確保

(1)　民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、風水害時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

２　救護所の設置、運営

(1)　設置

町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、は適当な場所に救護所を設置する。

(2)　広報、報告

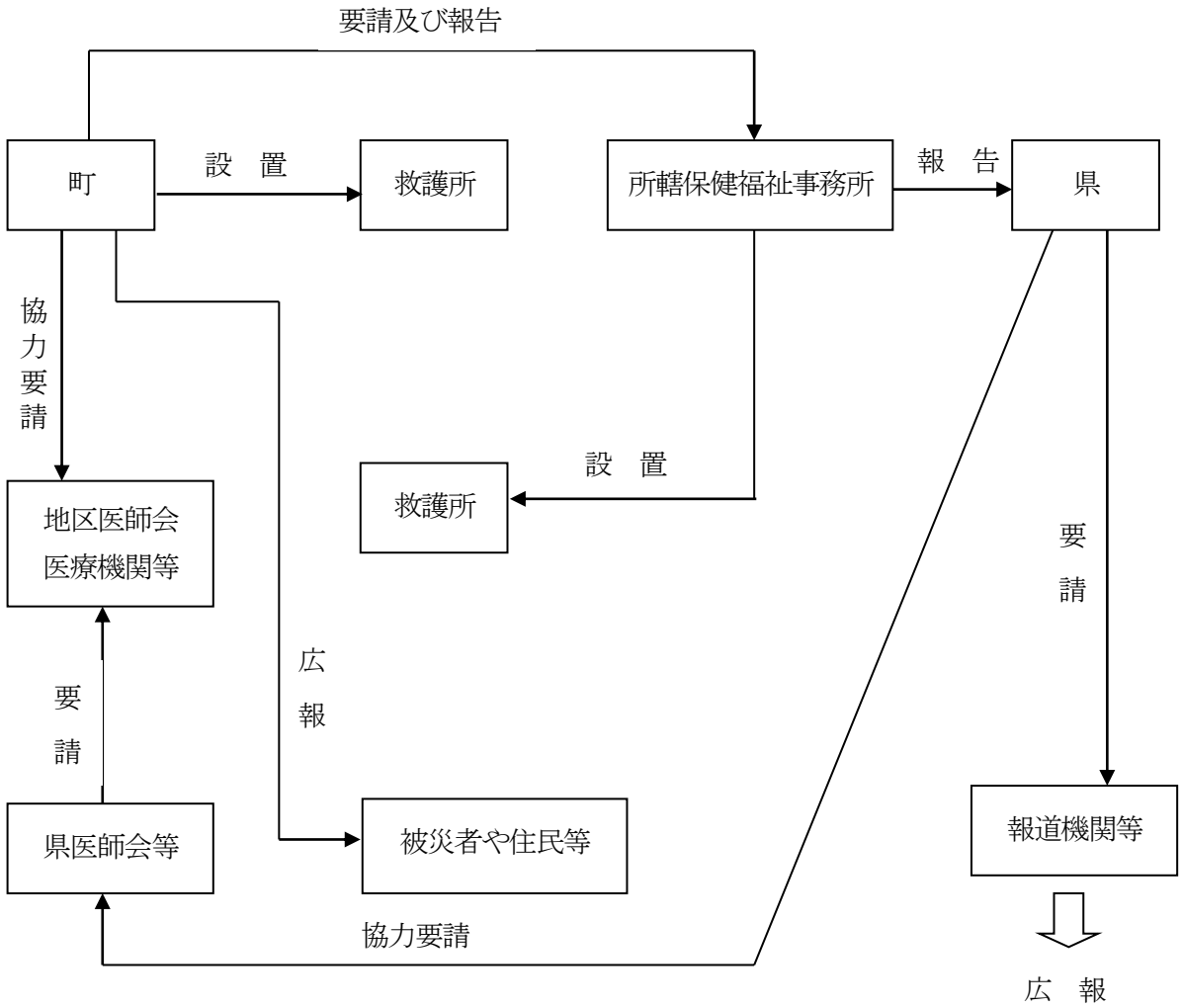
町は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

(3)　運営

町は、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。



3　医療救護班の編成、派遣

風水害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関があらかじめ設置している次の医療救護班（医師１名、保健師又は看護師２名、事務職員１名及び運転手１名の計５名で構成）が、救護所において実施する。

(1)　県医療救護班
(2)　町医療救護班
(3)　佐賀県医師会医療救護班
(4)　災害拠点病院医療救護班
(5)　独立行政法人国立病院機構医療救護班
(6)　国の医療救護班
(7)　日赤医療救護班
(8)　赤十字現地医療班

町は、風水害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ

設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

県は、県医療救護班全部を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、県医師会に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合、又は災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

佐賀県災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定病院は、県と締結した「佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」の定めるところにより、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣する。

ドクターヘリ基地・連携病院は、関係機関と連携のもと、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の活動に積極的に協力する。

4　被災地域外での医療活動

県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

5　人工透析対策

県及び町は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

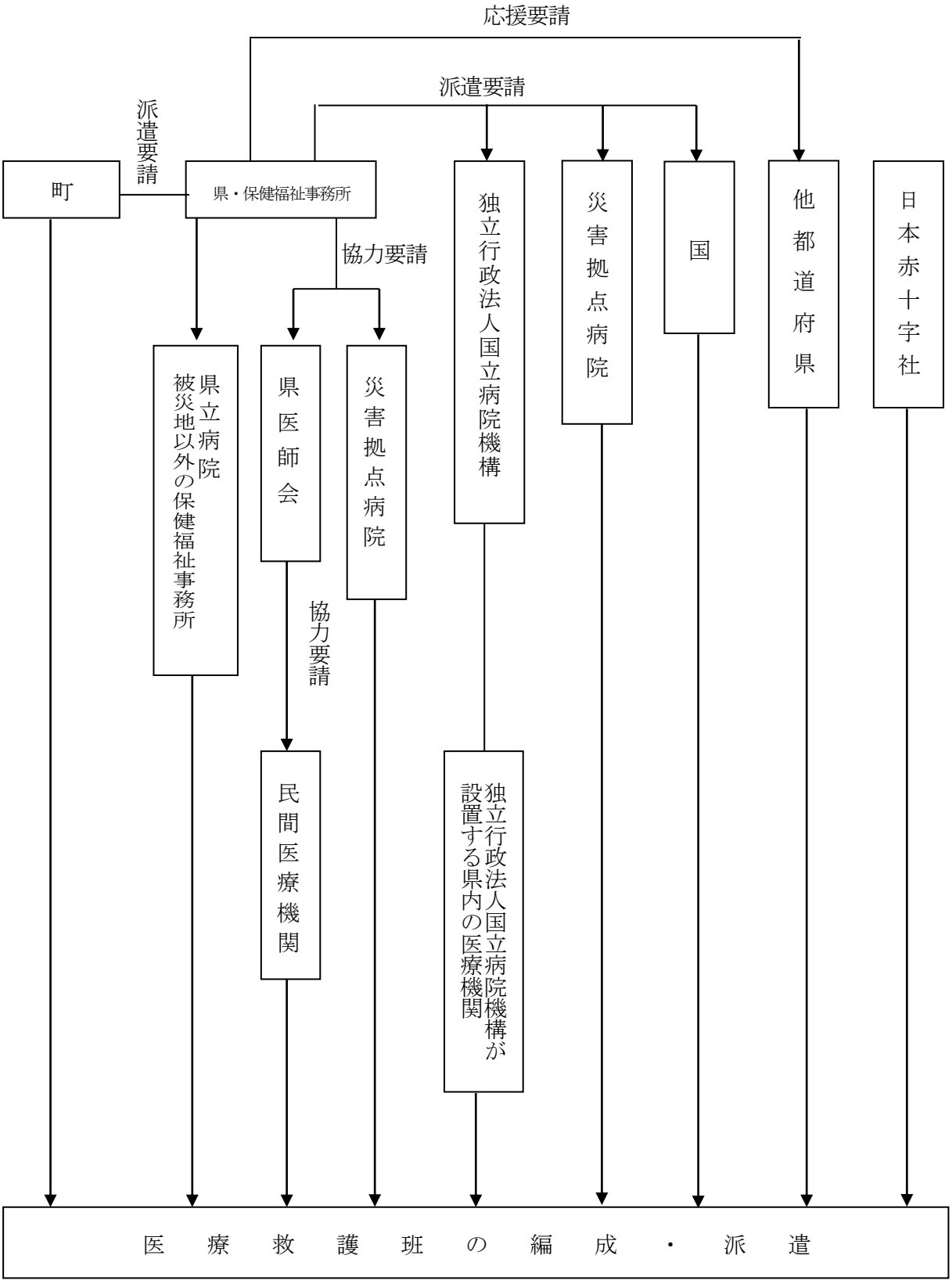
町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、町及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6　被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となって、保健福祉事務所、町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。


応援要請
派遣要請
派遣要請
町
県・保健福祉事務所
協力要請
県立病院
被災地以外の保健福祉事務所
県医師会
災害拠点病院
協力要請
民間医療機関
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人国立病院機構が設置する県内の医療機関
災害拠点病院
国
他都道府県
日本赤十字社
医療救護班の編成・派遣

第２項　医薬品、医療資機材の調達

１　需給状況の把握

町は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

２　安定供給の確保

(1)　町

ア　需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ　この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2)　県

ア　町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医科器械組合に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ　保健医療活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。

ウ　これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ　それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

３　薬剤管理班の編成、派遣

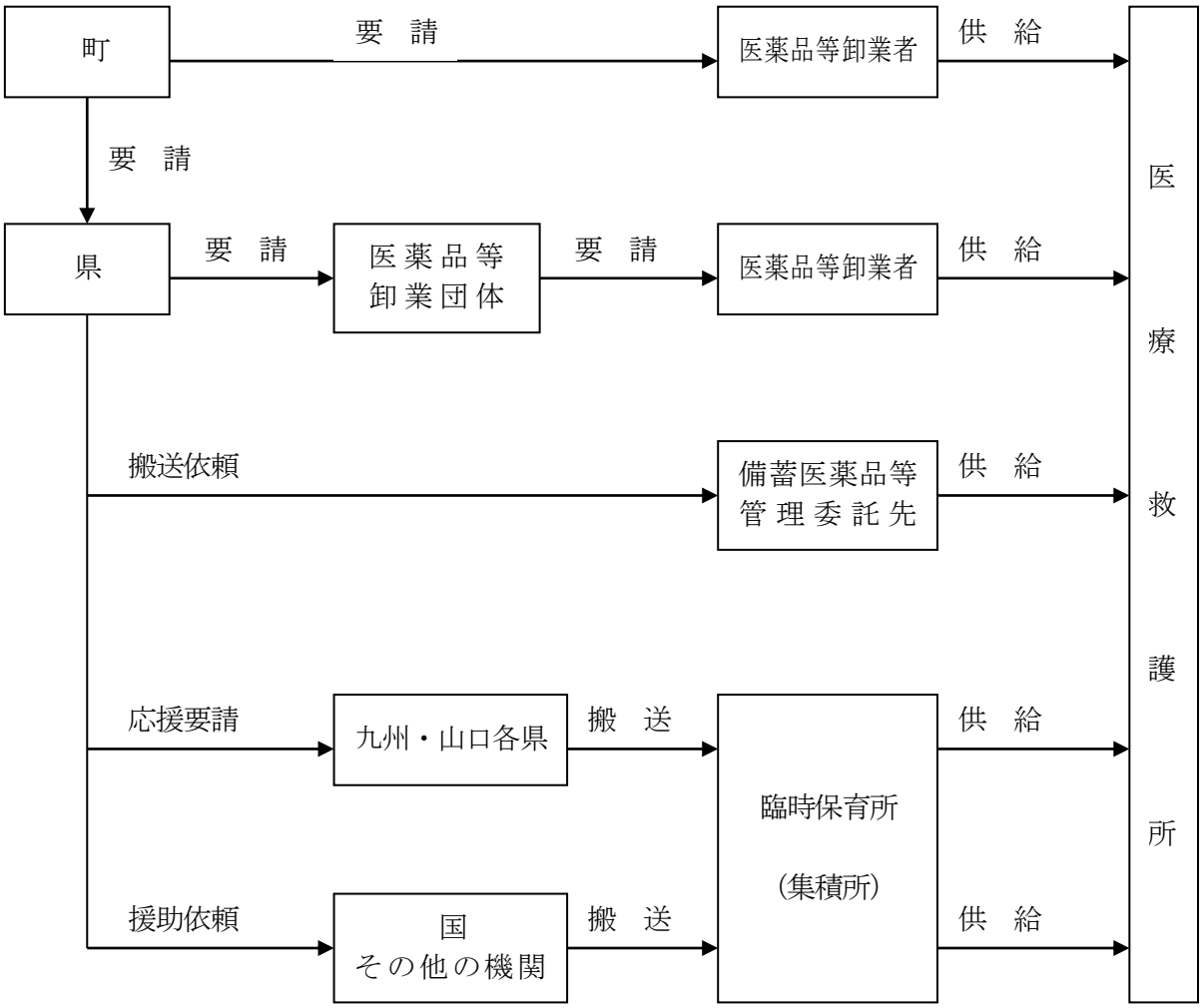
(1)　県

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、町から要請があった場合は、佐賀県薬医師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師２名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

(2)　佐賀県薬医師会

佐賀県薬医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、薬剤管理班を派遣する。



第３項　医療施設の応急復旧

町内の医療機関は、風水害時には、速やかに、病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第４項　保健医療福祉ボランティアへの対応

風水害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合には、次により対応するものとする。

1　登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2　情報提供等

町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

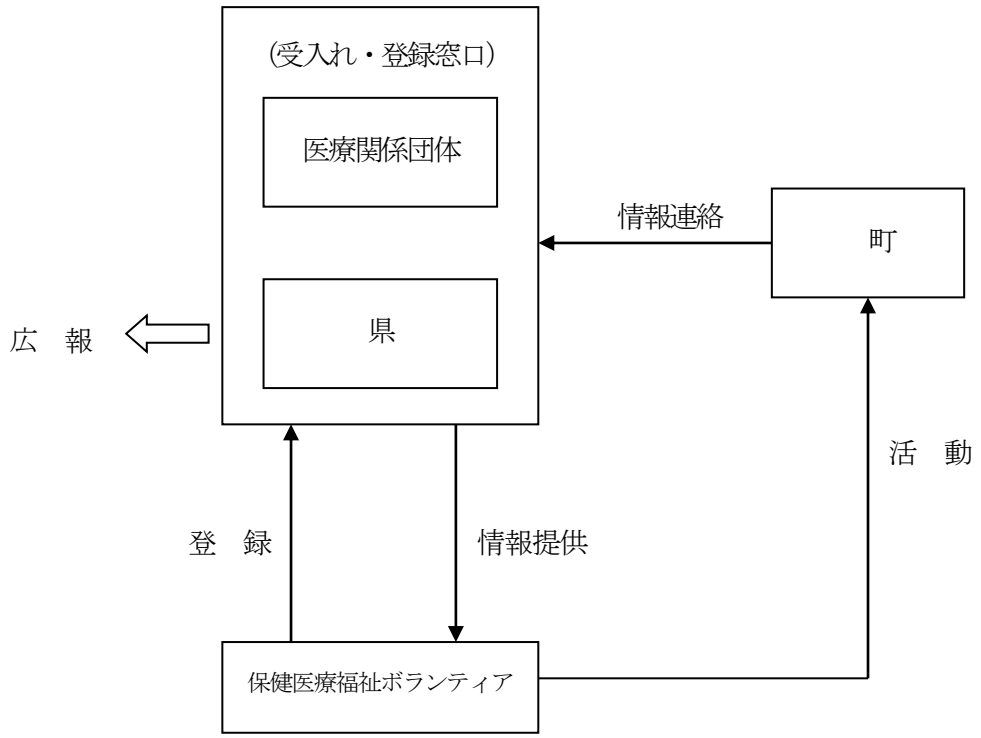
県は、町からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

(1)　自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること

(2)　可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること

(3)　被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと。

(4)　その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び町他、関係者の指示に従うこと。



第11節　救急活動計画

第１項　救急活動計画

消防署は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

１　救急活動

消防署は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

２　搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等に支援を求める。

消防機関、町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターヘリの運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、広域航空消防応援、緊急消防援助隊の出動又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

３　後方医療機関の情報の把握

消防署は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

４　応援要請

(1)　近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防署は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」や「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(3)　緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町又は消防署は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊

急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第12節　惨事ストレス対策

第１項　惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。
そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の賛辞ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。
保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節　水防活動計画と二次災害の防止活動

第１項　水防活動計画と二次災害の防止活動

１　水防活動

風水害に伴い、河川、海岸、農業用用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫や、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・海岸・農業用用排水施設等の管理者及び施工者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1)　施設の点検、補修

河川、海岸、農業用用排水施設等の管理者及び施工者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、農業用用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2)　応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施工者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2　土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び町は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3　風倒木対策

国、県及び町は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第14節　避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、町等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、町民及び関係機関等へ伝達する。

第１項 高齢者等避難・避難指示

1　高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難は避難指示を発令する者は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に八玲・伝達する。

⑴避難が夜間になる場合の日没までの避難

町は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

⑵屋内での退避等の安全確保措置

町は、避難時の周囲の状況により避難の為に移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対 象 者	備　　考
●町長 ○知事 （災害の発生により市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき） ○警察官又は海上保安官 （町長が指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき）	●災害が発生するおそれがある場合で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならないとき。	●避難行動要支援者に対しては、立退きの指示 （その他の者に対しては、立退きの高齢者等避難の発令）	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●町長が行った場合は、知事に報告すること。 ●警察官又は海上保安官が行った場合は、町長へ通知すること。
	●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	●立退きの勧告 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		
	●上記の場合で、急を要すると認めるとき。	●立退きの指示 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		
	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められるとき。	●屋内での退避等の安全確保措置の指示		
	（災害対策基本法§60、§61、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律§20）			
●知事 ●知事の命を受けた県の職員 ●水防管理者	洪水又は高潮のはん濫（津波も含まれる）により著しい危険が切迫していると認められるとき。 （水防法§29）	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。
●知事 ●知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知すること。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対 象 者	備　　考
	（地すべり等防止法§25）			
●警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合）	●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	●警告を発すること	●その場に居合わせた者 ●その事物の管理者 ●その他関係者	●警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 ●自衛官が行った場合は、防衛庁長官の指定する者に報告すること。
	●上記の場合で、特に急を要する場合 （警察官職務執行法§4、自衛隊法§94）	●避難の措置	●危害を受けるおそれのある者	

2　高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

(1)　避難対象地域

(2)　高齢者等避難、避難指示を発令する理由

(3)　避難先及び避難経路

(4)　避難時の留意事項等

3　町民への伝達及び関係機関への連絡

避難準備（避難行動要支援者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を、関係機関に対して連絡を行うとともに、当該地域の住民及び要援護者関連施設に対して伝達する。

避難準備（避難行動要支援者避難）情報又は避難勧告・指示の連絡を受けた町は、町民に対してその周知徹底を図る。

(1)　関係機関への連絡

高齢者等避難、避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（町、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局）と、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2)　町民への伝達

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の町民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

町民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、区長会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア　防災行政無線

イ　広報車

ウ　サイレン、警鐘
エ　テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む）の放送
オ　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール等）
カ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、県及び町ホームページ、ＳＮＳ等）

(3)　要援護者関連施設への伝達　　本文確認

避難準備（要援護者避難）情報の発令又は避難勧告・指示を発令したときは、要援護者関連施設に防災行政無線、電話、広報車等により迅速かつ的確に伝達しその周知徹底を行う。

第２項　警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要　件（根　拠）	内　　容	対 象 者	備　　考
●町長等 （町長から委任を受けた町の職員を含む。以下同じ） ○警察官又は海上保安官 （町長等が現場にいないとき、又は町長等から要求があったとき） ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （町長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合） ○知事 （災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 （災害対策基本法§63、§73）	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、町長に通知すること。 ●知事が行う場合は、その旨公示すること。

第3項　避難誘導等

1　避難誘導

(1)地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

町は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を取り、誘導を行う。

(2)要配慮者への配慮

町は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して行うとともに、指定緊急避難場所、避難経路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3)被災者の運送の要請

県は被災者の保護の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2　避難

(1)　小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び町は、車輌・舟等を準備し、援助するものとする。

(2)　広域的な避難

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3　自主避難

町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、避難指示等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項　主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

1　学校等

公立の学校は、生徒等の在校時に、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき保護者等へ生徒等を引渡した場合は、町に対し、さらに町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

2　病院等医療機関

病院等医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

3　社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員

の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4　不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、町や関連機関へ、速やかにその旨連絡する。

第５項　指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、町防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1　指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設

(1)　指定緊急避難場所

町は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2)　指定避難所

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等とともに、指

定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより被災町内に避難所を設置することが困難な場合、当該町は、「第３項　避難誘導等　２　避難（2）　広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

２　指定避難所の運営管理等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

町及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、町及び県は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1)　避難者情報の把握及び開示

町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(2)　生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3)　男女双方の視点等への配慮

町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、ＬＧＢＴなど多様な性のあり方やこども・若者の居場所の確保、性暴力被害の防止等に配慮する。特に女性専用の物干場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、キッズスペースや学習スペースの設置等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭やこども・若者の安全とニーズに配慮した指定避難所の運営管理を行うものとする。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4)　要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5)　食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることのできるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6)　相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7)　生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8)　避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、

適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9)　在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 感染症への対応

町は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合には、防災担当部局との保険福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(12) 在宅避難者等の支援拠点

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(13) 車中泊避難への対応

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第15節　応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、町は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第１項　被災宅地の危険度判定

１　広報活動

県、町は、風水害の影響により被災宅地で二次災害の恐れがあると認める場合は、連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

２　被災地の危険度判定

町は、県があらかじめ要請・登録している「被災地宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第２項　応急仮設住宅の提供及び運営管理等

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援によるブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分は既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するもの
とする。

１　応急仮設住宅の提供

町又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

２　応急仮設住宅の運営管理

町又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども、若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

３　民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請し、「災害時における民間チンタオ住宅の被災

者への提供に関する協定」に基づき公益社団法人全国全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し協力を要請する。

第３項　被災住宅の応急修理

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第４項　公的住宅等の提供

１　公営住宅の提供

県及び町は、被災者の住宅を応急的に確保するため自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

２　企業等の施設の供与

町、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第５項　被災建築物等の有害物質漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

町は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び町は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第16節　交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第１項　交通対策

１　陸上交通

(1)　道路交通確保の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い緊急車両の通行の確保及び道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、道路啓開、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア　交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者等は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ　通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者等に直ちに連絡する。

ウ　障害物の除去等

道路管理者等は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開当を優先的に実施する。

エ　車両の移動等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ　道路の応急復旧

道路管理者等は、風水害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

カ　交通マネジメント

町は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は町から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者等、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者等は、県、町及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第２項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

(1) 人命の安全

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

(1) 第１段階（災害発生直後）

ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等

エ 負傷者等の医療機関への搬送

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第２段階（災害応急対策時）

ア　上記(1)の続行
イ　食料、水等生命の維持に必要な物資
ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送
エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3)　第３段階（災害復旧対策時）
ア　上記(2)の続行
イ　災害復旧に必要な人員及び物資
ウ　生活必需品

3　輸送手段の確保

各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

町から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又はあっせんに努める。

(1)　車両
ア　県有車両の提供
イ　各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
ウ　九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
エ　福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
オ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2)　鉄道
ア　九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、協力を要請

(3)　航空機（ヘリコプター）
ア　ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
イ　消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
ウ　自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
エ　県消防防災ヘリコプターを出動

4　緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5　緊急通行車両の確認及び事前届出

(1)　緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、風水害時において、災害対策基本法第７６条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

県は、原則として、県関係車両分についてのみ行うものとする。

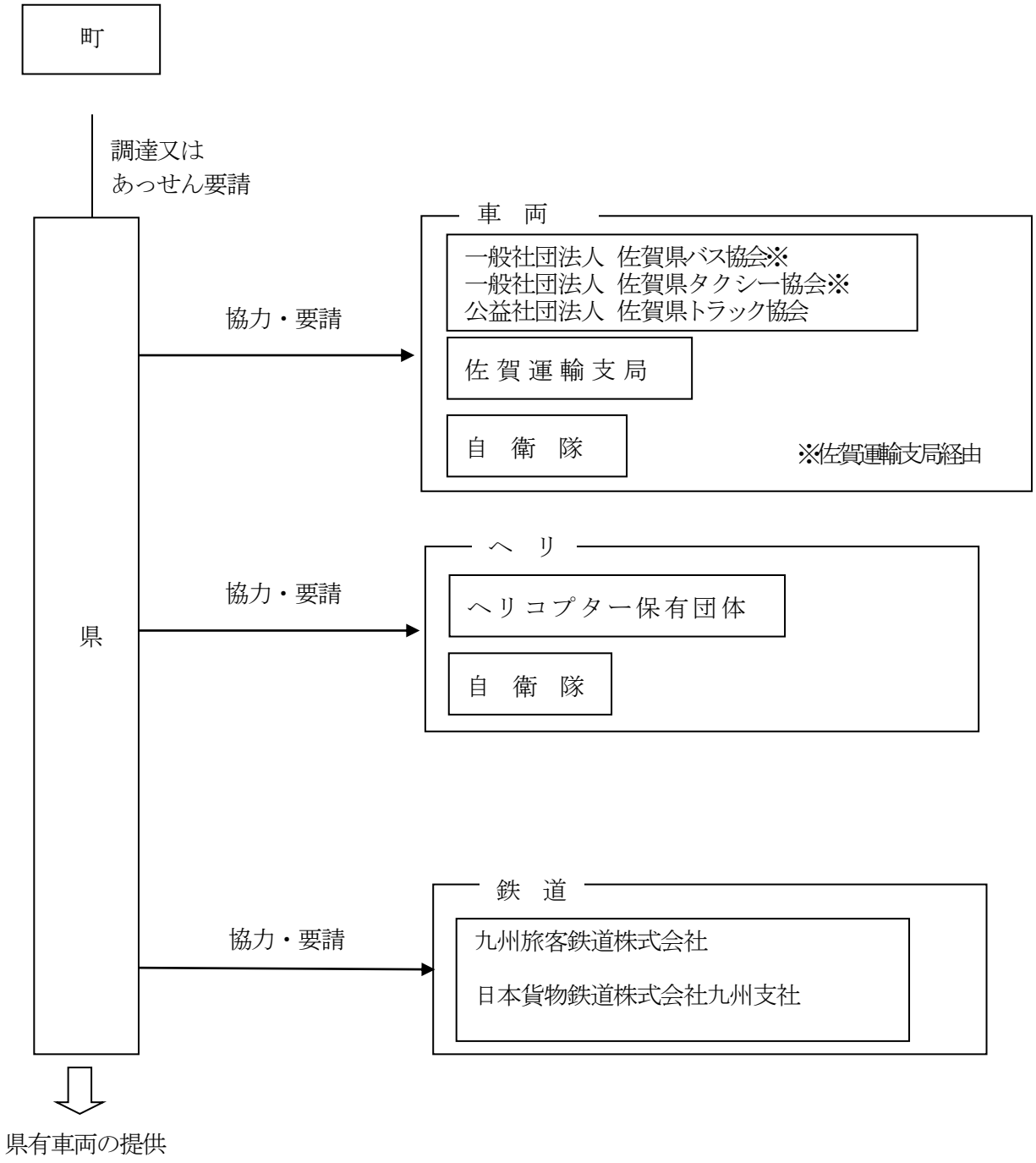
(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

ただし、町が所有する緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）は県危機管理防災課が行う。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。


町
調達又は
あっせん要請
県
協力・要請
車　両
一般社団法人 佐賀県バス協会※
一般社団法人 佐賀県タクシー協会※
公益社団法人 佐賀県トラック協会
佐賀運輸支局
自　衛　隊
※佐賀運輸支局経由
協力・要請
へ　リ
ヘリコプター保有団体
自　衛　隊
協力・要請
鉄　道
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社九州支社
県有車両の提供

第17節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

町は、物資の供給を円滑に進めるため、町は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、町、防災関係機関と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第１項　食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む）の応急供給を行う必要が生じた場合は、町、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第２項　飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

１　調達方法

(1)　町

町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

ア　自ら備蓄している食料を供給

イ　供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ　相互応援協定を締結している市町に対し、食料等の提供を要請

エ　県に対し、支援を要請

オ　県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2)　県

県は、町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、町への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア　独自で備蓄している食料等を提供する。

イ　農林水産省政策統括官を通じ、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給あっせんを要請する。また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

ウ　「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

エ　必要に応じ、「九州・山口９県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3)　米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、１人１食当たり、精米３００グラムの範囲内とする。

2　災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、町は、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」第４章Ⅰ第１１に基づき、農林水産省農産局長に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3　国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1)　パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県への出荷要請を行う。

(2)　関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

4　供給方法

「第４項　物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料については、町は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行う。

≪炊出し≫

(1)　方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立会

炊出しに当たっては、町職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、県又は町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者、町、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

水道事業者は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第２０節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

(1) 町

町は、水道事業者と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、町からの要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、町の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア 被害の程度や町による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ　必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ　必要に応じ、県内の他の市町の応援、「九州・山口９県災害時応援協定及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

エ　応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第３項　生活必需品等の供給計画

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、県、町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

１　生活必需品等の品目

品　　目	内　　容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、（口腔ケア）用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

２　調達方法

(1)　町

町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等

を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、町は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、町は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等を把握したうえで、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口９県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3 供給方法

「第４項 物資の配送計画」による。

第４項 物資の配送計画

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資（町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、県・国等から提供を受ける義援物資をいう。）（以下「緊急物資」という。）の配送が可能な場合には、町が避難所へ緊急物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第３章 第16節 第２項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

災害の規模によっては、発災後、およそ３日間は、町民、町及び県等の備蓄物資により対応せざるを得ない状況が続くと考えられるが、発災から４日目以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の救援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び町は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッ

シュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、県・町が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

2　物資の配布

(1)　町

町は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚などにより、町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

(2)　県

町からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の備蓄物資又は調達物資（義援物資）を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として町に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により町が物資の配送を円滑に行えない場合において町から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

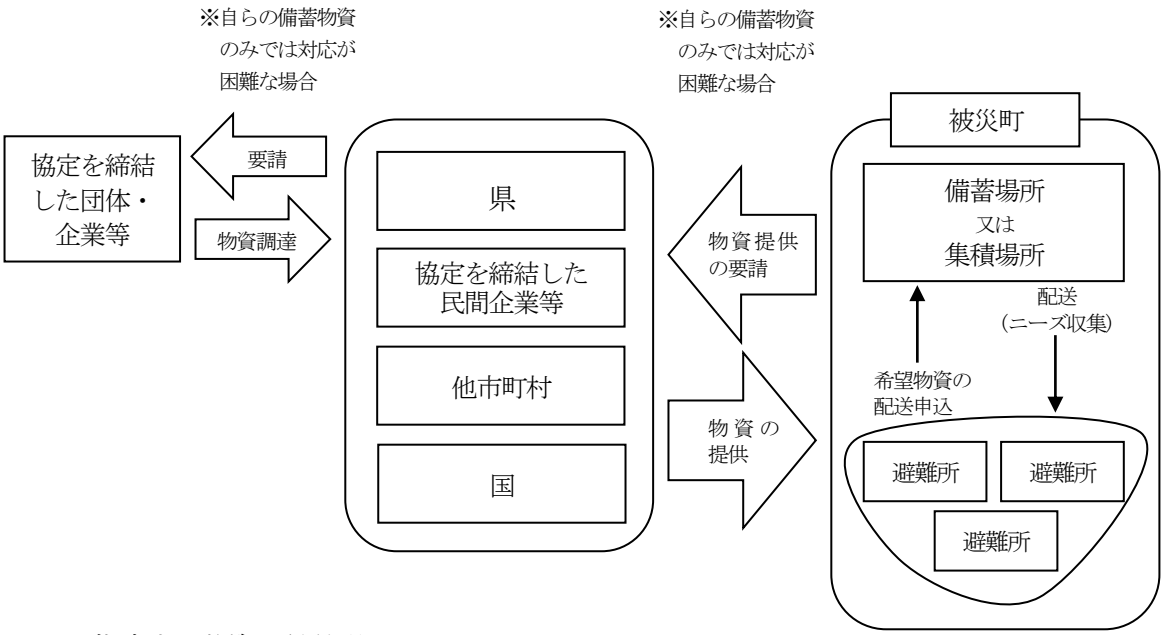
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3　在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

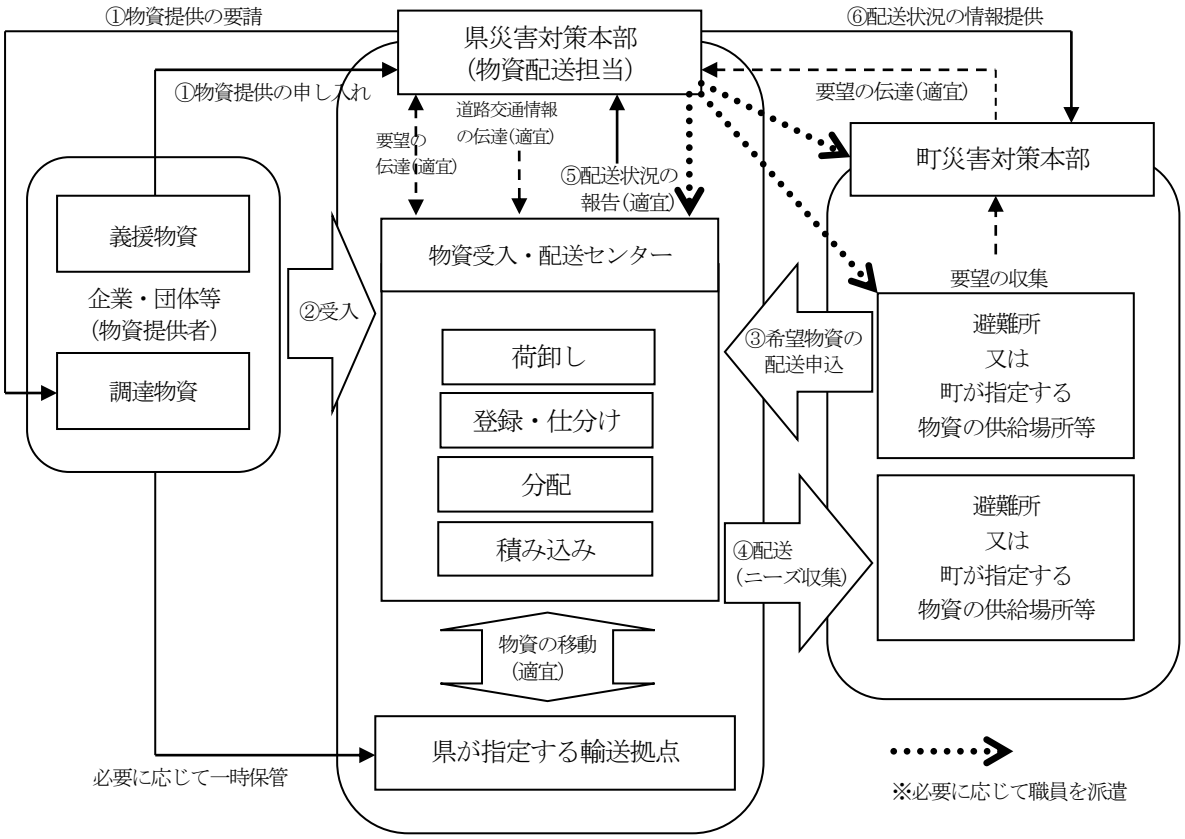
災害時には避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うものとする。

【町が避難所への物資の配送を行う場合（非時）】



≪町が指定する物資の供給場所≫
江北町全天候広場

【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



※県は、町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」とい

う。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送にあたっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第３章　第16節　第２項　輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを町災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

第18節　広報、被災者相談計画

風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、町民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、町・消防署を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、町、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、被災者等住民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防署、区長、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第１項　住民への情報提供

町は、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話を活用して情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたっては、県及び町は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1　町による災害広報の実施

町は、町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1)　広報の内容及び方法

町域内の災害に関する広報については、町が独自に、あるいは警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア　町民に対する広報

(ｱ)　広報内容

a　警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

(a)　雨量、河川水位、潮位等の状況

(b)　浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等

(c)　町民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

(d)　避難の必要の有無等（警戒レベル等）

b　災害発生直後の広報

(a)　災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）

(b)　道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）

(c)　公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）

(d)　電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

(e)　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(f)　安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

(g)　スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

c　応急復旧活動段階の広報

(a)　住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

(b)　食料、飲料水、生活必需品等の供給状況

(c)　その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

d　外部からの支援の受入れに関する広報

(a)　ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）

(b)　義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

e　被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

f　その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(ｲ)　広報の方法

町が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害ＦＭの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティＦＭを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

a　町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報

b　広報車による広報（消防広報車を含む）

c　ハンドマイクによる広報

d　テレビ、ラジオ放送による広報

e　広報誌、掲示板による広報

f　インターネット（ホームページ、フェイスブック、ツイッター等）による広報

g　携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）による広報

イ　報道機関に対する広報

町広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

第２項　被災者相談

県、町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、町民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

町は、必要と認める場合、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各対策部の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

防災関係機関も、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

第３項　安否情報の確認

県、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害するということのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとす

る。この場合において、県、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第19節　文教対策計画

学校等は、風水害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第１項　生徒等の安全確保措置

１　臨時休業等の措置

学校等は、風水害の発生時または発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

２　登下校での措置

学校等は、風水害の発生または発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

３　応急救助及び手当

学校等は、風水害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第２項　学校施設の応急復旧

１　被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、町に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、町教育委員会に対し連絡する。連絡を受けた町教育委員会は、県教育委員会に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

２　応急復旧

県、町は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第３項　応急教育の実施

学校等並びに県、町及び私立の学校等の設置者等は、風水害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

１　応急教育の実施場所

第１順位	地域内の小・中学校
第２順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第３順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第４順位	応急仮校舎の建設

２　応急教育の方法

(1)　生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

(2)　教職員を動員し、授業再開に努める。

(3)　応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

(4)　生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5)　生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

３　教職員の確保

県、町及び私立の学校等の設置者等は、風水害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

４　学用品の調達、給与

(1)　教科書

ア　町は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、町全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを県に対し、報告する。

イ　災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2)　教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

≪支給の対象となる学用品≫

ア　教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ　通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5　給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は町、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6　保健衛生の確保

学校等は、県、町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項　避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、

体育館　⇒　特別教室　⇒　普通教室

の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第20節　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、町及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第１項　道路、橋梁

１　被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、町に対し、この旨連絡する。

２　応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第２項　河川

１　被害状況の把握、連絡

河川管理者並びに下水道管理者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

２　応急復旧

河川管理者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第３項　砂防施設等

１　被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急措置

県、町は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項　治山施設等

1　被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、町に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2　応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項　農地農業用施設

1　被害状況の把握、連絡

町、農業用用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、町に対し、この結果を連絡する。

2　応急措置

町、農業用用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第21節　ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、町民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、県及び町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握にため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

国、県及び町と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第１項　水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び水道用水供給事業者は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。 また、県、町及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提 供するよう努める。

水道事業者は、災害の発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携して上下水道一体と なって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第２項　下水道施設

下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

下水道管理者は、災害の発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、水道業者と連携して上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第３項　工業用水道施設

工業用水道事業者は、風水害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、町、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取

水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、町及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第４項　電力施設

九州電力株式会社は、風水害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、県、町等に対し、次の協力要請を行う。

(ｱ)　県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求

(ｲ)　県、町に対し、広報の協力要請

(ｳ)　県、町に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請

(ｴ)　その他県、町等との事前協議に基づく協力の要請

第５項　電話施設

ＮＴＴ西日本株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。また、必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

(ｱ)　要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）

(ｲ)　資材及び物資対策（県、町に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）

(ｳ)　交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第６項　ガス施設

液化石油ガス（ＬＰガス）

(1)　被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生した時は、災害の発生防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防署、県警察、県、町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2)　施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

(3)　二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4) 応援要請

液化石油ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第７項　鉄道施設

風水害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

１　風水害時の列車の運転規制
２　風水害時の代替輸送方法
３　災害対策本部の設置
４　連絡通報
５　応急措置（案内広報など）
６　施設の応急復旧

第22節　災害対策用機材、復旧資材等の調達

第１項　災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

１　災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

町は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あっせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は町からあっせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あっせんを要請するものとする。

２　復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第23節　福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、県、町は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第１項　対象者の状況の把握

１　高齢者、障がい者

町は、風水害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

２　要保護児童

町は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

(1)　児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。

(2)　住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第２項　高齢者及び障がい者対策

１　緊急保護

県及び町は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

２　在宅サービス体制

県及び町は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

３　応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第３項　要配慮者対策

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、町は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

１　要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1)　避難所へ移動すること。

(2)　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

(3)　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

２　要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第４項　児童対策

１　保護等

町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

２　メンタルヘルス対策

被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

３　児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第24節　ボランティアの活動対策計画

風水害時に、多くのボランティアの申出がある場合は、県、町及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第１項　受入れ体制の整備

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・町災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の町センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

県及び町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・町災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第２項　ニーズの把握、情報提供

現地本部は、町及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

町は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

第３項　支援

町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び社会福祉協議会等関係機関は、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、

被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収穫運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動環境について配慮する。

第25節　外国人対策

第１項　外国人対策

１　町における措置

町は、風水害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努めるものとする。

２　県における措置

県は、風水害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第26節　帰宅困難者対策

第１項　帰宅困難者対策

県、町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第27節　義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、町、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第１項　義援物資

県及び町は、必要に応じて、義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

１　受入れの基本方針

(1)　企業・団体等からの大口受入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。

(2)　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

(3)　物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

(4)　可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

２　受入れの広報

県及び町は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

(1)　受付け窓口

(2)　受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト
（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める）

(3)　送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）

(4)　個人からは、原則義援金として受付け

(5)　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

３　供給方法

「第３章　第17節　第４項　物資の配送計画」による。

第２項　義援金

１　受付け

県は、義援金の受付体制を整備する。

町は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付け体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付け体制を整備する。

2　受入れ、保管、配分

町は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会はあらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受入、適切に保管する。

県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的は配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受け入れ額や被災状況等を考慮のうえ、配分大将、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。

なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、１次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため１か月以内を目途に決定することとする。

町は、自ら直接受け入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第28節　災害救助法の適用

第１項　救助の本質

1　災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。

2　災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

3　国の責任において行われ、県・町、日本赤十字社その他の団体及び町民の協力の下に行われる。

第２項　実施主体

1　知事は、災害救助法による救助を実施し、町長はこれを補助する。

救助に関する職権の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。

2　日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項　適用基準

災害救助法による救助は、町の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

1　町内における住家の被害世帯数が、４０世帯に達したとき。

2　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が１，０００世帯以上であって、町内の被害世帯数が２０世帯に達したとき。

3　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が５，０００世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

4　町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(1)　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(2)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき。

第4項　被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも１戸の建物に限らない。

2　世帯

生計を１つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯となる。

3　死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

4　行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5　負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は１か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は１か月未満で治ゆできる見込みのものをいう。

6　全焼、全壊、流失

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の７０％以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう）の被害額が、その住家の時価の５０％以上に達した程度のものをいう。

7　半焼、半壊

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要構造部（全焼（壊）と同様）の被害額がその住家の時価の２０％以上５０％未満のものをいう。

8　床上浸水

上記６及び７に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9　床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10　一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第５項　救助の種類

町長が行う救助の種類は、次のとおりである。

1　避難所及び応急仮設住宅の供与
2　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3　被服、寝具その他の生活必需品の給与及び貸与
4　医療及び助産
5　被災者の救出
6　福祉サービスの提供
7　被災した住宅の応急修理
8　学用品の供与
9　埋葬
10　遺体の捜索及び処理
11　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第29節　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視のほか、町は的確に捜索を行い、町は処理収容、火葬を実施する。

第１項　捜索

町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。

警察、海上保安庁、消防、県・町災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助を要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。

第２項　処理収容

１　検視、身元確認

町及び消防署は、被災現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、町及び消防署から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

２　遺体の収容

町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

町は、県警察から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

町は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

３　遺体の処理

町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

４　遺族等への遺体引渡し

町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第３項　火葬

町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、町からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び町は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第30節　廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、町は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ、迅速かつ適切に収集処理を行うとともに、必要に応じ、廃棄物処理施設の応急復旧を実施する。

第1項　役　　割

1　町

(1)　収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。

(2)　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。

(3)　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。

(4)　災害廃棄物の処理の進歩に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。

(5)　必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。

(6)　必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2　県

(1)　町の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。

(2)　町から要請があった場合、又は被災町の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を被災町の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。

(3)　県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3　町民、事業者

(1)　災害廃棄物を適正に分別し、排出する。

(2)　不必要に廃棄物を排出しない。

第2項　し尿の処理

1　仮設トイレの調達、設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この際、「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

(1)　杵東衛生処理場

ア　事前に風水害時のし尿処理計画を策定する。

イ　必要に応じ、構成町、関係者、県への支援を要請する。

ウ　し尿処理施設の被災状況の把握と、損害箇所の修理を行う。

≪仮設トイレの調達≫

(2)　町

町は、予め、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

(3)　県

県は、予め、供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

町から要請があった場合、「災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

2　処理の方法

(1)　町

ア　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

ウ　水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。

エ　収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

オ　必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

カ　必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(2)　県

ア　町の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ　被災地域の町から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。

ウ　被災町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

第3項　ごみの処理

1　さが西部クリーンセンター

(1)　事前に風水害時の一般廃棄物処理計画を策定する。

(2)　一般廃棄物を収集運搬及び処分する。

(3)　必要に応じ、構成市町、関係者、県への支援を要請する。

(4)　収集運搬機材、一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握と、損害箇所の修理を行う。

2　町

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1)　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

(2)　町は、事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。

(3)　道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

(4)　廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。

(5)　仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。

(6)　建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。

(7)　災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等の規定に従い、適正な処理を図る。

(8)　アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
(9)　必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
(10)　必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
(11)　最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

２　県

(1)　県は、必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
(2)　県は、被災町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。
(3)　県は、建築物等の解体等工事にあたってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）の規程に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

３　国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の町長から要請があり、かつ、当該町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって実施する。

第31節　防疫計画

第１項　防疫計画

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号、以下「感染症法」という。）に基づき、県及び町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

１　防疫活動

県、町は、次の防疫活動を行う。

(1)　防疫組織の設置

町は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2)　疫学調査及び健康診断等の実施

ア　疫学調査

県は、風水害の規模に応じ、町、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ　健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第１７条第１項及び第２項の

規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ　感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第１９条及び第２０条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

この場合、この場合、県は入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

(3)　清潔の保持

町は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、町は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4)　消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第２７条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒すること命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は町に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第１４条の規定により行う。

(5)　ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第２８条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する町に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第１５条の規定により行う。

(6)　避難所における防疫指導

町は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7)　臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施し、又は町に実施させる。

(8)　生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第３１条第１項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、町は、感染症法第３１条第２項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は１人１日当り約２０リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、３～５リットル程度とする。

２　情報の収集、報告及び広報

町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。ま

た、県は、町から報告のあった情報を、国に対し、報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

3　支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1)　町に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

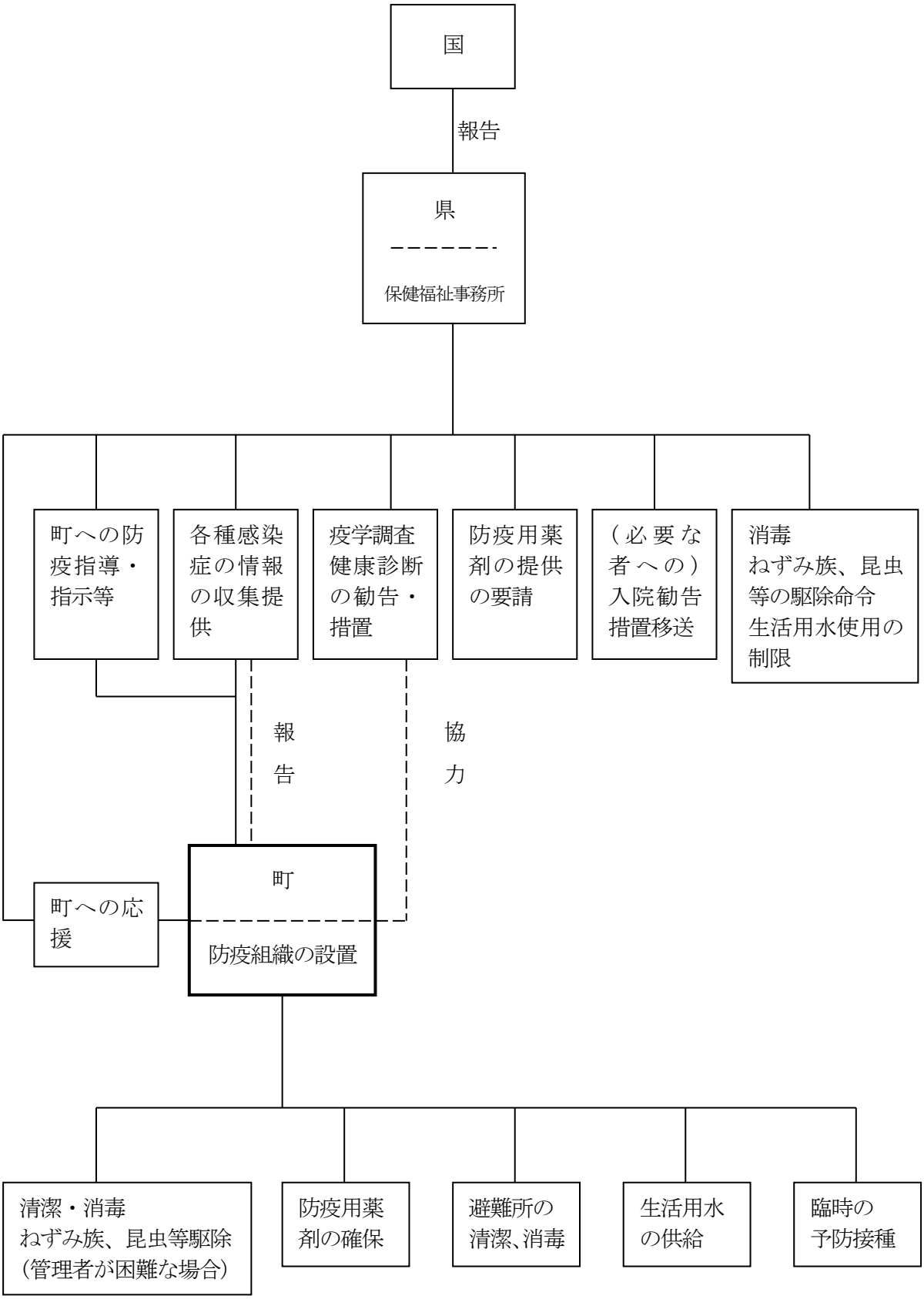
(2)　町に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。

(3)　上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4　防疫用薬剤の確保

町は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、町から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。


国
報告
県
保健福祉事務所
町への防疫指導・指示等
各種感染症の情報の収集提供
疫学調査健康診断の勧告・措置
防疫用薬剤の提供の要請
（必要な者への）入院勧告措置移送
消毒
ねずみ族、昆虫等の駆除命令
生活用水使用の制限
報告
協力
町
防疫組織の設置
町への応援
清潔・消毒
ねずみ族、昆虫等駆除
（管理者が困難な場合）
防疫用薬剤の確保
避難所の清潔、消毒
生活用水の供給
臨時の予防接種

第32節　保健衛生計画

風水害時において、県及び町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第１項　被災者等の健康管理

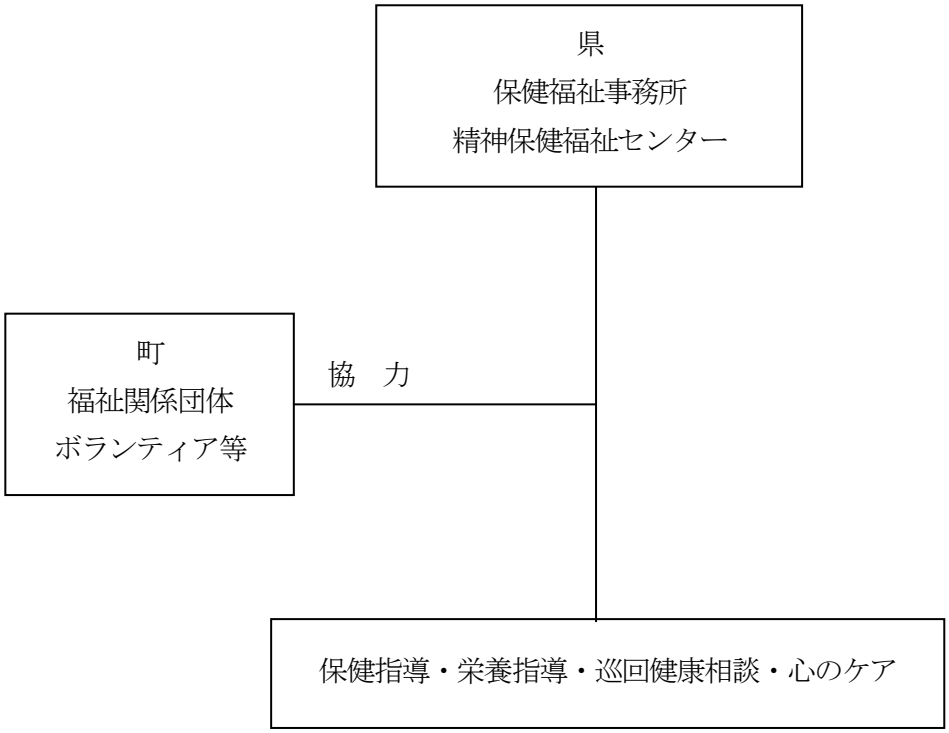
県及び町は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時のこころのケアに関するマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口９県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。



第２項　食品衛生管理

県は、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

第33節　病害虫防除、動物の管理等計画

第１項　病害虫防除

県、町は、風水害時における病害虫のまん延を防止するため、県、佐賀県農業協同組合等と連携して、被災農家に対し必要な防除対策を講じるよう指導する。

１　既設防除器具の活用

２　集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病害虫については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

３　防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等が県経済農業協同組合連合会や農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には町は、県、佐賀県農業協同組合等関係機関・団体と連携のうえ、そ

の調達のあっせんに努める。

第２項　家畜の管理、飼料の確保

１　避難対策

町は、風水害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

２　防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（救急薬品、動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

また、家畜保健衛生所に、必要な動物用医薬品の備蓄に努める。

(1)　健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2)　畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3)　家畜伝染性疾病の予防注射

風水害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

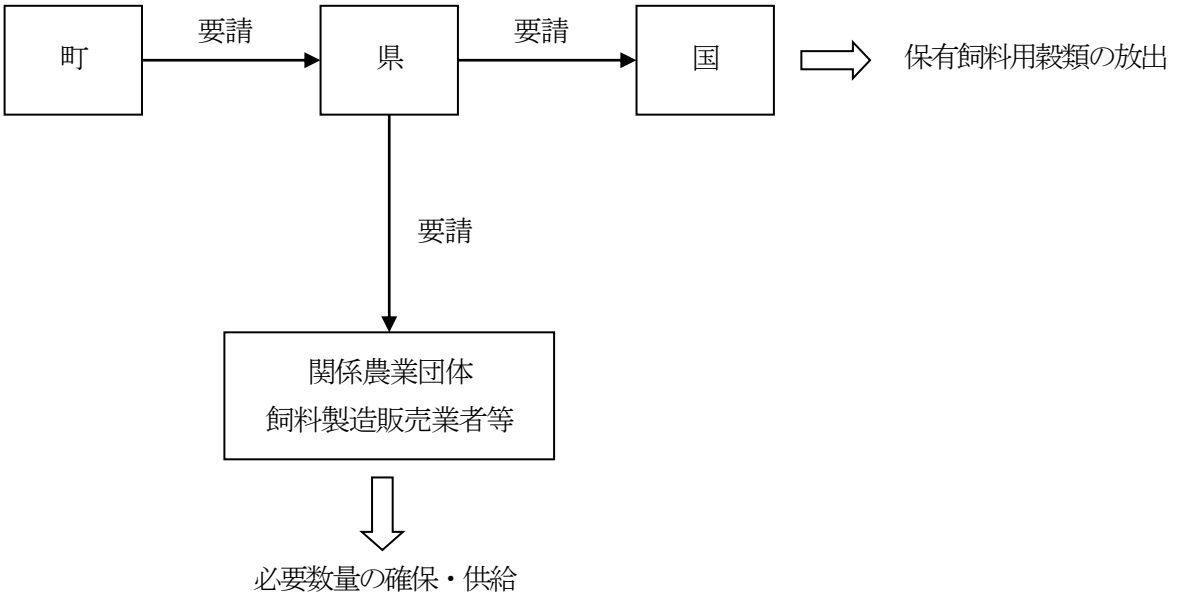
３　管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

町は県から要請がある場合は、協力するものとする。

４　飼料の確保

町は、風水害により飼料の確保が困難となった場合は、県を通じて国に対し、国保有の飼料用穀類の放出を要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



第３項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

県及び町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第34節　危険物等の保安計画

第１　火薬類

１　被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、風水害により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

火薬類事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3　その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、町から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を町に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び町と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1)　被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。

(2)　火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

(3)　港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

(4)　被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

4　応援要請

火薬類事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2　高圧ガス

1　被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2　施設の応急措置

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3　その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4　応援要請

高圧ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第３　石油類及び化学製品類

１　被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、県、町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

(1)　危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(2)　危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(3)　危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置

(4)　異常が認められた施設の応急措置

３　その他の応急措置

町又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

４　応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第４　毒物・劇物

毒物・劇物施設が風水害により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

１　毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、消防機関に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

２　県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

(1)　情報収集、被害区域の拡大防止措置

(2)　警戒区域の設定
(3)　町・住民に対する周知
(4)　被災者の避難誘導、救出・救護
(5)　原因の特定・原因者に対する指導

第35節　石油等の大量流出の防除対策計画

第１項　石油等の大量流出の防除対策

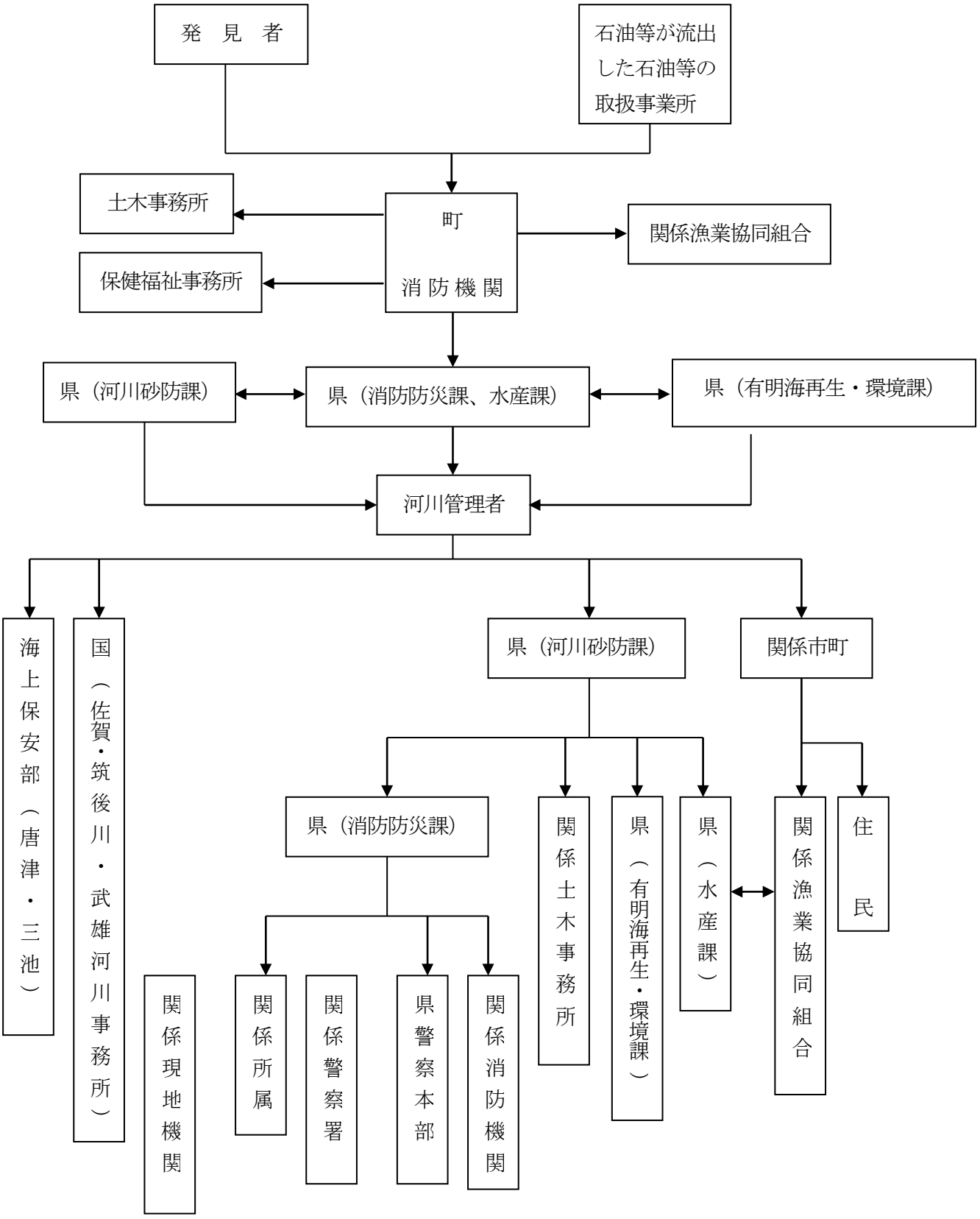
風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

１　通報連絡

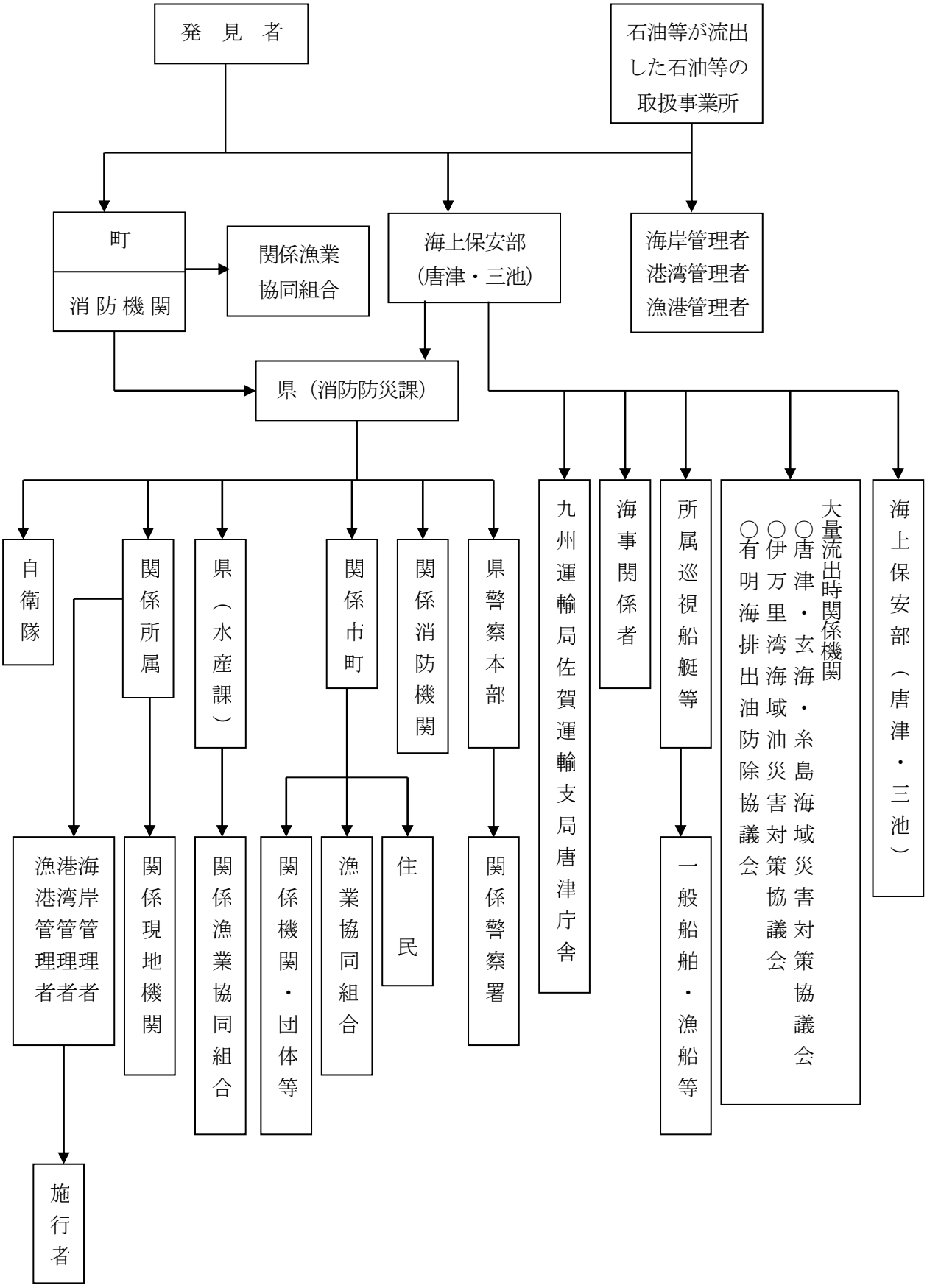
石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1)　通報連絡の系統

ア　内水面への流出の場合



イ　海域への流出の場合


発　見　者
石油等が流出した石油等の取扱事業所
町
消防機関
関係漁業協同組合
海上保安部（唐津・三池）
海岸管理者
港湾管理者
漁港管理者
県（消防防災課）
自衛隊
関係所属
県（水産課）
関係市町
関係消防機関
県警察本部
九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎
海事関係者
所属巡視船艇等
大量流出時関係機関
○唐津・玄海・糸島海域災害対策協議会
○伊万里湾海域油災害対策協議会
○有明海排出油防除協議会
海上保安部（唐津・三池）
漁港海岸管理者
関係現地機関
関係漁業協同組合
関係機関・団体等
漁業協同組合
住民
関係警察署
一般船舶・漁船等
施行者

(2) 通報連絡の内容

ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量

イ 発生日時及び場所

ウ 石油等の流出の概要

エ 気象、海象の状況

オ 流出石油等の状況

カ 今後予想される災害

キ その他必要な事項

(3) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、町、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡

イ オイルフェンスの展張、油吸着材等による流出石油等の拡散防止

ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え

エ 事業所の従業員等の救助

オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 災害対策連絡調整本部等の設置

(ｱ) 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

a 筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会

b 六角川・松浦川水系水質保全対策協議会

c 唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会

d 伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会

e 鹿島・藤津地区水質保全対策協議会

イ 主な応急対策

(ｱ) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助

(ｲ) 流出石油等の拡散防止

(ｳ)　消火対策等
(ｴ)　漂着石油等の処理
(ｵ)　流出石油等の防除資機材の調達

第36節　孤立地域対策活動

第１項　孤立地域対策活動

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県及び町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

１　被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

県及び町等各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。また、孤立地域に対して、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

２　緊急物資等の輸送

ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、県は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

３　道路の応急復旧による生活の確保

県及び町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第37節　生活再建対策

第１項　被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。町は被災者生活支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る事とする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第38節　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第１項　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

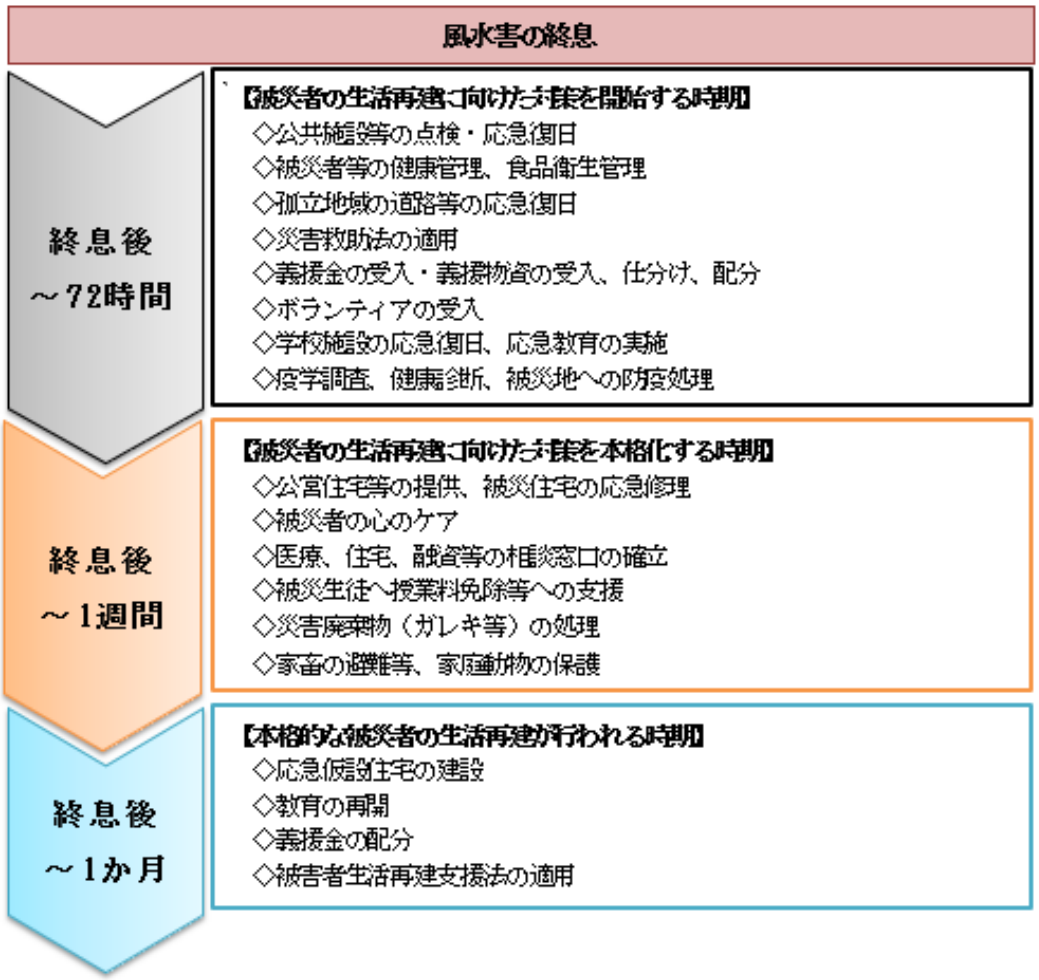
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき町災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

風水害対策に係る町災害対策本部における災害応急対策の着手時期




風水害の終息
終息後
～72時間
【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】
◇公共施設等の点検・応急復旧
◇被災者等の健康管理、食品衛生管理
◇孤立地域の道路等の応急復旧
◇災害救助法の適用
◇義援金の受入・義援物資の受入、仕分け、配分
◇ボランティアの受入
◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施
◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
終息後
～1週間
【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】
◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理
◇被災者の心のケア
◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立
◇被災生徒へ授業料免除等への支援
◇災害廃棄物（ガレキ等）の処理
◇家畜の避難等、家庭動物の保護
終息後
～1か月
【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】
◇応急仮設住宅の建設
◇教育の再開
◇義援金の配分
◇被害者生活再建支援法の適用

※　災害

第４章　災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び町が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第１項　復旧・復興に係る基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、

１　「迅速な原状復旧」を目指すのか、

又は

２　更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのか

について早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織の女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また町は復旧・復興に当たっては、必要に応じ、県に相談を行う。

第２項　迅速な原状復旧

町及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要であると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該工事を行うことができ

る権限代行制度により、支援を行う。

１　復旧事業の対象施設

(1)　公共土木施設

（河川、道路、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、、下水道、公園）

(2)　農林水産施設

(3)　都市施設

(4)　上水道、工業用水道

(5)　社会福祉施設

(6)　公立学校

(7)　社会教育施設

(8)　公営住宅

(9)　公立医療施設

(10)　ライフライン施設

(11)　交通輸送施設

(12)　その他の施設

２　資金の確保

県、町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1)　国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）

イ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）

ウ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和３９年８月１４日建設省都市局長通達）

エ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成２年３月３１日厚生省事務次官通知）

オ　社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成７年３月３０日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）

カ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）

キ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

(2)　地方債の発行が許可される主なもの

ア　補助災害復旧事業

イ　直轄災害復旧事業

ウ　単独災害復旧事業

エ　公営企業災害復旧事業

オ　歳入欠かん

３　激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法

律第１５０号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び町は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4　復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5　災害廃棄物の処理

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項　計画的復興

1　防災まちづくり

町は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、つつ、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

(1)　被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

(2)　河川等の治水安全度の向上

(3)　土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全の確保　等

2　文化財対策

(1)　指定文化財等の復旧

県（教育委員会）、町（教育委員会等）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2)　埋蔵文化財の保護

県及び町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、県及び町は、国や他県・町に対し、人的・財政的支援を求める。

第２節　被災者の生活再建等への支援

県及び町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってのきめ細かな支援を行う。

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等をかつようしたきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が用意に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第１項　被災者相談

国（総務省九州管区行政評価局（佐賀行政監視行政相談センター））は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。

県、町及び防災関係機関は、必要に応じて、町民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第２項　罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1　罹災証明書の交付

(1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やや罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するもの

とする。

(2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2　被災者台帳の作成等

(1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項　災害弔慰金、見舞金等

1　災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び条例の定めるところにより、風水害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2　災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び条例の定めるところにより、風水害により障がい者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3　日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4　被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。町は被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項　租税の徴収猶予、減免

1　国税

(1)　国税の期限の延長（国税通則法第１１条、同法施行令第３条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から２か月】

(2)　法人税の申告期限の延長（法人税法第７５条）

(3)　所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第２条）

(4)　給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第３条）

2　県税

(1)　県税の期限の延長（地方税法第２０条の５の２、同法第４４条、県税条例第９条の２）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【２か月以内】

(2)　県税の徴収猶予（地方税法第１５条）

【１年（やむを得ない場合２年）以内】

(3)　県税の減免

ア　個人の県民税（地方税法第４５条）

イ　個人の事業税（地方税法第７２条の６２、県税条例第５６条）

ウ　不動産取得税（地方税法第７３条の３１、県税条例第６９条）

エ　鉱区税（地方税法第１９４条、県税条例第１２６条の２）

オ　軽油引取税（地方税法第１４４条の４２）

カ　狩猟税（地方税法第７００条の６２、県税条例第１７０条）

3　町税

(1)　町税の期限の延長（地方税法第２０条の５の２、江北町税条例第18条の２）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

(2)　町税の徴収猶予（地方税法第１５条）

(3)　町税の減免

ア　町民税（地方税法第３２３条、江北町税条例第５１条）

イ　固定資産税（地方税法第３６７条、江北町税条例第７１条）

ウ　軽自動車税（地方税法第４５４条、江北町税条例第８９条）

エ　特別土地保有税（地方税法第６０５条の２、江北町税条例第１３９条の３）

オ　国民健康保険税（地方税法第７１７条、江北町国民健康保険条例第16条）

第５項　国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1　国民健康保険税関係

(1)　徴収猶予（地方税法§１５）

(2)　申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法§２０の５の２、江北町国民健康保険税条例）

(3)　減免（地方税法§７１７）

(4)　延滞金の減免（地方税法§７２３）

2　一部負担金の減免等（国民健康保険法§４４）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

(1)　一部負担金の減額又は支払いを免除すること。

(2)　保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第６項　郵政事業の災害特別事務取扱等

1　郵便業務関係

(1)　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(2)　被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3)　被災地（県、町、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2　為替貯金業務関係

(1)　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

(2)　郵便貯金の非常貸付け

(3)　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3　簡易保険関係

(1)　保険料払込猶予期間の延伸

(2)　保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払

(3)　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

(4)　解約還付金の非常即時払

(5)　保険貸付金の非常即時払

第７項　生活資金の確保

1　災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）に基づき、世帯主が負傷

し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2　生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3　母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

(1)　２０歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
(2)　２０歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
(3)　寡婦
(4)　４０歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第８項　住宅の供給、資金の貸付け等

1　公営住宅の提供

県、町は、被災市街地復興特別措置法第２１条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2　住宅資金の貸付制度

第５項に記載

第３節　地域の経済復興の推進

第１項　中小企業に対する復旧・復興資金の確保

町は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

1　被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。

2　佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

3　信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、

債務保証の促進を要請する。

4　被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項　農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保

県、町は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

1　天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

2　農林漁業金融公庫資金（農林漁業金融公庫法）